

登録税 登録税法

第九号全條改正、昭和二十一年法律第十四号、同二十二年第二十九号、同年法律第四百四十二号、同二十三年法律第七号改正)

- 一 試掘権ノ設定 每一件 金六千円 (明治四十三年法律第十一号、昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十一号、同年法律第七号改正)
- 二 試掘権ノ変更
 - 増区又ハ増減区 每一件 金三千円 (同上)
 - 減区 每一件 金六千円 (昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第四百四十二号改正)
- 三 試掘権ノ移転
 - 相続 每一件 金六百円 (同上)
 - 相続以外ノ原因ニ因ル移転 每一件 金三千円 (同上)
 - 三ノ二 試掘権ヲ目的トスル使用権ノ設定 每一件 金六百円 (昭和十八年法律第七十号追加、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十一号、同年法律第四百四十二号、同二十三年法律第七号改正)
 - 三ノ三 試掘権ヲ目的トスル使用権ノ変更
 - 増区又ハ増減区 每一件 金三百円 (同上)
 - 減区 每一件 金六十円 (同上)
 - 三ノ四 試掘権ヲ目的トスル使用権ノ移転

- 相続 每一件 金六十円 (同上)
- 相続以外ノ原因ニ因ル移転 每一件 金三百円 (同上)
- 三ノ五 試掘権ヲ目的トスル使用権ノ存続権ノ存続期間ノ更新 每一件 金六百円 (同上)
- 四 採掘権ノ設定
 - 新規登録 每一件 金一万二千円 (明治四十三年法律第十一号、昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十一号、同年法律第七号改正)
 - 鉦区合併 每一件 金三千円 (昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第四百四十二号改正)
 - 鉦区分割 設定鉦区 每一件 金三千円 (同上)

- 五 採掘権ノ変更
 - 鉦区訂正 每一件 金三千円 (同上)
 - 増区又ハ増減区 每一件 金六千円 (明治四十三年法律第十一号、昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十一号、同年法律第七号改正)
 - 減区 每一件 金二千二百円 (昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第四百四十二号改正)
- 六 採掘権ノ移転
- 登録税 登録税法

登録税 登録税法

相続 每一件 金千二百円 (同上)

相続以外ノ原因ニ因ル移転 每一件 金六千円

六ノ二 探掘権ヲ目的トスル使用権ノ設定 每一件 金千二百円

六ノ三 探掘権ヲ目的トスル使用権ノ変更

増区又ハ増減区 每一件 金六百円 (同上)

減区 每一件 金百二十円 (同上)

六ノ四 探掘権ヲ目的トスル使用権ノ移転

相続 每一件 金百二十円 (同上)

相続以外ノ原因ニ因ル移転 每一件 金六百円 (同上)

六ノ五 探掘権ヲ目的トスル使用権ノ存続期間ノ更新 每一件 金千二百円 (同上)

七 抵当権ノ設定 債権金額 千分ノ六・五 (昭和二年法律第六号、同二十一年法律第十四号改正)

新規登録

鉱業法第三十五條第二項ニ基キ為シタル承諾及協定ニ因ル設定

八 順位ノ変更ニ因ル抵当権ノ変更 每一件 金三百円 (昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第四百四十二号、同二十三年法律第七号改正)

九 抵当権ノ移転

相続 每一件 金三百円 (同上)

相続以外ノ原因ニ因ル移転 每一件 金六百円 (同上)

十 信託ノ登録 每一件 金六百円

十一 共同鉱業権者ノ脱退 每一件 金三百円

十二 滞納処分以外ノ原因ニ因ル鉱業権、使用権又ハ抵当権ノ処分ノ制限 債権金額 千分ノ五 (昭和十八年法律第七十号、同二十一年法律第十四号改正)

十三 廃業ニ因ル鉱業権ノ消滅 每一件 金三百円

十三ノ二 存続期間満了前ノ使用権ノ消滅 每一件 金三十円

昭和十八年法律第七十号追加、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第四百四十二号、同二十三年法律第七号改正

登録税 登録税法

登録税 登録税法

十四 抹消シタル登録ノ回復 每一件 金三十円

十五 仮登録 每一件 金三十円

十六 登録ノ更正、変更又ハ抹消 每一件 金二十円

(昭和二年法律第六号追加、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同二十三年法律第四百二十二号、同二十三年法律第四百七号改正)

砂鉱権ノ登録

第十五條 砂鉱業ニ関シ砂鉱業原簿ニ登録ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ(明治四十二年法律第十四号追加、同四十四年法律第十四号、大正十一年法律第四十六号、昭和二年法律第六号、同十八年法律第七十号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第四百二十二号、同二十三年法律第四百七号改正)

一 砂鉱権ノ設定

採取区域 河床ハ每二里迄 其ノ他ハ十万坪迄

金九百円

(昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同二十三年法律第四百七号改正)

砂鉱区合併
砂鉱区分割

每一件 金百八十円

(同上)

設定砂鉱区一箇
金百八十円 (同上)

二 砂鉱権ノ変更

増区

採取区域 河床ハ每二里迄 其ノ他ハ十万坪迄

金九百円

(同上)

減区

但シ増区ト同時ニ為ス減区ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

金六十円

(同上)

三 砂鉱権ノ移転

相続

每一件 金三百円

(同上)

相続以外ノ原因ニ因ル移転

每一件 金九百円

(同上)

三ノ二 使用権ノ設定

採取区域 河床ハ每二里迄 其ノ他ハ十万坪迄

金九十円

(昭和十八年法律第七十号追加、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同二十三年法律第四百七号改正)

三ノ三 使用権ノ変更

増区

採取区域 河床ハ每二里迄 其ノ他ハ十万坪迄

金九十円

(同上)

減区

但シ増区ト同時ニ為ス減区ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

金二十円

(同上)

登録税 登録税法

登録税 登録税法

三ノ四 使用権ノ移転

相続

每一件

金三十円

(同上)

相続以外ノ原因ニ因ル移転

每一件

金九十円

(同上)

三ノ五 使用権ノ存続期間ノ更新

採取区域

河床ハ每二里迄
其ノ他ハ每十坪迄

金九十円

(同上)

四 抵当権ノ設定

新規登録

債権金額

千分ノ六・五

(昭和二年法律第六号、同二十一年法律第十四号改正)

砂鉱区ノ合併又ハ分割ノ出願ニ付砂鉱法ニ基キ為シタル承諾又ハ協定ニ因ル設定

每一件

金三百円

(昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第四百四十二号、同二十三年法律第七号改正)

五 順位ノ変更ニ因ル抵当権ノ変更

每一件

金六百円

(同上)

六 抵当権ノ移転

相続

每一件

金三百円

(同上)

相続以外ノ原因ニ因ル移転

每一件

金六百円

(同上)

七 信託ノ登録

每一件

金三百円

(大正十一年法律第四十六号追加、昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第四百四十二号、同二十三年法律第七号改正)

八 滞納処分以外ノ原因ニ因ル砂鉱権、使用権又ハ抵当権ノ処分ノ制限

債券金額 千分ノ五

(昭和十八年法律第七十号、同二十一年法律第十四号改正)

九 廃業ニ因ル砂鉱権ノ消滅

每一件

金六十円

(昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第四百四十二号、同二十三年法律第七号改正)

九ノ二 存続期間満了前ノ使用権ノ消滅

每一件

金二十円

(昭和十八年法律第七十号追加、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第四百四十二号、同二十三年法律第七号改正)

十 抹消シタル登録ノ回復

每一件

金三十円

(昭和二年法律第六号追加、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第四百四十二号、同二十三年法律第七号改正)

十一 仮登録

每一件

金三十円

(同上)

十二 登録ノ更正、変更又ハ抹消

每一件

金二十円

(昭和二年法律第六号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第四百四十二号、同二十三年法律第七号改正)

(昭和二年法律第六号第二項ヲ削ル)

漁業権ノ登録

第十五條ノ二 漁業権又ハ入漁権ニ関シ免許漁業原簿ニ登録ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ

(明治四十三年法律第六十四号追加、大正十一年法律第四十六号、昭和二年法律第六号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第四百四十二号、同二十三年法律第七号改正)

一 漁業権ノ移転

登録税 登録税法

登録税 登録税法

- 相続 每一件 金百二十円
(昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第四百二十二号、同二十三年法律第七号改正)
- 相続以外ノ原因ニ因ル移転 每一件 金六百元
(同上)
- 二 漁業権ノ持分ノ移転
相続 每一件 金六十円
(昭和二年法律第六号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同二十三年法律第七号改正)
- 相続以外ノ原因ニ因ル移転 每一件 金百二十円
(昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同二十三年法律第七号改正)
- 三 入漁権ノ設定 每一件 金四百円
(同上)
- 四 入漁権ノ保存 每一件 金六十円
(同上)
- 五 入漁権ノ移転
相続 每一件 金六十円
(同上)
- 相続以外ノ原因ニ因ル移転 每一件 金三百円
(同上)
- 六 入漁権ノ持分ノ移転
相続 每一件 金三十円
(昭和二年法律第六号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同二十三年法律第七号改正)

- 七 賃借権ノ取得
相続以外ノ原因ニ因ル移転 每一件 金六十円
(昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第四百二十二号、同二十三年法律第七号改正)
- 相続 每一件 金六十円
(同上)
- 相続以外ノ原因ニ因ル取得 每一件 金三百円
(同上)

- 八 先取特権ノ保存又ハ取得
債権金額又ハ工事費用予算金額 千分ノ六・五
(昭和二年法律第六号、同二十一年法律第十四号改正)

- 九 抵当権ノ設定又ハ移転
設定 債権金額 千分ノ六・五
(同上)
- 相続 每一件 金百二十円
(昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第四百二十二号、同二十三年法律第七号改正)
- 相続以外ノ原因ニ因ル移転 每一件 金三百円
(同上)

- 十 信託ノ登録 每一件 金三百円
(大正十一年法律第四十六号追加、昭和二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同二十三年法律第七号改正)

- 十一 競売、強制管理ノ申立 債権金額 千分ノ六・五
(昭和二年法律第六号、同二十一年法律第十四号改正)
- 十二 仮差押、仮処分 債権金額 千分ノ五
(昭和二十一年法律第十四号改正)

登録税 登録税法

登録税 登録税法

十三 抵当アル債権ノ差押 債権金額 千分ノ六・五 (昭和二年法律第六号、同二十一年法律第十四号改正)

十四 滞納処分以外ノ原因ニ因ル権利ノ処分ノ制限ニシテ特ニ掲ケサルモノ 債権金額 千分ノ五 (昭和二年法律第六号、同二十一年法律第十四号改正)

十五 抹消シタル登録ノ回復 每一件 金六十円 (昭和二年法律第六号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同法律第四百二十二号、同二十三年法律第四百七号改正)

十六 仮登録 每一件 金六十円 (同上)

十七 附記登録 每一件 金三十円 (同上)

十八 登録ノ更正、変更又ハ抹消 每一件 金三十円 (同上)

(昭和二年法律第六号第二項ヲ削ル)

法人ノ合併等ニ因ル船舶ノ登記

第十六條 法人ノ合併ニ因ル不動産又ハ船舶ニ関スル権利ノ取得ニ付登記ヲ受クルトキハ左ノ登録税ヲ納ムヘシ但シ他ノ規定ニ依リ算出シタル税額カ本條ニ依リ算出シタル税額ヨリ少キトキハ其ノ税額ニ依ル (昭和二年法律第六号全條改正、同二十一年法律第十四号改正)

不動産又ハ船舶ノ価格

千分ノ四

(昭和二十一年法律第十四号改正)

債権ニ付課税額ヲ法定ムル方

前項ノ規定ハ保險業法ノ規定ニ從ヒ会社カ其ノ保險契約全部ノ移転契約ニ因リテ不動産又ハ船舶ニ関スル權利ヲ移転シタル場合ニ於テ其ノ權利ノ取得ニ付之ヲ準用ス (昭和十年法律第三号追加)

登記所ニ於テ不動産ノ登記

第十六條ノ二 債権金額ニ依リ課税額ヲ定ムル場合ニ於テ一定ノ債権金額ナキトキハ債権ノ目的タルモノ又ハ処分ノ制限ノ目的タルモノノ価格ヲ以テ債権金額ト看做シ先取特權、質權、抵当權又ハ処分ノ制限ノ目的タルモノノ價格カ債権金額ヨリ少キトキハ其ノ目的タルモノノ價格ヲ以テ債権金額ト看做ス但シ抵当アル債権ノ差押ヲ登記又ハ登録スル場合ニ於テハ差押ヘラルヘキ債権ノ額又ハ質權若ハ抵当權ノ目的タルモノノ價格カ債権金額ヨリ少キトキハ其ノ最モ少キモノヲ以テ債権金額ト看做ス (昭和二年法律第六号追加)

登記所ニ於テ不動産ノ登記

第十六條ノ三 管轄ヲ異ニスル登記所ニ於テ順次ニ不動産登記法第二百二十二條ノ規定ニ依リ登記ヲ受クル場合ニ於テ各登記所ニ於テ受クル登記ニ付テハ債権金額ヨリ既ニ登記ヲ受ケタルモノノ價格ヲ控除シタル残額ヲ以テ債権金額ト看做ス (同上)

同一債権ノ為ニ種別ヲ異ニシテ登録スル場合

第十六條ノ四 同一ノ債権ノ為ニ先取特權、質權又ハ抵当權ニ関シ種別ヲ異ニスル二以上ノ登記登録ヲ受クル場合ニ於ケル登録税ニ関シテハ前條ノ規定ニ準シ命令ヲ以テ之ヲ定ム (同上)

〔施規〕 四

担保附社債ニ関スル登記

第十六條ノ五 信託契約ニ依ル物上担保附社債ニシテ其ノ総額ヲ數回ニ分チ發行スルモノノ抵当權ノ取得ノ登記又ハ登録ニ付テハ登録税ヲ課セス担保附社債信託法第十九條ノ二ノ規定ニ依ル登記又ハ鉄道抵当法第三十條ノ二第二項ノ規定ニ依ル登録ヲ抵当權ノ取得ノ登記又ハ登録ト看做シ其ノ回ノ發行金額ヲ債権金額ト看做シテ登録税ヲ課ス (昭和八年法律第四十四号全條追加)

前項ノ抵当權ニ関シ種別ヲ異ニスル二以上ノ登記登録ヲ受クル場合ニ於ケル登録税ニ関シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

〔施規〕 四ノ二、四ノ三

税金納付方法

第十七條 登録税ハ印紙ヲ以テ之ヲ納ムヘシ但シ勅令ノ定ムル所ニ依リ現金ヲ以テ之ヲ徵收スルコトヲ得

〔施規〕 一、二、三、五ノ五

第十八條 登録税ハ其ノ全額十円本滿ナルトキハ之ヲ十円トス一円本滿ノ端數アルトキハ之ヲ切捨ツ (昭和二年)

登録税 登録税法

登録税 登録税法

七九六

登録税ノ
免除

- 十一年法律第十四号全條改正、同二十三年法律第七号改正)
第十九條 左ニ掲クルモノハ登録税ヲ課セス但シ第二号ノ四、第八号乃至第九号ノ四、第十二号、第十一号ノ三、第十二号及第十四号乃至第十七号ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依ル(昭和二年法律第六号全條改正、同二十一年法律第三十四号、同年法律第三十五号、同年法律第四十二号、同年法律第四十六号、同年法律第五十一号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第五十五号、同年法律第五十七号、同年法律第七十八号、同年法律第二百二十八号、同年法律第三百三十三号、同二十三年法律第七号、同二十四年法律第四十九号、同二十五年法律第五十六号改正)
- 一 政府自己ノ為ニスル登記又ハ登録
 - 一ノ二 日本専売公社自己ノ為ニスル登記又ハ登録(昭和二十四年法律第六十二号追加)
 - 一ノ三 連合国軍人等住宅公社自己ノ為ニスル登記又ハ登録(昭和二十五年法律第八十二号追加)
 - 二 日本国有鉄道自己ノ為ニスル登記又ハ登録(昭和十四年法律第七十七号改正、同二十一年勅令第七十一号削除、同二十四年法律第五号改正)
 - 二ノ二 国民金融公庫自己ノ為ニスル登記又ハ登録(昭和二十四年法律第四十九号追加)
 - 二ノ三 住宅金融公庫自己ノ為ニスル登記又ハ登録(昭和二十五年法律第五十六号追加)
 - 二ノ四 法人タル神社若ハ法人タル寺院ノ境内地若ハ法人タル教会ノ境内地又ハ法人タル神社、法人タル寺院若ハ法人タル教会ノ用ニ供スル建物ニ関スル登記(昭和十四年法律第七十七号、同二十年勅令第七百十九号、同二十一年勅令第七十一号、同二十四年法律第四十九号、同二十五年法律第五十六号改正)
 - 二ノ五 墳墓地ニ関スル登記(同上)
 - 三 北海道府県市町村其ノ他ノ公共団体ニ於テ公用ニ供スル不動産ニ関スル登記

四 府県市町村ノ廢置分合若ハ境界變更ニ因ル府県市町村ノ權利ノ取得又ハ其ノ府県市町村ニ所有權ヲ移スニ付為ス所有權ノ保存ノ登記又ハ登録

(四ノ二昭和二十二年法律第二十九号削ル)

五 市町村ノ一部ニ屬スル財産ヲ其ノ市町村ニ移ス場合ニ於ケル市町村ノ權利ノ取得又ハ其ノ市町村ニ所有權ヲ移スニ付為ス所有權ノ保存ノ登記又ハ登録(昭和十八年法律第八十号、同二十二年法律第二十九号改正)

(五ノ二昭和二十二年法律第二十九号削ル)

六 市町村又ハ市町村ノ一部ニ屬スル入会權ニシテ二以上ノ市町村ニ亘ルモノヲ消滅セシムル為市町村又ハ市町村ノ一部ヲ其ノ入会財産ニ付為ス權利ノ取得若ハ財産ノ分割又ハ之カ為ニスル所有權ノ保存ノ登記(昭和十八年法律第八十号、同二十二年法律第二十九号改正)

七 日本銀行、大日本育英会、学校法人、農地開發營団、食糧營団、農業協同組合、農業協同組合連合会、産業組合、産業組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、労働組合、国民更生金庫、南方開發金庫、外資金庫、戰時金融金庫、復興金融金庫、損害保險料率算出団体、帝都高速度交通營団、住宅營団、産業設備營団、法令ニヨル公団、日本放送協會、特別調達庁、蚕糸共同組合、蚕糸業会、水産業協同組合、木船相互保險組合、林業会、市街地信用組合、商工組合中央金庫、商工協同組合、商工協同組合中央会、中小企業等協同組合、貸家組合、貸家組合連合会、貸室組合、貸室組合連合会、塩業組合、塩業組合連合会、塩業組合中央会、持株会社整理委員会、閉鎖機関整理委員会又ハ特別鉞害復旧公社ニ付日本銀行法、大日本育英会法、私立学校法、農地開發法、食糧管理法、農業協同組合法、産業組合法、消費生活協同組合法、労働組合法、国民更生金庫法、南方開發金庫法、外資金庫法、戰時金融金庫法、復興金融

登録税 登録税法

七九七

金庫法、損害保険料率算出団体ニ関スル法律、帝都高速度交通営団法、住宅営団法、産業設備営団法、公団ニ関スル法令、放送法、特別調達庁法、蚕糸業法、水産業協同組合法、船主相互保険組合法、林業会法、市街地信用組合法、商工組合中央金庫法、商工協同組合法、中小企業等協同組合法、貸家組合法、塩専売法、持株会社整理委員会令、閉鎖機関整理委員会令又ハ特別斂害復旧臨時措置法ニ基キテ為ス登記（昭和七年法律第二十五号、同八年法律第二十号、同年法律第三十一号、同十一年法律第十一号、同年法律第十四号、同年法律第三十号、同十二年法律第七十四号、同十三年法律第三十七号、同年法律第五十七号、同年法律第五十八号、同年法律第六十七号、同十四年法律第六十五号、同年法律第六十九号、同年法律第七十号、同十五年法律第九十七号、同年法律第六十六号、同十六年法律第四十二号、同年法律第四十六号、同年法律第四十七号、同年法律第五十一号、同年法律第六十五号、同年法律第九十二号、昭和十七年法律第三十二号、同年法律第三十三号、同年法律第四十号、同年法律第六十七号、同年法律第六十九号、同年法律第七十号、同十八年法律第二十六号、同年法律第三十二号、同年法律第四十四号、同年法律第四十五号、同年法律第四十六号、同年法律第四十七号、同年法律第四十七号、同十九年法律第三十号、同二十年法律第二号、同年法律第十一号、同年法律第十二号、同年法律第五十一号、同年法律第三十号、同二十一年勅令第二百三十三号、同年勅令第三百三十号、同年法律第三十四号、同年法律第三十五号、同年法律第四十二号、同年法律第四十六号、同年法律第五十一号、同二十二年法律第五十五号、同年法律第五十七号、同年法律第七十八号、同年法律第二百二十八号、同年法律第三百三十三号、同年法律第三百三十三号、同年法律第七十七号、同年法律第九十一号、同年勅令第七十五号、同二十三年法律第七号、同年法律第九十三号、同年法律第二百号、同年法律第二百四十三号、同二十四年法律第四十九号、同年法律第三百三十四号、同年法律第三百八十二号、同年法律第二百七十号、同二十五年法律第三百三十二号、同年法律第七十六号、同年法律第

百七十七号改正)

八 負債整理ノ為ニスル負債整理組合又ハ農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ノ施設ニ依ル個人ノ土地所有權ノ取得ノ登記（昭和八年法律第二十二号、同十三年法律第六十七号改正）

八ノ二 農地調整法第七條又ハ第十九條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依ル個人ノ土地所有權又ハ土地ノ賃借權ノ取得又ハ保存ノ登記（昭和十三年法律第六十七号追加、同二十一年法律第四十二号、同二十四年法律第一百九十六号改正）

九 農地調整法第三條ノ団体又ハ第七條若ハ第十九條ノ事業ヲ行フ者ニ対シ同法第三條、第七條又ハ第十九條ノ事業ニ要スル資金ノ貸付ヲ為ス者ガ其ノ貸付ノ為ニスル抵当權ノ取得ノ登記（昭和十三年法律第六十七号、同二十一年法律第四十二号改正）

九ノ二 農地調整法第三條又ハ第七條ノ事業ノ為ニスル土地ノ權利ノ取得ノ登記（昭和十三年法律第六十七号追加、同二十一年法律第四十二号改正）

九ノ三 農地調整法第七條又ハ第十九條ノ事業ヲ行フ者ガ自作農創設維持ノ為ニスル抵当權ノ取得ノ登記（同上）

九ノ四 農地調整法第七條又ハ第十九條ノ規定ニ依ル登記（同上）

十 北海道府県市町村、産業組合又ハ住宅組合ガ住宅ノ供給ノ為ニスル抵当權ノ取得ノ登記

十一 住宅又ハ住宅用地ニ付産業組合員又ハ住宅組合員ガ其ノ所屬組合ヨリノ權利ノ取得ノ登記

十一ノ二 貸家組合又ハ貸室組合ガ貸家又ハ貸室用建物ノ供給ノ為ニスル抵当權ノ取得ノ登記（昭和十六年法律第四十七号追加）

十一ノ三 貸家若ハ貸室用建物又ハ其ノ用地ニ付貸家組合員又ハ貸室組合員ガ其ノ所屬組合ヨリノ權利ノ取

- 得ノ登記(昭和十六年法律第四十七号追加)
- 十二 農地調整法第七條又ハ第十九條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル土地ノ所有者カ其ノ創設又ハ維持ノ條件ヲ具備セザルニ至リタル場合ニ於ケル事業者ノ土地所有權ノ取得ノ登記(昭和十三年法律第六十七号、同二十一年法律第四十二号改正)
- 十三 農業倉庫業者又ハ連合農業倉庫業者ノ農業倉庫若ハ連合農業倉庫又ハ其ノ敷地ニ関スル權利ノ取得ノ登記
- 十四 學校經營ヲ目的トスル法人ノ土地、建物ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記
- 十四ノ二 生活保護法ニヨル保護施設ノ經營ヲ目的トスル法人ガ保護施設ノ用ニ供スル土地及建物ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記(昭和二十五年法律第四百四十四号追加)
- 十五 市町村、農業協同組合、農林中央金庫、信用組合、日本勸業銀行、北海道拓殖銀行、負債整理組合又ハ農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ノ負債整理ノ為ノ資金貸付ノ場合ニ於ケル抵当權ノ取得ノ登記(昭和八年法律第二十一号追加、同十二年法律第七十七号、同十八年法律第四十六号、同二十二年法律第三十三号、同二十三年法律第七号改正)
- 十六 市町村、農業協同組合、農林中央金庫、信用組合、負債整理組合又ハ農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ヨリ負債整理ノ為ノ資金ノ貸付ヲ受ケタル者カ其ノ貸付ノ條件ヲ具備セサルニ至リタル場合ニ於ケル市町村、農業協同組合、農林中央金庫、信用組合、負債整理組合又ハ農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ノ所有權ノ取得ノ登記(同上)
- 十六ノ二 削除(昭和十六年法律第六十五号追加、同二十四年法律第九十六号削除)
- 十七 負債整理組合又ハ農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ノ同法第七條第二

- 項ニ規定スル場合ニ於ケル土地所有權ノ取得ノ登記(昭和十二年法律第七十七号追加)
- 十七ノ二 国民更生金庫カ国民更生金庫法第十七條ニ規定スル業務ノ為ニスル權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記又ハ登録(昭和十六年法律第四十二号追加)
- 十八 大日本育英会、国民更生金庫、南方開墾金庫、外資金庫、復興金融金庫又ハ住宅営団ノ事務所ノ用ニ供スル不動産ニ関スル登記(昭和十三年法律第五十八号追加、同十六年法律第四十二号、同年法律第四十六号、同十七年法律第三十三号、同年法律第七十号、同十九年法律第三十号、同二十年法律第二号、同十二年法律第二百二十八号、同二十四年法律第四十九号改正)
- 十九 住宅営団カ住宅営団法第十六條第一号、第三号又ハ第四号ノ業務ノ為ニスル建物又ハ土地ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記(昭和十六年法律第四十六号追加)
- 二十 大日本育英会カ大日本育英会法第十六條第一項第二号又ハ第三号ノ業務ノ為ニスル建物又ハ土地ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記(昭和十九年法律第三十号追加)
- 〔施規〕 五、五ノ二、五ノ三、五ノ四、五ノ六、五ノ七、五ノ八
- 二十一 土地改良事業ノ施行ノタメ必要ナル土地又ハ建物ニ関スル登記(昭和二十四年法律第九十六号追加)
- 第十九條ノ二 信託ニ因ル財産權取得ノ登記又ハ登録ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノニハ登録税ヲ課セス(昭和十三年法律第四十六号全條改正)
- 一 委託者ヨリ受託者ニ移ス場合ニ於ケル財産權取得ノ登記又ハ登録
- 二 委託者ノミカ信託財産ノ元本ノ受益者タル信託ニ因リ受託者ヨリ受益者ニ信託財産ヲ移ス場合ニ於ケル財産權取得ノ登記又ハ登録

登録税 登録税法

三 受託者ノ更迭ノ場合ニ於ケル新受託者ノ財産権取得ノ登記又ハ登録
前項第二号ノ規定ハ委託者ノ相続人ニ信託財産ヲ移ス場合ニ於テハ之ヲ適用セス此ノ場合ニ於テハ当該相続
人ノ財産権取得ノ登記又ハ登録ヲ以テ相続ニ因ル財産権取得ノ登記又ハ登録ト看做シ登録税ヲ課ス

第十九條ノ三 会社ノ整理又ハ特別清算ニ関シ裁判所ノ囑託ニ因リテ為ス登記又ハ登録ニ付テハ登録税ヲ課セ
ス(昭和十四年法律第四十五号追加)

第十九條ノ四 登記又ハ登録ノ抹消又ハ錯誤若ハ遺漏カ当該官吏ノ過誤ニ出テタルトキハ其ノ回復又ハ更正ノ
登記又ハ登録ニ付テハ登録税ヲ課セス(昭和二年法律第六号追加)

第十九條ノ五 外国カ其ノ大使館、公使館又ハ領事館ノ敷地又ハ建物ニ関シテ受クル登記ニハ命令ノ定ムル所
ニ依リ登録税ヲ免除ス但シ当該国カ帝国ノ大使館、公使館又ハ領事館ノ敷地又ハ建物ニ関スル登記ニ付同様
ノ免税ヲ為サル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス(昭和四年法律第六十三号追加)

〔施規〕 五ノ四

登記価格
ノ認定
第十九條ノ六 登記所カ登記申請者ノ申告シタル課税標準ノ価格ヲ不相当ト認ムルトキハ其ノ価格ヲ認定シ之
ヲ登記申請者ニ告知スヘシ(明治三十二年法律第八十三号、大正三年法律第二十一号、昭和四年法律第六十
三号改正)

評価ノ請
求ト登記
第十九條ノ七 登記申請者カ国税徴收法第三十一條ノ三第一項ノ規定ニ依ル審査ノ請求ヲ為シタル場合ニ於テ
申告価格ニ相当スル税額ト認定価格ニ相当スル税額トノ差額ヲ納付シタルトキハ登記所ハ直ニ登記ヲ為スヘ
シ(大正三年法律第二十一号追加、昭和四年法律第六十三号、同十二年法律第二十九号、同二十五年法律
第六十九号改正)

(第十九條ノ七乃至第十九條ノ十三昭和二十二年法律第二十九号削リ、第十九條ノ九ヲ第十九條ノ七トス)

附則

第二十條 本法ハ明治二十九年四月一日ヨリ施行ス

第二十一條 現行法律命令ニ規定スル登記料又ハ手数料等ニシテ本法ニ規定スル登録税ト重複スルモノハ本法
施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス

附則 (明治三十二年法律第六十号)
此ノ法律ハ明治三十二年七月一日ヨリ施行ス

附則 (明治三十二年法律第八十三号)
此ノ法律ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス但シ第十條ハ著作權法施行ノ日ヨリ施行ス

附則 (明治三十八年法律第九号)
本法ハ明治三十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ鉱業原簿ノ登録ニ付テハ鉱業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前鉱業條例ニ依リ鉱業ニ関スル出願又ハ届出ヲ為シ既ニ登録税ヲ納メタル者鉱業法ニ依リ其ノ事項ニ
付鉱業原簿ニ登録ヲ受クルトキハ更ニ登録税ヲ納ムルコトヲ要セス

附則 (明治四十二年法律第十四号)
本法ハ明治四十二年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前砂鋳採取法ニ依リ砂鋳業ニ関スル出願又ハ届出ヲ為シ既ニ手数料ヲ納メタル者ハ砂鋳法ニ依リテ為
ス其ノ事項ノ登録ニ付更ニ登録税ヲ納ムルコトヲ要セス砂鋳法第二十七條第一項ニ依ル登録ニ付亦同シ

附則 (明治四十二年法律第三十一号)
本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム(明治四十二年八月勅令第二百十二号及同年十月勅令第三百二
号ヲ以テ定メラル)

登録税 登録税法

登録税 登録税法

附則 (明治四十三年法律第十一号)

本法ハ明治四十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
非常特別税法中登録税ニ関スル規定ハ之ヲ廢止ス

附則 (明治四十三年法律第六十四号)

本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム (明治四十三年六月勅令第二百七十六号、同年八月勅令第三百十五條、同年十一月勅令第四百三十四号ヲ以テ定メラル)

附則 (大正三年法律第二十一号)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (大正三年十月勅令第二百二十四号ヲ以テ大正三年十一月十五日ヨリ施行)

附則 (大正七年法律第十四号)

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (大正十一年法律第四十六号)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (大正十一年十二月勅令第五百十二号ヲ以テ大正十二年一月一日ヨリ施行)

附則 (大正十四年法律第二十一号)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ各條別ニ之ヲ定ム (第三條ノ五ノ規定ハ大正十四年七月勅令第二百四十三号ヲ以テ大正十四年七月六日ヨリ、第十九條第一項第五号ノ改正規定ハ大正十四年八月勅令第二百六十七号ヲ以テ大正十四年九月一日ヨリ施行)

附則 (昭和二年法律第六号)

本法ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三條ノ二ノ改正規定中第二項、第三條ノ三及第三條ノ四ノ改正規定ハ信託財産ヲ委託者ヨリ受託者ニ移ス場合ニ於ケル受託者ノ所有權取得ニ付従前ノ規定ニ依リ登録税ヲ課セラレタル不動産又ハ船舶ニ付テハ之ヲ適用セス

附則 (昭和四年法律第六十三号)

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十年法律第三号)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和十年勅令第三十八号ヲ以テ昭和十年四月一日ヨリ施行)

附則 (昭和十三年法律第四十六号)

本法ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三條ノ二ノ改正規定ハ信託財産ヲ委託者ヨリ受託者ニ移ス場合ニ於ケル受託者ノ財產權取得ニ付従前ノ規定ニ依リ登録税ヲ課セラレタルモノニ付テハ之ヲ適用セス

附則 (昭和十四年法律第四十五号)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和十四年勅令第五百十号ヲ以テ昭和十五年一月一日ヨリ施行)

商法中改正法律施行法第五十五條ニ規定スル社債ノ登記ニ付テハ登録税法第六條第一項第十一号ノ改正規定ニ拘ラス仍従前ノ例ニ依ル

附則 (昭和十八年法律第七十号 臨時租税措置法中改正法律)

本法ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二十二條ノ四及附則第六項ノ規定施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (登録税法ノ改正規定ハ附則第六項ニシテ昭和十八年勅令第四百五十七号ニ依リ昭和十八年六月一日ヨリ)

登録税 登録税法

リ施行)

附則 (昭和十九年法律第七号 所得税法外二十九法律中改正法律)

第三十一條 本法ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス(但書省略)

附則 (昭和二十一年勅令第二二三号 持株会社整理委員会令)

第三十九條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和二十一年法律第十四号 所得税法の一部を改正する等の法律)

第二十九條 この法律施行の期日は、各規定について、勅令でこれを定める。(昭和二十一年勅令第四百号により昭和二十一年九月一日から施行)

附則 (昭和二十一年法律第三十四号 復興金融庫法)

第三十六條 この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

附則 (昭和二十一年法律第三十五号 林業会法)

第八十六條 この法律施行の期日は、各規定について、勅令でこれを定める。

附則 (昭和二十一年法律第四十二号 農地調整法の一部を改正する法律)

この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

附則 (昭和二十一年法律第四十六号 産業復興営団法)

第二十九條 この法律施行の期日は、各規定について、勅令でこれを定める。

附則 (昭和二十一年法律第五十一号 商工協同組合法)

第七十三條 この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

第八十條 前二條の規定にかかわらず、この法律施行の際商工組合中央金庫に關係のある商工組合、商業組

合、商業組合連合会及び工業小組合につき並びにこの法律施行の際現に存する商工組合、商工組合中央会、商業小組合、商業組合連合会、商業組合、工業組合、工業組合連合会及び工業小組合の登録税についてはなお従前の例による。

附則 (昭和二十二年法律第十四号 華族世襲財産法廃止の件)

この法律は、公布の日から、これを施行する。(但書省略)

附則 (昭和二十二年法律第二十九号 特別法人税法の一部を改正する等の法律)

第一條 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。但し、(中略)第三條中登録税法第十九條

第四号ノ二乃至第六号及び第十九條ノ七乃至第十九條ノ十三の改正規定(中略)は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

(第二條省略)

第三條 第三條中登録税法第十九條第五号の改正規定施行の際、現に町内会部落会に属する財産の整理のため、当該財産が市町村その他政令で指定する者に移転された場合において、当該市町村その他政令で指定する者の権利の取得の登記又は登録で当該規定施行後六箇月以内になすものに対しては、登録税を課さない。(第四條乃至第十七條省略)

第十八條 第二條、第三條(同條中登録税法第十九條第四号ノ二乃至第六号及び第十九條ノ七乃至第十九條ノ十三の改正規定を除く。)、第八條(同條中織物消費税法第九條第三項乃至第六項の改正規定を除く。)、第十條、第十一條、第十三條及び第二十九條第五号の規定施行前に課した又は課すべきであった有価証券移転税、登録税、織物消費税、入場税、特別入場税、取引所税、印紙税及び遊興飲食税については、なお従前の例による。

第十九條 第三條中登録税法第十九條ノ七乃至第十九條の十三の改正規定、第八條中織物消費税法第九條第三項乃至第六項の改正規定及び第十九條の規定施行の際、従前の登録税法第十九條ノ七第一項、従前の織物消費税法第九條第三項又は従前の関税法第六十一條の規定により、課税標準の評価の請求又は織物の評定価格若しくは関税の賦課に関する異議の申立中であるときは、当該評価の請求又は異議の申立は、これを改正後の国税徴収法第三十一條ノ二第一項又は改正後の関税法第六十一條の規定による審査の請求とみなす。

第二十條 この法律による他の法律の廃止又は改正前になした行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和二十二年法律第五十五号 石油配給公団法)

第二十九條 この法律施行の期日は、各規定について、勅令でこれを定める。(昭和二十二年勅令第二百二十八号で昭和二十二年四月十六日から施行)

附則 (昭和二十二年法律第五十七号 産業復興公団法)

第三十條 この法律施行の期日は、各規定について、勅令でこれを定める。(昭和二十二年勅令第三百三十号で産業復興公団成立の日から施行、その他の規定は、昭和二十二年四月十七日から、これを施行)

附則 (昭和二十二年法律第七十八号 特別調達庁法)

第二十七條 この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

附則 (昭和二十二年法律第八十七号 相続税法を改正する法律)

第一條 この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

附則 (昭和二十二法律第二百二十八号 医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律)

第二十三條 この法律は、昭和二十二年十一月一日から、これを施行する。(但書省略)

附則 (昭和二十二年法律第三百三十三号 農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律)
この法律施行の期日は、公布の日から一箇月以内に政令でこれを定める。(昭和二十二年政令第二百七十号で昭和二十二年十二月十五日から施行)

附則 (昭和二十二年法律第四百十二号 所得税法の一部を改正する等の法律)

第一條 この法律は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。(但書省略)

第十二條 この法律施行前に課した又は課すべきであつた登録税については、なお従前の例による。

第十五條 この法律による他の法律の改正前になした行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和二十二年法律第七十七号 造船事業法を廃止する法律)

第一條 この法律は、昭和二十三年三月三十一日から、これを施行する。

造船組合及び造船組合連合会の課税及び清算並びにこの法律施行前になした行為に対する罰則の適用については、旧法及びこれに基づいて発した命令は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

(但書省略)

附則 (昭和二十二年法律第九十一号 道路運送法)

第一條 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。(但書省略)

第二條 自動車交通事業法は、これを廃止する。

第三條 旧法、旧法に基いて発する命令又は昭和八年内務省令第二十三号自動車取締令によりした処分、手続その他の行為は、この法律中これに相当する規定がある場合には、命令の定めるところにより、この法律によりこれをしたものとみなす。(二項省略)

登録税 登録税法

第四條 自動車運送事業組合及び自動車運送事業組合連合会は、解散する。

第五條 自動車運送事業組合及び自動車運送事業組合連合会の清算及び課税、附則第二條の規定施行の際現に存する自動車交通事業財団並びに同條の規定施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧法は、同條の規定施行後でも、なおその効力を有する。(第六條以下省略)

第九條 (第一項省略)

清算中の自動車運送事業組合及び自動車運送事業組合連合会の課税については、なお従前の例による。

附則 (昭和二十二年勅令第七十五号 閉鎖機関整理委員会令)

第一條 この勅令は、公布の日からこれを施行する。

附則 (昭和二十三年法律第百三十三号 公認会計士法)

第五十六條 この法律中第六十二條の規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。(但書省略)

附則 (昭和二十三年法律第百七十七号 所得税法の一部を改正する等の法律)

第三十九條 この法律は、公布の日から、これを施行する。(但書省略)

第五十九條 この法律施行前に課した又は課すべきであった登録税、取引税及び印紙税については、なお従前の例による。

附則 (昭和二十三年法律第百九十三号 損害保険料率算出団体に関する法律)

第二十九條 この法律は、公布の日(昭和二十三年七月二十九日)から、これを施行する。

附則 (昭和二十三年法律第百二十号 消費生活協同組合法)

第二百二條 この法律施行の期日は、昭和二十三年十月三十一日までの間において、政令でこれを定める。但

し、その法律中消費生活協同組合連合会に関する規定は、この法律施行後六箇月を経過した時から、これを施行する。(昭和二十三年九月政令第三百八号で、同二十三年十月一日から施行)

附則 (昭和二十三年法律第百四十三号 水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律)

この法律施行の期日は、その公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令でこれを定める。(但書省略)

附則 (昭和二十四年法律第四十九号 国民金融公庫法)

1 この法律は、公布の日(昭和二十四年五月二日)から施行する。(但書省略)

附則 (昭和二十四年法律第六十二号 日本専売公社法施行法)

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附則 (昭和二十四年法律第百五号 日本国有鉄道法施行法)

1 この法律は、日本国有鉄道法施行の日(昭和二十四年六月一日)から施行する。(但書省略)

附則 (昭和二十四年法律第百三十四号 総理府設置法の制定に伴う関係法令の整理等に関する法律)

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。(但書省略)

附則 (昭和二十四年法律第百八十二号 中小企業協同組合法施行法)

この法律は、中小企業等協同組合法施行の日(昭和二十四年七月一日)から施行する。(但書省略)

附則 (昭和二十四年法律第百九十六号 土地改良法施行法)

この法律は、土地改良法施行の日(昭和二十四年八月四日)から施行する。

附則 (昭和二十四年法律第百三十四号 帝国燃料興業株式会社法を廃止する法律)

登録税 登録税法

八二二

- この法律は、公布の日(昭和二十四年十二月一日)から施行する。
- 附 則 (昭和二十四年法律第二百七十号 私立学校法)
- 1 この法律は、公布の日(昭和二十四年十二月十五日)から起算して三月を経過した日から施行する。
- 附 則 (昭和二十五年法律第六十九号 国税徴収法の一部を改正する法律)
- 1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。
- 附 則 (昭和二十五年法律第八十二号 連合国軍人等住宅公社法)
- 1 この法律は、公布の日(昭和二十五年四月一日)から施行する。
- 附 則 (昭和二十五年法律第九十一号 帝国石油株式会社法を廃止する法律)
- 1 この法律は、公布の日(昭和二十五年四月一日)から起算して九十日を経過した日から施行する。(但書省略)
- 附 則 (昭和二十五年法律第九十四号 公認会計士法の一部を改正する法律)
- 1 この法律は、公布の日(昭和二十五年四月一日)から施行する。
- 附 則 (昭和二十五年法律第三百二十二号 放送法)
- 1 この法律は、電波法施行の日(公布の日(昭和二十五年五月二日)から起算して三十日を経過した日)から施行する。(但書省略)
- 附 則 (昭和二十五年法律第四百四十四号 生活保護法)
- 1 この法律は、公布の日(昭和二十五年五月四日)から施行する。
- 附 則 (昭和二十五年法律第五百五十六号 住宅金融公庫法)
- 1 この法律は、公布の日(昭和二十五年五月六日)から施行する。
- 附 則 (昭和二十五年法律第七百七十六号 特別鉱害復旧臨時措置法)

- この法律施行の期日は、公布の日から起算して三十日をこえない期間において政令で定める。(昭和二十五年政令第三百三十四号で、昭和二十五年五月十二日から施行)
- 附 則 (昭和二十五年法律第七十七号 船主相互保険組合法)
- 1 この法律は、公布の日(昭和二十五年五月十一日)から施行する。

登録税 登録税法

八二三

○登録税法施行規則

(明治三十二年五月十九日勅令第二百五号)

改正

明治三十八年勅令七七号、大正三年勅令二二五号、同一〇年勅令四一七号、昭和二年勅令四六号、

同四年勅令九三号、同八年勅令一一五号、同年勅令二〇六号、同一二年勅令七〇〇号、同一

三年勅令四〇三号、同年勅令五二八号、同一四年勅令八六七号、同一五年勅令四六一号、同一

七年勅令一四六号、同一八年勅令六六二号、同年勅令七二三号、同一〇年勅令五六五号、同

年勅令七一十九号、同一二年勅令七一七号、同年勅令四一四号、同一二年政令二二一号、同年政

令二八一号、同一三年政令一四八号、同一四年政令一四九号

第一條 印紙ヲ以テ納ムル登録税ハ登録ニ関スル書類ニ收入印紙ヲ貼用シテ之ヲ納ムヘシ

第二條 登録税額五百円以上ナルトキハ印紙ヲ以テ登録税ヲ納メ難キ事由アルトキハ現金ヲ以テ納ムルコトヲ得(昭和二十年勅令第五百六十五号改正)

第三條 官庁又ハ公署ヨリ登記若ハ仮登記又ハ登録若ハ仮登録ヲ登録所又ハ登録官庁ニ囑託スヘキ場合ニ於テハ登録税ヲ納ムヘキ者其ノ官庁又ハ公署ニ相当印紙又ハ現金ノ領收証ヲ提出シ其ノ官庁又ハ公署ハ囑託書ニ其ノ印紙ヲ貼用シ又ハ其ノ証書ヲ添附シテ登記所又ハ登録官庁ニ送付スヘシ(大正三年勅令第二百二十五号改正)

第四條 同一債権ノ為ニ先取特権質権又ハ抵当権ニ関シ種類ヲ異ニスル二以上ノ登記又ハ登録ヲ受クル場合ニ於テ登記所又ハ登録官庁ニ於テ受クル登記又ハ登録ニ付テハ債権金額ヨリ既ニ登記又ハ登録ヲ受ケタルモノノ価格ヲ控除シタル残額ヲ以テ債権金額ト看做シテ登録税ヲ徴收ス(昭和二年勅令第四十六号追加)

第五條 左ノ各号ノ一ニ該当スル登記ニシテ其ノ該当スルコトニ付都道府県知事ノ証明アルモノニハ登録税法第十九條第八号ノ二乃至第九号ノ四又ハ第十二号ノ規定ニ依リ登録税ヲ免除ス(昭和十三年勅令第五百二十八号全條改正、同一十三年政令第四百十八号改正)

第六條 左ノ各号ノ一ニ該当スル登記ニシテ其ノ該当スルコトニ付都道府県知事ノ証明アルモノニハ登録税法第十九條第八号ノ二乃至第九号ノ四又ハ第十二号ノ規定ニ依リ登録税ヲ免除ス(昭和十三年勅令第五百二十八号全條改正、同一十三年政令第四百十八号改正)

第七條 一 北海道府県市町村、農業協同組合又ハ産業組合カ行フ農地調整法第七條又ハ第十九條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依ル個人ノ土地所有權ノ取得ノ登記(昭和十八年勅令第七百十三号、同一十二年政令第二百八十一号改正)
二 北海道府県市町村、農業協同組合又ハ産業組合ニ対シ農地調整法第三條、第七條又ハ第十九條ノ事業ニ要スル資金ノ貸付ヲ為ス者カ其ノ貸付ノ為ニスル抵当權ノ取得ノ登記(同上)
三 北海道府県市町村、農業協同組合又ハ産業組合カ農地調整法第三條又ハ第七條ノ事業ノ為ニスル土地ノ權利ノ取得ノ登記(同上)
四 北海道府県市町村、農業協同組合、産業組合、農林中央金庫、日本勸業銀行又ハ北海道拓殖銀行カ農地

登録税 登録税法施行規則

調整法第七條又ハ第十九條ノ自作農創設維持ノ為ニスル抵当權ノ取得ノ登記(昭和十八年勅令第六百六十二号、同年勅令第七百十三号、同二十二年政令第二百八十一号、同二十三年政令第四百四十八号改正)

五 農地調整法第七條又ハ第十九條ノ規定ニ依ル登記

六 農地調整法第七條又ハ第十九條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル土地ノ所有者カ其ノ創設又ハ維持ノ條件ヲ具備セサルニ至リタル場合ニ於ケル北海道府県市町村、農業協同組合又ハ産業組合ノ土地所有權ノ取得ノ登記(昭和十八年勅令第七百十三号、同二十二年政令第二百八十一号改正)

第五條ノ二 左ニ掲クル住宅又ハ住宅用地ニ付産業組合員又ハ住宅組合員カ其ノ所屬組合ヨリノ權利ノ取得ノ登記ニハ登録税法第十九條第十一号ノ規定ニ依リ登録税ヲ免除ス但シ一人ニ付各一箇ニ限ル(昭和二年勅令第四十六号追加)

一 住居ノ用ニ供スル家屋各階ノ坪数ノ合計カ三十五坪以下ナル住宅
二 七十坪以下ノ住宅用地

第五條ノ三 学校経営ヲ目的トスル法人ノ左ニ掲クル土地建物ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記ニハ登録税法第十九條第十四号ノ規定ニ依リ登録税ヲ免除ス(昭和二年勅令第四十六号追加)

一 校舍及寄宿舎、図書館其ノ他ノ保育又ハ教育上必要ナル附屬建物

二 前号ニ規定スル建物ノ敷地及運動場、実習用地其ノ他ノ直接ニ保育又ハ教育ノ用ニ供スル土地

第五條ノ四 外国カ其ノ大使館、公使館又ハ領事館ノ敷地又ハ建物ニ関シテ受クル登記ニシテ国税庁長官ニ於テ左ノ各号ニ該当スルモノト認メタルモノニハ登録税法第十九條ノ五ノ規定ニ依リ登録税ヲ免除ス(昭和四年勅令第九十三号追加、同二十四年政令第四百十九号改正)

一 当該敷地又ハ建物カ直接大使館、公使館又ハ領事館ノ用ニ供セララルコト

二 当該国カ我国ノ大使館、公使館又ハ領事館ノ敷地又ハ建物ニ関スル登記ニ付同様ノ免税ヲ為スコト

第五條ノ五 管海官庁カ船舶法第十四條第二項ニ依リ抹消ノ登録ヲ為シ其ノ旨稅務署ニ通知シタルトキハ稅務署ハ納稅告知書ヲ發シ現金ヲ以テ登録税ヲ徴收スヘシ(明治三十八年勅令第七十七号追加、昭和四年勅令第九十号改正)

第五條ノ六 左ノ各号ノ一ニ該当スル登記ニシテ其ノ該当スルコトニ付都道府置知事ノ証明アルモノニハ登録税法第十九條第八号、第十五号、第十六号又ハ第十七号ノ規定ニ依リ登録税ヲ免除ス(昭和八年勅令第二百六号追加、同十二年勅令第七百号、同二十二年政令第二百八十一号、同二十三年政令第四百四十八号改正)

一 負債整理組合(農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ヲ含ム以下同シ)ノ農村負債整理組合法第十一條第二項ノ規定ニ依ル負債整理ノ為ノ資金ノ貸付ニシテ第五條第二号ニ掲クル事項ニ付同條第一号ノ場合ト同一ノ條件ヲ以テ行フモノニ依ル個人ノ土地所有權ノ取得ノ登記

二 市町村、農業協同組合、農林中央金庫、信用組合、日本勸業銀行、北海道拓殖銀行又ハ負債整理組合ノ負債整理ノ為ノ資金貸付ノ場合ニ於ケル抵当權ノ取得ノ登記(昭和十八年勅令第七百十三号改正、同二十二年政令第二百八十一号、同二十三年政令第一四八号改正)

三 負債整理ノ為ノ資金ノ貸付ヲ受ケタル者カ其ノ貸付ノ條件ヲ具備セサルニ至リタル場合ニ於ケル市町村、農業協同組合、農林中央金庫、信用組合又ハ負債整理組合ノ所有權ノ取得ノ登記(同上)

四 負債整理組合ノ農村負債整理組合法第七條第二項ニ規定スル場合ニ於ケル土地所有權ノ取得ノ登録
第五條ノ七 法人タル神社、法人タル寺院又ハ法人タル教会カ法人タル神社若ハ法人タル寺院ノ境内地又ハ法人タル教会ノ構内地ニ関シテ受クル登記ニシテ当該境内地又ハ構内地カ左ノ各号ノ一ニ該当スルコトニ付都道府県教育委員會ノ証明アルモノニハ登録税法第十九條第二号ノ四ノ規定ニ依リ登録税ヲ免除ス(昭和二十

登録税 登録税法施行規則

年勅令第七百十九号、同二十一年勅令第七十一号、同二十三年政令第四百十八号、同二十四年政令第四百十九号改正)

八一八

一 本殿、拜殿、社務所、本堂、庫裡、会堂其ノ他法人タル神社、法人タル寺院又ハ法人タル教会カ教義ノ宣布若ハ祭祀若ハ儀式ノ執行又ハ之ニ附随スル行為ヲ為スニ必要ナル建物又ハ工作物(附属建物及附属工作物ヲ含ム)ノ敷地

二 祭祀又ハ宗教上ノ儀式若ハ行事ヲ行フ為必要ナル土地

三 参道

四 庭園

五 法人タル神社、法人タル寺院又ハ法人タル教会ノ風致ヲ維持スル為必要ナル土地

六 法人タル神社、法人タル寺院又ハ法人タル教会ノ災害ヲ防止スル為必要ナル土地

法人タル神社、法人タル寺院又ハ法人タル教会カ其ノ用ニ供スル建物ニ関シテ受クル登記ニシテ当該建物カ

本堂、庫裡、会堂其ノ他法人タル神社、法人タル寺院又ハ法人タル教会カ教義ノ宣布若ハ祭祀若ハ儀式ノ執行又ハ之ニ附随スル行為ヲ為スニ必要ナル建物(附属建物ヲ含ム)ナルコトニ付都道府県教育委員会ノ証明ヲ

ルモノニハ登録税法第十九條第二号ノ四ノ規定ニ依リ登録税ヲ免除ス

第五條ノ八 農地開發營団ノ農地開發事業ノ為ニスル土地ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記ニハ登録税法

第十九條第十六号ノ二ノ規定ニ依リ登録税ヲ免除ス(昭和十七年勅令第四百四十六号追加)

第六條乃至第八條削除(昭和二十二年政令第二十一号改正)

附則(大正三年勅令第二百二十五号)

本令ハ大正三年十一月十五日ヨリ之ヲ施行ス

附則(大正十年勅令第四百十七号)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則(昭和二年勅令第四十六号)

本令ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ為シタル土地台帳ノ登録ニ対スル登録税ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

附則(昭和四年勅令第九十三号)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則(昭和八年勅令第一百五十五号)

本令ハ昭和八年法律第四十四号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和八年法律第四十四号ハ昭和八年勅令第四百十四号

ヲ以テ昭和八年五月二十日ヨリ施行)

附則(昭和八年勅令第二百六号)

本令ハ農村負債整理組合法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(農村負債整理組合法ハ昭和八年勅令第二百四号ヲ以テ昭和

和八年八月一日ヨリ施行)

附則(昭和十二年勅令第七百号)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則(昭和十三年勅令第四百三三号)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則(昭和十三年勅令第五百二十八号)

本令ハ農地調整法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十三年勅令第五百二十五号ヲ以テ昭和十三年八月一日ヨリ施

登録税 登録税法施行規則

八一九

登録税 登録税法施行規則第二條ノ規定ニ依ル登録税ノ納付ニ関スル件

八二〇

行)

附則 (昭和十四年勅令第八百六十七号)

本令ハ昭和十四年法律第四十五号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十五年勅令第四百六十一号)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

神社等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律(昭和二十二年法律第五十三号)ノ規定ニ基キ譲取
又ハ売却ヲセラルル法人タル神社若ハ寺院ノ境内地又ハ法人タル教会ノ構内地ノ所有権ノ取得ノ登記ニ付テハ
登録税法施行規則第五條ノ七第一項中道府県教育委員会トアルハ財務局長又ハ財務部部长トス(昭和二十四
年政令第四百十九号、同二十五年政令第十七号改正)

附則 (昭和十七年勅令第四十六号)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和二十年勅令第五百六十五号)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和二十年勅令第七百十九号 宗教法人令)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和二十一年勅令第七十一号 官国幣社経費ニ関スル法律廃止等ノ件)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和二十一年勅令第四百十四号 所得税法施行規則の一部を改正する等の勅令)
第二十一條 この勅令は、公布の日から、これを施行する。(但書省略)

附則 (昭和二十二年政令第二十一号)

この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則 (昭和二十二年政令第二百八十一号)

この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則 (昭和二十三年政令第四百十八号 所得税法施行規則の一部を改正する等の政令)

第二十一條 この政令は、昭和二十三年七月七日から、これを施行する。(但書省略)

附則 (昭和二十四年政令第四百十九号 大蔵省設置法等の施行に伴う政令等の整理に関する政令)

この政令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附則 (昭和二十五年政令第十七号 大蔵省設置法の施行に伴う政令等の整理に関する政令)

この政令は、公布の日(昭和二十五年五月四日)から施行する。

○登録税法施行規則第二條ノ規定ニ依ル登録税ノ納付ニ関

スル件 (昭和二十年十月十一日大蔵省令第八十五号)

改正 昭和二十二年八月四日大蔵省令第七十五号

登録税法施行規則第二條ノ規定ニ依リ登録税ヲ納付セントスル者ハ当該税額ヲ国税徴收法施行細則第四号書式
ノ納付書ヲ添ヘ最寄ノ日本銀行本店、支店又ハ代理店ニ納付スベシ(昭和二十二年大蔵省令第七十五号改正)

附則 (昭和二十年省令第八十五号)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

登録税 登録税法施行規則第二條ノ規定ニ依ル登録税ノ納付ニ関スル件

八二一

登録税 登録税法施行規則第二條ノ規定ニ依ル登録税ノ納付ニ関スル件

附則 (昭和二十二年省令第七十五号)

この省令は、公布の日から、これを施行する。

○登録税の非課税等に関する法令

○国税徴収法(抄録) (明治三十年三月二十九日法律第二十一号)

第二十三條ノ四 差押ノ解除ニ関シテハ登録税ヲ納ムルコトヲ要セス

○北海道旧土人保護法(抄録) (明治三十二年三月二日法律第二十七号)

改正 昭和十二年法律第二十一号

第二條ノ二 第一條ノ規定ニ依リ下付セラレタル土地ニハ其ノ下付ノ年ヨリ起算シ三十年ヲ経過シタル後ニ非ザレバ地租ヲ課セズ又地方税ヲ課スルコトヲ得ズ但シ相続以外ノ原因ニ因リ所有權ノ移転アリタル土地、登記シタル質權ノ目的タル土地又ハ登記シタル百年ヨリ長キ存続期間ノ定アル地上權ノ目的タル土地ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ期間内ハ下付ヲ受ケタル者又ハ其ノ相續人ニ対シ下付ヲ受ケタル土地ノ下付若ハ相續ニ因ル所有權ノ取得又ハ遺産ノ分割ニ関スル登録税ヲ課セズ

○保険業法(抄録) (昭和十四年三月二十九日法律第四十一号)

第八十條 相互会社ガ登記ヲ為ス場合ニ於テハ營利ヲ目的トセザル社団法人ト同一ノ登録税ヲ納ムルコトヲ要ス

○北海道国有未開地処分法(抄録) (明治四十一年四月十五日法律第五十七号)

登録税 登録税の非課税等に関する法令

登録税 登録税の非課税等に関する法令

八二四

第二十條 土地ノ売却又ハ付與ヲ受ケタル者六月以内ニ其ノ原因ニ依リ登記ヲ請フトキ又ハ土地台帳ニ登録スルトキハ其ノ登録税ヲ免除ス

前項ノ登記ノ申請ヲ為ス者ハ其ノ申請書ニ本法ニ依リ処分セラレタル土地タルコトヲ記載スルコトヲ要ス

○破産法(抄録) (大正十一年四月二十五日法律第七十一号)

第二百二條 登記所カ前三條ノ規定ニ依リ登記ノ囑託ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク其ノ登記ヲ為スコトヲ要ス
前項ノ登記ニ付テハ登録税ヲ課セス

第二百三條 登記ノ原因タル行為カ否認セラレタルトキハ破産管財人ハ否認ノ登記ヲ為スコトヲ要ス登記カ否認セラレタルトキ亦同シ

第二百一一條及前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百四條 前四條ノ規定ハ破産財団ニ屬スル權利ニシテ登録シタルモノニ之ヲ準用ス

○和議法(抄録) (大正十一年四月二十五日法律第七十二号)

第八條 破産法第九條、第二十條、第二百二條及第二百四條ノ規定ハ和議開始、和議開始決定取消又ハ和議廃止ノ決定アリタル場合及和議否認又ハ和議取消ノ決定カ確定シタル場合ニ之ヲ準用ス

○農林中央金庫法(抄録) (大正十二年四月六日法律第四十二号)

改正 昭和十八年法律第四十六号

第八條 (第一項省略)

登録税法及印紙税法中産業組合聯合会ニ關スル規定ハ農林中央金庫ニ付テハ準用ス

第十七條 (第一項及第二項省略)

所得税法及登録税法中社債ニ關スル規定ハ農林債券ニ付テハ準用ス

○復興貯蓄債券法(抄録) (大正十三年七月二十二日法律第十五号)

第六條 復興貯蓄債券ニハ印紙税ヲ、復興貯蓄債券ノ発行ニ依ル社債ノ登記ニハ登録税ヲ、復興貯蓄債券ノ利子ニハ所得税及法人税ヲ課セス

○船舶積量測度法中改正法律(抄録) (昭和六年三月二十八日法律第六号)

附則

第二條 従前ノ規定ニ依リ測度シタル船舶ノ総屯数又ハ登録簿屯数ハ各之ヲ本法ニ依リ測度シタル総屯数又ハ純屯数ト看做ス

第三條 従前ノ規定ニ依リ石数ヲ以テ石量ヲ表示シタル船舶ノ積量測度ニ付テハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ積量ヲ改測スル迄仍従前ノ規定ニ依ル

第四條 他ノ法令中登録簿屯数トアルハ之ヲ純屯数トス

第五條 船舶ガ本法施行ノ結果登記登録ノ変更又ハ抹消ヲ要スル船舶ト為リタル為其ノ登記登録ヲ為ス場合ニ於テハ登録税ヲ課セス本法施行ノ際登記登録ヲ要セザル船舶ガ本法施行ノ結果新ニ登記登録ヲ要スル船舶ト為リタル為其ノ登記登録ヲ為ス場合亦同シ

○農村負債整理組合法(抄録) (昭和八年三月二十九日法律第二十一号)

第十九條 負債整理組合ガ本法ニ基キテ為ス登記ニ付テハ登録税ヲ課セス

登録税 登録税の非課税等に関する法令

八二五

登録税 登録税の非課税等に関する法令

○牧野法(抄録) (昭和六年四月一日法律第三十七号)

第二十三條 牧野組合ガ本法ニ基キテ為ス登記ニ付テハ登録税ヲ課セズ

○牧野法(抄録) (昭和二十五年五月二十日法律第九十四号)

附則

- 2 牧野法(昭和六年法律第三十七号。以下「旧法」という。)は、廃止する。
- 3 この法律施行の際、現に存する牧野組合については、前項の規定にかかわらず、旧法は、なおその効力を有する。

○台湾拓殖株式会社法(抄録) (昭和十一年六月三日法律第四十三号)

第四條 政府ハ台湾總督ノ管理ニ属スル金錢以外ノ財産ヲ以テ出資ノ目的ト為スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ台湾拓殖株式会社ガ政府ノ出資スル不動産ノ取得ニ付登記ヲ受クルトキハ其ノ登録税ノ不動産ノ価格ノ千分ノ三トス

○商工組合中央金庫法(抄録) (昭和十一年五月二十七日法律第十四号)

第三十六條 所得税法及登録税法中杜債ニ関スル規定ハ商工債券ニ之ヲ準用ス

○日本通運株式会社法(抄録) (昭和十二年四月五日法律第四十六号)

附則

第十九條

日本通運株式会社左ノ事項ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登録税ノ額ハ左ノ額トス但シ登録税法ニ依リ算出シタル税額ガ左ノ額ヨリ少キトキハ其ノ税額ニ依ル

一 設立

金錢出資ニ依ル拂込株金額ノ千分ノ五ト金錢以外ノ財産ノ出資ニ依ル拂込株金額ノ千分ノ一トノ合計額

二 設立ノ際ニ於ケル出資ノ目的タル不動産又ハ船舶ニ関スル権利ノ利得

不動産又ハ船舶ノ価格ノ千分ノ三

北海道、府県、市町村其ノ他ノ公共団体ハ日本通運株式会社ニ対シ前項ニ規定スル不動産又ハ船舶ニ関スル権利ノ取得ニ関シ地方税ヲ課スルコトヲ得ズ

○魚船保険法(抄録) (昭和十二年三月三十一日法律第二十三号)

改正 昭和二十三年法律第一百四号

第四條ノ二 組合ガ本法ニ基キテ為ス登記ニ付テハ登録税ヲ課セズ

○陸上交通事業調整法(抄録) (昭和十三年四月二日法律第七十一号)

第八條

第二條ノ規定ニ依ル調整ノ実施ニ因リ左ノ事項ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登録税ノ額ハ左ノ額トス但シ登録税法ニ依リ算出シタル登録税ガ左ノ額ヨリ少キトキハ其ノ額ニ依ル

一 会社ノ設立又ハ資本増加

金錢出資ニ依ル拂込株金額又ハ増資拂込株金額ノ千分ノ五ト金錢以外ノ財産ノ出資ニ依ル拂込株金額又ハ増資拂込株金額ノ千分ノ一トノ合計額

二 会社ノ設立若ハ資本増加又ハ陸上交通事業ノ譲受ノ場合ニ於ケル不動産ニ関スル権利ノ取得

登録税 登録税の非課税等に関する法令

登録税 登録税の非課税等に関する法令

不動産ノ価格ノ千分ノ三

北海道、府県及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前項ニ規定スル不動産ニ関スル権利ノ取得ニ関シ地方税ヲ課スルコトヲ得ズ

○日本発送電株式会社法(抄録) (昭和十三年四月六日法律第七十七号)

第三十一條

日本発送電株式会社左ノ事項ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登録税ノ額ハ左ノ額トス但シ登録税法ニ依リ算出シタル登録税ノ額ガ左ノ額ヨリ少キトキハ其ノ額ニ依ル

一 設立及第四條又ハ第八條ニ規定スル出資ニ因ル資本ノ増加

拂込株金額又ハ増資拂込株金額ノ千分ノ一

二 第四條、第八條又ハ第十四條ニ規定スル出資又ハ買収ニ基ク不動産ニ関スル権利ノ取得

不動産ノ価格ノ千分ノ三

北海道、府県及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ日本発送電株式会社ニ対シ前項ニ規定スル不動産ニ関スル権利ノ取得ニ関シ地方税ヲ課スルコトヲ得ズ

○電力管理ニ伴フ社債処理ニ関スル法律(抄録) (昭和十三年四月六日法律第七十八号)

第五條

政府ハ前條第一項ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ日本発送電株式会社ヲシテ第二條第一項ノ工場財団ニ属スル残存電加設備及其ノ附属設備ヲ買収セシムルコトヲ得(第二項略)

第一條及日本発送電株式会社法第三十一條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

○北支那開發株式会社法(抄録) (昭和十三年四月三十日法律第八十一号)

第三十三條

北支那開發株式会社ガ設立、資本ノ増加、合併又ハ第二回以後ノ株金拂込ノ登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登録税ノ額ハ拂込株金額、増資拂込株金額又ハ毎回拂込株金額ノ千分ノ一トス

○日本銀行法(抄録) (昭和十七年二月二十四日法律第六十七号)

附則

第五十九條

日本銀行ノ成立ニ因リ旧日本銀行ハ之ニ吸收セラルルモノトシ旧日本銀行ノ一切ノ権利義務ハ日本銀行ニ於テ之ヲ承継ス

第六十七條

日本銀行ガ第五十九條ノ規定ニ依リ旧日本銀行ヨリ不動産ニ関スル権利ヲ承継スル場合ニ於ケル其ノ取得ニ付受クル登記ニ付テハ登録税ヲ課セズ

○商工經濟会法を廃止する法律(抄録) (昭和二十一年九月十四日法律第二十三号)

附則 (第四項)

商工大臣ガ指定シタ公益法人ガ商工經濟会ヨリ承継シタ不動産ニ関スル権利ノ取得について、登記を受ける場合には、その登録税ノ額は、不動産ノ価格ノ千分ノ四とする。但し、登録税法により算出した登録税ノ額ガこの法律により算出した税額ヨリ少いときには、その額による。

○船舶公団法(抄録) (昭和二十二年四月七日法律第五十二号)

第七條

船舶公団ガその業務のため、船舶又は不動産ニ関スル権利ノ取得又は所有権ノ保存について登記を受けた場合には、その登録税ノ額は、船舶又は不動産ノ価格ノ千分ノ一・五とする。

登録税 登録税の非課税等に関する法令

登録税 登録税の非課税等に関する法令

八三〇

○産業復興公団法(抄録) (昭和二十二年四月十四日法律第五十七号)

第七條 産業復興公団が第十六條に規定する業務のため、不動産に関する権利の取得又は所有権の保存について登記を受けた場合には、その登録税の額は、不動産の価格の千分の一・五とする。

○農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律(抄録)

(昭和二十二年十一月十九日法律第三十三号)

第十一條 農業協同組合又は農業協同組合連合会が第五條、第六條又は第七條の規定により農業団体から不動産又は船舶に関する権利を承継する場合において、その取得につき登記を受けるときはその登録税の額は、不動産又は船舶の価格の千分の四とする。但し、登録税法により算出した登録税の額がこの法律により算出した税額より少いときは、その額による。

農業協同組合が農事実行組合又は養蚕実行組合から不動産に関する権利を承継する場合において、その取得につき登記を受けるときも、また前項と同様とする。

○農業協同組合又は農業協同組合連合会が市町村農業会、都道府県農業会又は全国農業会から財産の移転を受ける場合における課税の特例に関する法律(抄録)

(昭和二十三年六月二十八日法律第六十二号)

第二條 農業協同組合又は農業協同組合連合会が、農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律(昭和二十二年法律第三十三号)第五條、第六條又は第七條の規定により市町村農業会、都道府県農業会

又は全国農業会から不動産又は船舶に関する権利を承継する場合において、その取得につき登記を受ける場合の不動産又は船舶の価格は、市町村農業会、都道府県農業会又は全国農業会の譲渡直前の帳簿価額による。

○農業災害補償法(抄録) (昭和二十二年十二月十五日法律第八十五号)

第十條 農業共済団体がこの法律に基いてする登記については、登録税を課さない。

○師会、歯科医師会及び日本医療団の解散に関する法律(抄録)

(昭和二十二年十月三十一日法律第二百二十八号)

第二十條 日本医療団の解散及び清算に関する登記には、登録税を賦課しない。

○木船組合の解散に関する法律(抄録) (昭和二十三年七月六日法律第六号)

第十一條 清算人は、政令の定めるところにより、解散及び清算について必要な登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第十二條 組合が前條の規定によりなす登記については、登録税を課さない。

○畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が馬匹組合又は都道府県から財産の移転を受ける場合における課税の特例に関する法律(抄録)

(昭和二十三年十二月四日法律第二百二十四号)

登録税 登録税の非課税等に関する法令

八三一

登録税 登録税の非課税等に関する法令

八三二

(登録税の課税標準の価格の特例)

第二條 畜産に関する農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が競馬法第三十七條第三項の規定により都道府県から不動産若しくは船舶に関する権利を承継する場合又は畜産に関する農業協同組合が馬匹組合の整理等に関する法律第四條の規定により郡市を区域とする馬匹組合から不動産若しくは船舶に関する権利を承継する場合において、その取得につき登記を受ける場合の不動産又は船舶の価格は、畜産に関する農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該権利を都道府県から承継する場合にあつては馬匹組合連合会(県を区域とする馬匹組合を含む。)が競馬法第三十七條第二項の規定により都道府県に譲渡した直前の帳簿価格により、畜産に関する農業協同組合が当該権利を郡市を区域とする馬匹組合から承継する場合にあつては郡市を区域とする馬匹組合が譲渡する直前の帳簿価格による。

○ジェー・アンド・ピー・コウツ・リミテッドに対する財産の返還に関する政令

(昭和二十四年二月十一日政令第四十六号、同二十五年法律第七十九号改正)

第十三條 第二條、第四條又は第七條の規定に基く登記若しくは登録については、登録税又は有価証券移転税は、課さない。(第二項省略)

○健康保険法(抄録) (大正十一年四月二十二日法律第七十号)

第六條ノ二 健康保険組合ガ其ノ事務所若ハ第二十二條ノ規定ニ依ル施設ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記ニ付テハ登録税ヲ課セズ(昭和二十四年法律第三十七号追加)

○社会保険診療報酬支拂基金法 (抄録)

(昭和二十三年七月十日法律第二百二十九号、同二十五年法律第七十九号改正)

第七條 基金が前條第一項の規定によつてなす登記及び基金がその事務所の用に供する建物又は土地の権利の取得若しくは所有權の保存のためになす登記には、登録税を課さない。(昭和二十四年法律第六十七号追加)

○中小企業協同組合法施行法(抄録) (昭和二十四年六月一日法律第八十二号)

第十七條 第四條又は第十一條から第十四條までの規定により不動産又は船舶に関する権利を承継する場合において、その取得につき登記を受けるときは、その登録税の額は、不動産又は船舶の価格の千分の四とする。但し、登録税法(明治二十九年法律第二十七号)により算出した登録税の額がこの法律によつて算出した税額より少いときは、その額による。

○農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律(抄録)

(昭和二十四年六月八日法律第二百二号)

第四條 組合又は連合会が第一條又は第二條の規定により譲り受けた不動産又は船舶に関する権利の取得につき登記を受けるときは、その登録税の額は、不動産又は船舶の価格の千分の四とする。但し、登録税法(明治二十九年法律第二十七号)により算出した登録税の額がこの法律により算出した税額より少いときは、その登録税 登録税の非課税等に関する法令

八三三

登録税 登録税の非課税等に関する法令

八三四

の額による。

- 2 前項の不動産又は船舶の価格は、産業組合又は産業組合連合会の譲渡直前の帳簿価格による。
- 3 消費生活協同組合法第百四條の規定により産業組合から消費生活協同組合となつた組合がその産業組合から承継した不動産又は船舶に関する権利の取得につき登記を受ける場合には、前二項の規定を準用する。
- 4 消費生活協同組合法第百六條の規定により産業組合から市街地信用組合となつた組合がその産業組合から承継した不動産に関する権利の取得につき登記を受ける場合における登録税の算定については、第二項の規定を準用する。

○連合国財産である株式の回復に関する政令(抄録) (昭和二十四年八月十八日政令第三百十号)

第三十七條 (第一項省略)

- 2 第二十條第一項の規定により大蔵大臣に自己保留株式の株券を引き渡し、又は第二十三條第四項若しくは第五項の規定によりこれを売却した場合において、連合国財産株式又は子株の発行会社が第十七條第二項の規定において準用する商法第六十七條の規定により変更の登記をするときは、当該登記は、登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の適用については、資本増加の登記とみなす。

○国家公務員共済組合法(抄録) (昭和二十三年六月三十日法律第六十九号)

- 第十條の二 左に掲げるものについては、登録税を課さない。(昭和二十五年法律第三百三十五号追加)
 - 一 組合が第二條第四項の規定により承継した不動産の登記
 - 二 組合が第三章及び第六十三條の規定による事業の用に供する建物若しくは土地の権利の取得又は所有権の保存の登記

協 議 団

国税庁協議団及び国税局協議団令 (昭和二十五年六月三十日政令第二一四号)

(所掌事務)

第一條 国税庁協議団及び国税局協議団は、左の事務をつかさどる。

- 一 所得税法第四十九條第七項、法人税法第三十五條第七項、相続税法第四十五條第七項、資産再評価法第七十三條第三項又は富裕税法第二十七條第七項の規定による協議を行うこと。
- 二 国税庁長官又は国税局長が、内国税の賦課徴収に関する処分についての審査の決定に当り、特に協議に付した場合において、当該協議を行うこと。
- 2 国税庁協議団は、前項各号に掲げる事務の外、国税局協議団の運営に関する連絡調整に関する事務をつかさどる。

(組織)

第二條 国税庁協議団は、十人以内の協議官をもつて組織する。

- 2 国税局協議団は、各国税局ごとに国税庁長官が定める員数以内の協議官をもつて組織する。但し、その総数は、各国税局を通じて八百人以内とする。
- 3 国税庁協議団又は国税局協議団(以下「協議団」と総称する。)の協議官は、それぞれ国税庁長官が任命する。
- 4 国税庁長官は、各協議団に、その庶務に従事させるため、協議官の外、所要の職員を置くことができる。

八三五

第三條 国税庁長官は、各協議団の団務を総理させるため、各協議団の協議官のうちから、首席協議官を任命する。

2 首席協議官に事故があるときは、その協議団の協議官のうちから首席協議官があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

(協議団の協議方法)

第四條 第一條第一項各号に規定する協議は、各協議団の首席協議官の指名により三人以上の協議官をもつて構成する合議体の協議によつて行う。

2 前項の合議体の協議は、当該合議体の長を含む過半数の協議官の意見によつて決定する。この場合においては、事案を当該合議体の全体の協議に付する前に当該合議体の長を含む過半数の協議官の意見が一致したときは、その一致したところに従つて、当該合議体の決定があつたものとみなす。

3 首席協議官は、第一項の合議体の協議に付した事案につき当該事案の性質及び協議の状況に照らし当該事案を他の合議体の協議に付することが適当であると認めるときは、あらためてこれを他の合議体の協議に付することができる。

(協議団の調査)

第五條 前條第一項の合議体が協議を行うに当つては、当該協議に付された事案について、協議官自ら必要な調査に当り、又は国税庁長官若しくは国税局長を通じて国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員に対しその調査を囑託する外、当該審査の請求の目的となつた処分に関する事務に従事した職員及び当該審査の請求をした者にその意見を述べる機会を與えなければならない。

(協議の結果の報告)

第六條 首席協議官は、第四條第一項の合議体の協議が終了したときは、その都度当該協議の結果を書面をもつてすみやかに国税庁長官又は国税局長に報告しなければならない。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

犯則取締

○国税犯則取締法

(明治三十三年三月十七日法律第六十七号)

改正 明治三十七年法律第一一七号、同四一年法律第八号、昭和一九年法律第七号、同二二年法律第二九号、同法律第一四二号、同二三年法律第一〇七号、同二四年法律第一四五号、同二五年法律第七七号

質問、検査、領置

第一條 收税官吏ハ国税(関税及屯税ヲ除ク以下同シ)ニ関スル犯則事件(以下犯則事件ト称ス)ヲ調査スル為必要アルトキハ犯則嫌疑者若ハ参考人ニ対シ質問シ、犯則嫌疑者ノ所持スル物件、帳簿、書類等ヲ検査シ又ハ此等ノ者ニ於テ任意ニ提出シタル物ヲ領置スルコトヲ得(昭和二二年法律第二九号、同法律第一四二号、同二三年法律一〇七号改正)

② 收税官吏ハ犯則事件ヲ調査スル為必要アルトキハ参考人ノ所持スル物件、帳簿、書類ヲ検査スルコトヲ得(昭和二二年法律第一四二号追加)

(〔施規〕一)

臨検、搜索、差押

第二條 收税官吏ハ犯則事件ヲ調査スル為必要アルトキハ其ノ所屬官署ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所又ハ簡易裁判所ノ裁判官ノ許可ヲ得テ臨検、搜索又ハ差押ヲ為スコトヲ得(昭和二二年法律第二九号改正)

② 前項ノ場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ收税官吏ハ臨検スヘキ場所、搜索スヘキ身体若ハ物件又ハ差押ヲ為スヘキ物件ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所又ハ簡易裁判所ノ裁判官ノ許可ヲ得テ前項ノ処分ヲ為スコトヲ得(同上)

③ 收税官吏第一項又ハ前項ノ許可ヲ請求セントスルトキハ其ノ理由ヲ明示シテ之ヲ為スヘシ(同上)

国税犯則取締 国税犯則取締法

国税犯則取締 国税犯則取締法

④ 前項ノ請求アリタルトキハ地方裁判所又ハ簡易裁判所ノ裁判官ハ臨檢スヘキ場所、搜索スヘキ身体又ハ物件、差押ヲ為スヘキ物件、請求者ノ官職氏名、有効期間及裁判所名ヲ記載シ自己ノ記名捺印シタル許可状ヲ收税官吏ニ交付スヘシ此ノ場合ニ於テ犯則嫌疑者ノ氏名及犯則事実明カナルトキハ裁判官ハ此等ノ事項ヲモ記載スヘシ(同上)

⑤ 收税官吏ハ前項ノ許可状ヲ他ノ收税官吏ニ交付シテ臨檢、搜索又ハ差押ヲ為サシムルコトヲ得(同上)
〔施規〕 二、三、四、五

現行犯

第三條 間接国税ニ関シ現ニ犯則ヲ行ヒ又ハ現ニ犯則ヲ行ヒ終リタル際ニ發覺シタル事件ニ付其ノ証憑ヲ集取スル為必要ニシテ且急速ヲ要シ前條第一項又ハ第二項ノ許可ヲ得ルコト能ハサルトキハ其ノ犯則ノ現場ニ於テ收税官吏ハ同條第一項ノ処分ヲ為スコトヲ得(昭和二年法律第二十九号、同二三年法律第一〇七号改正)
② 間接国税ニ関シ現ニ犯則ニ供シタル物件若ハ犯則ニ因リ得タル物件ヲ所持シ又ハ顯著ナル犯則ノ痕跡アリテ犯則アリト想料セラルル者アル場合ニ於テ其ノ証憑ヲ集取スル為必要ニシテ且急速ヲ要シ前條第一項又ハ第二項ノ許可ヲ得ルコト能ハサルトキハ其ノ者ノ所持スル物件ニ対シ收税官吏ハ同條第一項ノ処分ヲ為スコトヲ得(同上)

破壊処分

第三條ノ二 收税官吏臨檢、搜索又ハ差押ヲ為スニ当リ必要アルトキハ錠ヲ外シ戸扉又ハ封ヲ開ク等ノ処分ヲ為スコトヲ得(昭和二五年法律第七七号追加)

身分証明

第四條 收税官吏質問、検査、領置、臨檢、搜索又ハ差押ヲ為ストキハ其ノ身分ヲ証明スヘキ証票ヲ携帶スヘシ(昭和二年法律第二十九号改正)

警察官吏等ノ援助

第五條 收税官吏臨檢、搜索又ハ差押ヲ為スニ当リ必要ナルトキハ警察官又ハ警察吏員ノ援助ヲ求ムルコトヲ得(昭和二年法律第二十九号改正)

立会人

得(昭和二年法律第二十九号、同二三年法律第一〇七号改正)

第六條 收税官吏搜索ヲ為ストキハ搜索スヘキ家宅、倉庫、船車、其ノ他ノ場所ノ所有主、借主、管理者、事務員又ハ同居ノ親族、雇人、隣佑ニシテ成年ニ達シタル者ヲシテ立会人ハシムヘシ

② 前項ニ掲クル者其ノ地ニ在ラサルトキ又ハ立会人ヲ拒ミタルトキハ其ノ地ノ警察官又ハ警察吏員又ハ市町村吏員ヲシテ立会人ハシムヘシ(昭和二年法律第一〇七号改正)

③ 女子ノ身体ノ搜索ニ付テハ成年ノ女子ヲシテ立会人ハシムベシ但シ急速ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ(昭和二五年法律第七七号追加)

差押手續

第七條 收税官吏物件、帳簿、書類等ヲ差押ヘタルトキ又ハ領置シタルトキハ其ノ差押目録又ハ領置目録ヲ作ルヘシ但シ所有者又ハ所持者ハ其ノ差押目録又ハ領置目録ノ謄本ヲ請求スルコトヲ得(明治四一年法律第八号、昭和二五年法律第七七号改正)

② 差押物件又ハ領置物件ハ便宜ニ依リ保管証ヲ徴シ、所有者、所持者又ハ官公署ヲシテ保管セシムルコトヲ得差押物件又ハ領置物件ノ保管証ニ関シテハ印紙税ヲ納ムルコトヲ要セス(同上)

③ 差押物件又ハ領置物件腐敗其ノ他損傷ノ虞アルトキハ国税庁長官、国税局長又ハ稅務署長ハ之ヲ公売ニ付シ其ノ代金ヲ供託スルコトヲ得(明治三七年法律第一号、昭和二年法律第一四二号、同四年法律第一四五号、同二五年法律第七七号改正)

④ 收税官吏差押物件又ハ領置物件ニ付留置ノ必要ナシト認ムルトキハ之ヲ還付スヘシ(昭和二五年法律第七七号追加)

〔施規〕 五、六、七、八、一一、一三

時刻制限

第八條 收税官吏ハ日没ヨリ日出マテノ間臨檢、搜索又ハ差押ヲ為スコトヲ得ス但シ第三條ノ規定ニ依ル処分

国税犯則取締 国税犯則取締法

国税犯則取締 国税犯則取締法

- ① 日没前ヨリ開始シタル臨検、搜索又ハ差押ニシテ必要アル場合ハ日没後迄之ヲ継続スルコトヲ得（明治四一年法律第八号追加）
- ② 收税官吏ハ命令ヲ以テ定ムル国税ニ付テハ旅店、飲食店其ノ他夜間ト雖モ公衆ノ出入スルコトヲ得ヘキ場所ニ於テハ其ノ公開シタル時間内ハ第一項ニ規定スル制限ニ拘ラス臨検、搜索又ハ差押ヲ為スコトヲ得（昭和一九年法律第七号追加、同二三年法律第一〇七号改正）

〔施規〕 一七ノ二

出入禁止

第九條

願末書

第十條

出入スルコトヲ禁スルコトヲ得（昭和二二年法律第二九号、同二五年法律第七七号改正）

收税官吏質問、検査、領置、臨検、搜索又ハ差押ヲ為シタルトキハ其ノ願末ヲ記載シ立会人又ハ質問ヲ受ケタル者ニ示シ共ニ署名捺印スヘシ立会人又ハ質問ヲ受ケタル者署名捺印セス又ハ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其ノ旨ヲ附記スヘシ（昭和二二年法律第二九号改正）

〔施規〕 一一

証憑集取

第十一條

犯則事件ノ証憑集取ハ国税庁收税官吏又ハ事件発見地ヲ所轄スル国税局若ハ稅務署ノ收税官吏之ヲ為ス（昭和二四年法律第一四五号改正）

② 国税庁收税官吏ノ集取シタル間接国税ニ関スル犯則事件ノ証憑ニシテ重要ナル犯則事件ニ関スルモノハ之ヲ所轄国税局收税官吏ニソノ他ノモノハ之ヲ所轄稅務署收税官吏ニ引継クヘシ（昭和二四年法律第一四五号追加）

③ 国税局收税官吏ノ集取シタル証憑ハ之ヲ所轄稅務署收税官吏ニ引継クヘシ但シ重要ナル犯則事件ノ証憑ニ付テハ此ノ限ニ在ラス（昭和二二年法律第一四二号、同二四年法律第一四五号改正）

④ 稅務署收税官吏ノ集取シタル重要ナル犯則事件ノ証憑ハ之ヲ所轄国税局收税官吏ニ引継クヘシ（昭和二二年法律第一四二号追加、同二四年法律第一四五号改正）

土地管轄

第十二條

国税局又ハ稅務署ノ收税官吏前各條ニ依リ質問、検査、領置、臨検、搜索又ハ差押ヲ為スハ其ノ所屬国税局又ハ所屬稅務署ノ管轄区域内ニ限ル但シ既ニ着手シタル犯則事件ニ関連シ他ノ国税局又ハ稅務署ノ管轄区域ニ於テ質問、検査、領置、臨検、搜索又ハ差押ヲ為スヲ必要トスルトキ及急速ヲ要スル場合ニシテ国税庁長官又ハ国税局長ヨリ他ノ国税局又ハ稅務署ノ管轄区域内ニ於テ職務ヲ行フベキコトヲ命ゼラレタルトキハ此ノ限ニ在ラズ（明治三七年法律第一号、昭和二二年法律第一四二号、同二四年法律第一四五号改正）

② 稅務署長ハ其ノ管轄区域外ニ於テ犯則事件ノ調査ヲ必要トスルトキハ之ヲ其ノ地ノ稅務署長ニ囑託スルコトヲ得

③ 国税局長ハ其ノ管轄区域外ニ於テ犯則事件ノ調査ヲ必要トスルトキハ之ヲ其ノ地ノ国税局長又ハ稅務署長ニ囑託スルコトヲ得（昭和二二年法律第一四二号追加、同二四年法律第一四五号改正）

收税官吏ノ告發
第十二條ノ二 收税官吏ハ間接国税以外ノ国税ニ関スル犯則事件ノ調査ニ依リ犯則アリト思料スルトキハ告發ノ手續ヲ為スヘシ（昭和二三年法律第一〇七号追加）

報告又ハ
第十三條 国税局又ハ稅務署ノ收税官吏間接国税ニ関スル犯則事件ノ調査ヲ終リタルトキハ之ヲ所轄国税局長

国税犯則取締 国税犯則取締法

收税官吏ノ告発

国税犯則取締 国税犯則取締法

又ハ所轄稅務署長ニ報告スヘシ但シ左ノ場合ニ於テハ直ニ告発スヘシ(明治三十七年法律第一一〇号、昭和二年法律第一四二号、同二三年法律第一〇七号、同二四年法律第一四五号、同二五年法律第七七号改正)

② 国税庁收税官吏間接国税ニ関スル犯罪事件ノ調査ヲ終リタルトキハ之ヲ所轄国税局長又ハ所轄稅務署長ニ通報スヘシ但シ前項各号ノ規定ニ該当スルトキハ直ニ告発スヘシ(昭和二四年法律第一四五号追加、同二五年法律第七七号改正)

通告処分

第十四條 国税局長又ハ稅務署長ハ間接国税ニ関スル犯罪事件ノ調査ニ依リ犯罪ノ心証ヲ得タルトキハ其ノ理由ヲ明示シ罰金若ハ科料ニ相当スル金額、沒收品ニ該当スル物品、徵收金ニ相当スル金額及書類送達並ニ差押物件ノ運搬、保管ニ要シタル費用ヲ指定ノ場所ニ納付スヘキ旨ヲ通知スヘシ但シ沒收品ニ該当スル物品ニ付テハ納付ノ申出ノミヲ為スヘキ旨ヲ通告スルコトヲ得(明治三十七年法律第一一〇号、同四一年法律第八号、昭和二二年法律第一四二号、同二三年法律第一〇七号、同二四年法律第一四五号改正)

② 犯罪者通告ノ旨ヲ履行スルノ資力ナシト認ムルトキハ前項ノ通告ヲ要セス直ニ告発スヘシ(昭和三十七年法律第七七号改正)

公訴時効ノ中断ノ再訴沒收品ノ保管

第十五條 前條第一項ノ通告アリタルトキハ公訴ノ時効ヲ中断ス(昭和二三年法律第一〇七号改正)

第十六條 犯罪者通告ノ旨ヲ履行シタルトキハ同一事件ニ付訴ヲ受クルコトナシ

② 第十四條第一項但書ニ依リ通告ニ対シ犯罪者通告ノ旨ヲ履行シタル場合ニ於テ沒收品ニ該当スル物品ヲ所

通告不履行ニヨル告発

持スルトキハ公産其ノ他必要ノ処分ヲ為ス迄之ヲ保管スルノ義務アルモノトス但シ保管ニ要スル費用ハ之ヲ請求スルコトヲ得ス(明治四一年法律第八号追加)

第十七條 犯罪者通告ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ履行セサルトキハ国税局長又ハ稅務署長ハ告発ノ手續ヲ為スヘシ但シ二十日ヲ過クルモ告発前ニ履行シタルトキハ此ノ限ニ在ラス(明治三十七年法律第一一〇号、昭和二二年法律第一四二号、同二四年法律第一四五号、同二五年法律第七七号改正)

② 犯罪者ノ居所分明ナラサル為又ハ犯罪者書類ノ受領ヲ拒ミタル為通告スルコト能ハサルトキ亦前項ニ同シ(明治四一年法律第八号追加)

差押物件ノ引継

第十八條 犯罪事件ヲ告発シタル場合ニ於テ差押物件又ハ領置物件アルトキハ差押目録又ハ領置目録ト共ニ檢察官ニ引継クヘシ(昭和二二年法律第二九号、同二五年法律第七七号改正)

② 前項ノ差押物件又ハ領置物件所有者、所持者又ハ官公署ノ保管ニ係ルトキハ保管証ヲ以テ引継ヲ為シ差押物件又ハ領置物件引継ノ旨ヲ保管者ニ通知スヘシ

③ 第一項ノ規定ニ依リ差押物件又ハ領置物件ノ引継アリタルトキハ当該物件ハ檢察官ガ刑事訴訟法ノ規定ニ依リ押收シタル物トス(昭和二五年法律第七七号追加)

通知処分

第十九條 国税局長又ハ稅務署長間接国税ニ関スル犯罪事件ヲ調査シ犯罪ノ心証ヲ得サルトキハ其ノ旨ヲ犯罪嫌疑者ニ通知シ物件ノ差押アルトキハ之ヲ解除ヲ命スヘシ(明治三十七年法律第一一〇号、昭和二二年法律第一四二号、同二三年法律第一〇七号、同二四年法律第一四五号改正)

〔施規〕 一一

検査拒否

第十九條ノ二 間接国税ニ関スル犯罪事件ニ付第一條第一項ノ規定ニ依リ收税官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ケ又ハ忌避シタル者ハ三万円以下ノ罰金ニ処ス(昭和二二年法律第二九号追加、同年法律第一四二号、同二三年法律

国税犯則取締 国税犯則取締法

適用税目

第二十條 本法ニ於テ間接国税ト称スルハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

〔施規〕

煽動犯

第二十一條 削除(昭和二十五年法律第七七号削除)

第二十二條 国税ノ納税義務者ノ為スヘキ国税ノ課税標準ノ申告(当該申告ノ修正ヲ含ム以下申告ト称ス)ヲ為ササルコト若ハ虚偽ノ申告ヲ為スコト又ハ国税ノ徴收若ハ納付ヲ為ササルコトヲ煽動シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス(昭和二十三年法律第一〇七号追加)

② 国税ノ納税義務者ノ為スヘキ申告ヲ為ササルシメ若ハ虚偽ノ申告ヲ為サシメ又ハ国税ノ徴收若ハ納付ヲ為ササルシムル目的ヲ以テ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者亦同シ(同上)

附 則(抄)

(昭和十九年法律第七七号)

第三十一條 第二十八條ノ規定(間接国税犯則者処分法中改正規定)施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十九年勅令第七十八号ヲ以テ同年四月一日ヨリ施行)

附 則(抄)

(昭和二十二年法律第二十九号特別法人税法の一部を改正する等の法律)

第一條 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。但し、第十八條(間接国税犯則者処分法中改正規定)の規定は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

第十三條 第十八條(間接国税犯則者処分法改正)及び第十九條(関税法改正)の規定施行の際、従前の間接国税犯則者処分法第一條又は従前の関税法第九十條第一項の規定による差押中の物件がある場合において、これを準用する。

改正後の間接国税犯則者処分法第二條第三項及び第四項又は改正後の関税法第八十六條ノ二第三項及び第四項の規定は、第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定により裁判官の許可を受ける場合に、これを準用する。

附 則(抄) (昭和二十二年法律第四百二十二号所得税法の一部を改正する等の法律)

第一條 この法律は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

第十五條 この法律による他の法律の改正前になした行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(抄) (昭和二十三年法律第七七号所得税法の一部を改正する等の法律)

第三十九條 この法律は、公布の日から、これを施行する。(昭和二十三年七月七日公布)

第五十條 たばこ専売法(明治三十七年法律第十四号)第六十七條、塩専売法(明治三十八年法律第十一号)第三十八條、粗製しよう脳、しよう脳油専売法(明治三十六年法律第五号)第二十三條及びアルコール専売法(昭和十二年法律第三十二号)第四十條中「間接国税犯則者処分法」とあるのは「国税犯則取締法(同法第十二條ノ二、第十九條第二項及第二十二條ノ規定ヲ除ク)」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるものを除く外、他の法律中「間接国税犯則者処分法」とあるのは「国税犯則取締法」と読み替えるものとする。

第六十條 この法律による他の法律の廃止又は改正前になした行為に関する罰則の適用については、なお従前

の例による。

- 1 附 則(抄) (昭和二十四年法律第四百十五号大蔵省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律) この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則 (昭和二十五年法律第七十七号国税犯則取締法の一部を改正する法律)

- 1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。但し、第七條第三項の改正規定は、この法律施行後領置した物件について適用する。
- 2 たばこ専売法(昭和二十四年法律百十一号)の一部を次のように改正する。
第七十九條第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同條第五項を第六項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同條第四項の次に次の一項を加える。
- 5 第一項の場合において、国税犯則取締法第十二條第一項但書に規定する国税庁長官の職務は、大蔵大臣が行う。
- 3 塩専売法(昭和二十四年法律百十二号)の一部を次のように改正する。
第五十五條第三項中「第五項」の下に「第六項」を加え、「第七項から第十項まで」を「第八項から第十項まで」に改める。
- 4 しよう腦専売法(昭和二十四年法律百十三号)の一部を次のように改正する。
第二十八條第三項中「第五項」の下に、「第六項」を加え、「第七項から第十項まで」を「第八項から第十項まで」までに改める。

○国税犯則取締法施行規則

(明治三十三年三月二十三日勅令第五十二号)

改正

明治三十四年勅令第一七〇号、同三十五年勅令第一四五号、同勅令第二五三三号、同三十七年勅令第九二二号、同三十八年勅令第九九号、同勅令第一三三五号、同四一年勅令第四二二号、大正元年勅令第一三三三号、同三年勅令第一五三三号、同二年勅令第五二二三号、同一年勅令第四〇号、昭和二年勅令第六五五号、同勅令第四二四号、同一年勅令第一六二二号、同一年勅令第一一四号、同一年勅令第一七八号、同一年勅令第九九号、同勅令第三三三二号、同一年勅令第七九号、同二年勅令第一一二二号、同政令第二四六号、同二三年政令第一四八号、同政令第一四九号、同二四年政令第一四九号、同年政令第四〇六号、同二五年政令第七五号

第一條 国税犯則取締法ニ於テ間接国税ト称スルハ左ノ国税トス(明治三十四年勅令第一七〇号、昭和二年勅令第六五五号、同勅令第四二四号、同一年勅令第二〇二二号、同一年勅令第一七八号、同一年勅令第一六二二号、同一年勅令第一九八号、同政令第一四九号、同政令第一四九号改正)

- 一 酒造税
- 二 酒精及酒精含有飲料税
- 三 出港税
- 四 麦酒税

国税犯則取締 国税犯則取締法施行規則

国税犯則取締 国税犯則取締法施行規則

八五〇

- 五 清涼飲料税
- 六 砂糖消費税及砂糖特別消費税
- 七 織物消費税
- 八 揮発油税
- 九 取引税
- 十 印紙税
- 十一 骨牌税
- 十二 入場税
- 十三 物品税
- 十四 遊興飲食税
- 十五 酒 税
- 十六 馬券税
- 十七 広告税
- 十八 特別行為税
- 十九 取引高税

第二條 收税官吏物件、帳簿、書類等ヲ差押又ハ領置シタル場合ニ於テ所有者、所持者又ハ官公署ヲシテ保管セシムルトキハ之ニ封印ヲ為シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ差押又ハ領置ヲ明白ニスヘシ(明治四一年勅令第四二号、昭和二五年政令第七五号改正)

第三條 差押目録又ハ領置目録ニハ物件ノ品名、数量、帳簿、書類ノ名称、箇數、差押又ハ領置ノ場所及時、

所持者ノ住所又ハ居所、氏名ヲ記載スヘシ(昭和二五年政令第七五号改正)

第四條 收税官吏物件、帳簿、書類等ヲ差押又ハ領置シタル場合ニ於テ之ヲ官公署ニ送致スルトキハ差押目録又ハ領置目録ノ謄本ヲ其ノ所持者ニ交付スヘシ(同上)

第五條 收税官吏官公署ヲシテ差押物件又ハ領置物件ノ保管ヲ為サシムルトキハ其ノ旨ヲ差押又ハ領置當時ノ所持者ニ通知スヘシ(同上)

第六條 国税局長又ハ稅務署長国税犯則取締法第七條ニ依リ差押物件又ハ領置物件ヲ公売スルトキハ物件ノ品名、數量、公売ノ事由、公売ノ場所及時、其ノ他必要ノ事項ヲ公告スヘシ(明治三五年勅令第二五三号、昭和二二年政令第二四六号、同二三年政令第一四八号、同二五年政令第七五号改正)

第七條 国税局長又ハ稅務署長国税犯則取締法第七條ニ依リ差押物件又ハ領置物件ノ公売代金ヲ供託シタルトキハ其ノ金額ト共ニ其ノ旨ヲ差押又ハ領置當時ノ所持者ニ通知スヘシ(明治三五年勅令第二五三号、昭和二二年政令第二四六号、同二三年政令第一四八号、同二四年政令第一四九号、同二五年政令第七五号改正)

第七條ノ二 国税犯則取締法第八條第三項ノ国税ヲ定ムルコト左ノ如シ(昭和一九年勅令第七九号追加、同二三年政令第一四八号、同政令第一四九号、同二四年政令第四〇六号改正)

- 一 物品税
- 二 酒 税

第八條 收税官吏質問、検査、領置、臨検、搜索又ハ差押ヲ為シタルトキ調製スル顛末書ニハ質問、検査、臨検、搜索又差押ノ事実、場所及時並ニ答弁ノ要領ヲ記載スヘシ(昭和二二年勅令第一一二号、同二五年政令第七五号改正)

第九條 国税犯則取締法第十四條ノ通告ハ通告書ヲ送達シテ之ヲ為スヘシ(昭和二三年政令第一四八号改正)

国税犯則取締 国税犯則取締法施行規則

八五一

国税犯則取締 国税犯則取締法施行規則

第十條 通告書ノ送達ハ使丁ニ依リテ之ヲ為シ其ノ受領証ヲ徴スヘシ但シ配達証明郵便ヲ以テ送達ヲ為スコトヲ得

第十一條 国税局長又ハ稅務署長国税犯則取締法第十九條ニ依リ犯則ノ心証ヲ得サル旨ヲ犯則嫌疑者ニ通知スル場合ニ於テ同法第七條ニ依リ供託シタル金額アルトキハ供託受領証ニ供託金ヲ受取ルヘキ事由ヲ証スル書面ヲ添付シ之ヲ差押又ハ領置當時ノ物件所持者ニ交付スヘシ(明治三十五年勅令第二五三號、昭和二二年政令第二四六號、同二三年政令第一四八號、同二四年政令第一四九號、同二五年政令第七五號改正)

第十二條 犯則事件ノ調査及処分ニ関スル書類ニハ每葉契印スヘシ文字ノ挿入、削除又ハ欄外ノ記入ヲ為シタルトキハ之ニ認印スヘシ

② 文字ヲ削除スルトキハ其ノ字体ヲ存シ置キ其ノ字数ヲ記載スヘシ

第十三條 收稅官吏ハ直接ト間接トヲ問ハス差押物件、領置物件又ハ沒收物件ヲ買受クルコトヲ得ス(昭和二五年政令第七五號改正)

附則

本令ハ間接国税犯則者処分法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (明治三十四年勅令第七十號)

本令ハ明治三十四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (明治三十五年勅令第二百五十三號)

本令ハ明治三十五年十一月五日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (明治三十五年勅令第四百四十五號)

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (明治三十七年勅令第九十二號)

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (明治三十八年勅令第九號)

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (明治三十八年勅令第三百三十五號)

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (明治四十一年勅令第四十二號)

本令ハ石油消費稅法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (大正元年勅令第十三號)

本令ハ大正元年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (大正三年勅令第五百十三號)

本令ハ大正三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (大正十二年勅令第五百二十三號)

本令ハ大正十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (大正十五年勅令第四十號)

本令ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十二年勅令第六十五號)

本令ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十二年勅令四百二十四號)

国税犯則取締 国税犯則取締法施行規則

国税犯則取締 国税犯則取締法施行規則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十三年勅令第二百二号)

本令ハ支那事変特別税法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和十三年四月一日施行)

附則 (昭和十四年勅令第七十八号)

本令ハ昭和十四年法律第四十八号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和十四年四月一日施行)

附則 (昭和十五年勅令第六十二号)

本令ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十七年勅令第一百四十四号)

本令ハ馬券税法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和十七年三月一日ヨリ施行)

附則 (昭和十七年勅令第九十八号)

本令ハ広告税法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和十七年四月一日ヨリ施行)

附則 (昭和十八年勅令第九十九号)

本令ハ昭和十八年法律第三号施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和十八年三月一日ヨリ施行)

附則 (昭和十八年勅令第三百三十二号)

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十九年勅令第七十九号物品税法施行規則外四勅令改正勅令)

本令ハ昭和十九年二月十六日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和二十二年勅令第一百十二号特別法人税法の一部を改正する等の勅令)

第一條 この勅令は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。但し、第十二條中間接国税犯則者処分法

施行規則第八條の改正規定は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

附則 (昭和二十二年政令第二百四十六号所得税法施行規則の一部を改正する等の政令)

第一條 この政令は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

附則 (昭和二十三年政令第四百十八号所得税法施行規則の一部を改正する等の政令)

第二十一條 この政令は、公布の日から、これを施行する。(昭和二十三年七月七日公布)

附則 (昭和二十三年政令第四百十九号取引高税法施行規則)

第二十條 この政令は、昭和二十三年九月一日から、これを施行する。

附則 (昭和二十四年政令第四百十九号大蔵省設置法等の施行に伴う政令等の整理に関する政令)

この政令は昭和二十四年六月一日から施行する。

附則 (昭和二十四年政令第四百六号織物消費税法施行規則等を廃止する政令)

この政令は、昭和二十五年一月一日から施行する。

附則 (昭和二十五年四月一日政令第七十五号国税犯則取締法施行規則の一部を改正する政令)

この政令は、昭和二十五年四月一日から施行する。

国税犯則取締 国税犯則取締法による收税官吏の証票の様式

○国税犯則取締法による收税官吏の証票の様式

(明治三十三年三月二十四日大蔵省令第五号)

改正 明治三五年大蔵省令第二五号、大正七年大蔵省令第四四号、昭和二二年大蔵省令第

三二号、同二三年大蔵省令第六八号、同二四年大蔵省令第三八号

明治三十三年法律第六十七号国税犯則取締法第四條ニ依リ收税官吏ノ携帶スヘキ証票様式左ノ通相定ム
様式 用紙厚質白紙 縦四寸 横二寸五分

| | | |
|------|----------------------------|-------------------|
| 第何号 | 国税庁(又ハ何国税局若ハ何稅務署) | 名 |
| | 官氏 | |
| 收税官吏 | 国税庁 章 (又ハ何国税局若ハ何稅務署) | 印 |
| (昭和) | 何年何月何日交付 | 国税庁(又ハ何国税局若ハ何稅務署) |

○法人ニ於テ租税及葉煙草專売ニ関シ事犯アリタル場合ニ関スル法律 (明治三十三年三月十三日法律第五十二号)

第一條 法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ従業者法人ノ業務ニ関シ租税(及葉煙草專売)ニ関スル法規ヲ犯シタル場合ニ於テハ各法規ニ規定シタル罰則ヲ法人ニ適用ス但シ其ノ罰則ニ於テ罰金科料以外ノ刑ニ処スヘキコトヲ規定シタルトキハ法人ヲ三百円以下ノ罰金ニ処ス

第二條 (法人ヲ処罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ以テ被告人トス)

第三條 法人ヲ処罰スルノ裁判確定シタル日ヨリ罰金ニ関シテハ一月以内科料ニ関シテハ十日以内ニ之ヲ完納セサルトキハ民事訴訟法第六編ノ規定ニ從ヒテ其ノ執行ヲ為ス此ノ場合ニ於テハ檢事ノ命令ヲ以テ執行力ヲ有スル債務名義ト同一ノ効力アルモノトス

前項ニ依リ執行ヲ為スハニ執行前裁判ノ送達ヲ為スコトヲ要セズ

国税犯則取締 法人ニ於テ租税及葉煙草專売ニ関シ事犯アリタル場合ニ関スル法律 八五七

国税の特別措置

○租税特別措置法

(昭和二十一年九月一日法律第十五号)

改正

昭和二十一年法律第二十一号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第八十七号、同二十三年法律第七号、同二十四年法律第四十三号、同二十五年法律第三十六号

措置の
目的及び
範囲

第一條 当分の間この法律により、所得税、相続税、富裕税、登録税、砂糖消費税及び印紙税を軽減若しくは免除し、又はその課税標準の計算若しくはその徴収に関する特例を設ける。(昭和二十二年法律第二十九号、同二十三年法律第七号、同二十四年法律第四十三号、同二十五年法律第三十六号改正)

利子所得
に對する
免除の
所得税の
除外

第二條 左に掲げる公債、社債又は預金の利子については、命令の定めるところにより、所得税を免除する。
(昭和二十二年法律第二十九号、同二十四年法律第四十三号改正)

一 明治三十九年法律第三十四号(国債に関する法律)又は社債等登録法により、銀行その他命令で定める金融機関の登録した公債又は社債の利子

二 貯蓄銀行法第九條第一項又は昭和十八年法律第四十三号(普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼営等に関する法律)第二條第一項の規定により、貯蓄銀行又は貯蓄銀行業務を営む銀行の供託した公債及び社債の利子

三 金融機関に対する金融機関の預金で命令で定めるものの利子

四 租税の納付に充てられた金融機関に対する納税準備預金で命令で定めるものの利子

〔施規〕 一、二、三、四、四の二

国税の特別措置 租税特別措置法

国税の特別措置 租税特別措置法

外国人又は
法人の子
は外国人
の利益を
所得する
配当所得
に對する
源泉徴収
税の軽減

第三條 所得税法の施行地に住所及び一年以上居所を有しない個人又は法人税法の施行地に本店若しくは主たる事務所を有しない法人が対外支拂手段（外国為替及び外国貿易管理法第六條に規定する対外支拂手段をいふ。以下同じ。）の提供に因り合法的に取得した国債、地方債又は同法の施行地に本店若しくは主たる事務所を有する法人の発行する社債、株式若しくは出資について所得税法の施行地に住所及び一年以上居所を有しない個人又は法人税法の施行地に本店若しくは主たる事務所を有しない法人が支拂を受ける利子所得又は配当所得のうち利息の配当に對する同法第十七條又は第十八條の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする。（昭和二十二年法律第二十九号、同年法律第八十七号、同二十五年法律第三十六号改正）

② 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者が、当該国債、地方債、社債、株式又は出資が対外支拂手段の提供に因り合法的に取得されたものである旨を示して、その利子又は利息の配当の支拂をなす者の備え付ける帳簿にその氏名、国籍及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地並びに命令で定める事項の記載を受けた場合において、その記載を受けている期間に限り、これを適用する。（昭和二十五年法律第三十六号追加）

〔施規〕五

外国人の
給與所得
又は退職
所得に對
する課税
上の特例

第四條 所得税法第一條第一項に規定する者で同法の施行地に住所を有しないものの昭和二十五年から昭和三十年までの各年における給與所得又は退職所得については、同法の施行地における支拂に因る収入金額を同法第九條第一項第五号又は第六号に規定する収入金額として、同法の規定を適用する。（昭和二十二年法律第二十九号、同二十五年法律第三十六号改正）

は、その受領した金額のうち同法第九條第一項第五号に規定する収入金額から同法の施行地における支拂に因る給與所得の収入金額を控除した金額に達するまでの金額に相当する金額は、前項の規定の適用については、同法の施行地における支拂に因る収入金額とみなす。（昭和二十五年法律第三十六号追加）

③ 第一項に規定する者の所得税法の施行地における生活に通常必要な金額が同法の施行地における支拂に因る給與所得の収入金額（その者が同法第九條第一項第一号から第四号まで又は第七号から第十号までの所得を有するときは、これらの各号に規定する所得の金額との合計額）をこえる場合においては、第一項の規定にかかわらず、そのこえる金額に相当する同法の施行地外における支拂に因る給與所得の収入金額（前項の規定により同法の施行地における支拂に因る収入金額とみなされた金額があるときは、当該金額に相当する金額を控除した金額）については、これを第一項に規定する同法の施行地における支拂に因る給與所得の収入金額に加算して同項の規定を適用する。（同上）

外国技術
の導入を
必要とする
営む事業を
営む者が
法外資を
支拂を受ける
人の給與
所得又は
退職所得
に對する
課税の特
例

第五條 日本經濟の健全な發展のため外国資本又は外国技術の導入を必要とする事業を営む外資法人から給與所得又は退職所得の支拂を受ける所得税法第一條第一項に規定する者で同法の施行地に住所を有しないものの昭和二十七年から昭和三十年までの各年において当該法人から支拂を受ける給與所得又は退職所得については、当該給與所得又は退職所得の収入金額（その年分の総所得金額から所得税法第九條第二項、第九條の二、第十一條の三又は第十一條の四の規定により控除をなす場合においては、当該所得の収入金額からこれらの規定により控除すべき金額を控除した金額。以下同じ。）からその十分の五に相当する金額（その金額が三百五十万円をこえるときは、三百五十万円）を控除した金額を同法第九條第一項第五号又は第六号に規定する収入金額として、同法の規定を適用する。日本經濟の健全な發展のため外国資本又は外国技術の導入を必要とする事業を営む法人で外資法人以外のものの当該事業に係る科学技術の指導改善のために招へいされた

国税の特別措置 租税特別措置法

国税の特別措置 租税特別措置法

所得税法第一條第一項に規定する者で同法の施行地に住所を有しないものうち大蔵大臣の指定する者の昭和二十七年から昭和三十年までの各年において当該法人から支拂を受ける給與所得又は退職所得についても、また同様とする。(昭和二十二年法律第二十九号、同二十五年法律第三十六号改正)

② 前項前段に指定する者が同項前段の規定の適用を受けようとするときは、命令で定める手続により、その氏名、国籍その他命令で定める事項を記載した申告書を、当該給與所得又は退職所得の支拂者を経由して、政府に提出しなければならない。(昭和二十五年法律第三十六号追加)

③ 第一項に規定する事業の種類は、大蔵大臣が外資委員会に協議した上、これを定めて公表する。(同上)

④ 第一項において「外資法人」とは、左の各号に掲げる法人をいう。(同上)

一 所得税法の施行地に住所及び一年以上居所を有しない個人又は法人税法の施行地に本店若しくは主たる事務所を有しない法人の同法の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人に対する対外支拂手段の提供、第一項に規定する事業の用に供する貨物の輸入又は当該事業の用に供する工業所有権その他技術に関する権利で同法の施行地外において取得したもの、これらの特権に関する使用権の設定を含む。に因る投資について命令の定めるところにより計算した金額が毎年一月一日において一億円以上である場合に於ける当該法人

二 法人税法の施行地に本店又は主たる事務所を有しない法人の同法の施行地にある資産で対外支拂手段の提供若しくは第一項に規定する事業の用に供する貨物の輸入に因り取得したもの又は当該法人の同法の施行地外において取得した工業所有権その他技術に関する権利(これらの権利に関する使用権を含む。)で同法の施行地において同項に規定する事業の用に供するものの価額が毎年一月一日において一億円以上である場合に於ける当該法人

〔施規〕六

第五條の二 その事業活動に因り前條第一項に規定する事業を営む外資法人の事業活動が容易となり、且つ、外国資本の適正な導入が促進されることとなる事業を営む法人から給與所得又は退職所得の支拂を受ける所得税法第一條第一項に規定する者で同法の施行地に住所を有しないもの昭和二十七年から昭和三十年までの各年における事業所得については、当該事業所得の金額の各年において当該法人から支拂を受ける給與所得又は退職所得については、当該給與所得又は退職所得の収入金額からその十分の五に相当する金額(その金額が三百五十万円をこえるときは、三百五十万円)を控除した金額を同法第九條第一項第五号又は第六号に規定する収入金額として、同法の規定を適用する。(昭和二十三年法律第七号追加、同二十五年法律第三十六号改正)

② 前條第二項の規定は、前項の規定の適用を受けようとする者について、これを準用する。(昭和二十五年法律第三十六号追加)

③ その活動に因り前條第一項に規定する事業を営む外資法人の事業活動が容易となり、且つ、外国資本の適正な導入が促進されることとなる自由職業を営む所得税法第一條第一項に規定する者で同法の施行地に住所を有しないもの昭和二十七年から昭和三十年までの各年における事業所得については、当該事業所得の金額から当該職業から生ずる所得の金額(その年分の總所得金額から同法第九條第二項、第九條の二、第十一條の三又は第十一條の四の規定による控除をなす場合においては、当該所得の金額からこれらの規定により控除すべき金額を控除した金額)の十分の五に相当する金額(その金額が三百五十万円をこえるときは、三百五十万円)を控除した金額を同法第九條第一項第四号に規定する事業所得の金額として、同法の規定を適用する。(同上)

④ 前條第三項の規定は、第一項に規定する法人の事業及び前項に規定する自由職業の種類について、これを国税の特別措置 租税特別措置法

外資導入を促進し、外国人の寄附活動をする事を営む法人を、外国人から支拂を受ける給與所得又は退職所得の特課とする

国税の特別措置 租税特別措置法

準用する。(同上)

新制高等学校の教員又はその給付を受ける者
国人の職給又は退職所得
は退職所得
得るに課税
の特例

第五條の三 学校教育法第一條に規定する大学又は高等学校(同法第九十八條の従前の規定による大学、大学予科及び専門学校を含む。)の教員として給與所得又は退職所得の支拂を受ける者のうち所得税法第一條第一項に規定する者で同法の施行地に住所を有しないものの昭和二十七年から昭和三十年までの各年において支拂を受ける当該給與所得又は退職所得については、当該給與所得又は退職所得の収入金額からその十分の五に相当する金額(その金額が三百五十万円をこえるときは、三百五十万円)を控除した金額を同法第九條第一項第五号又は第六号に規定する収入金額として、同法の規定を適用する。牧師その他宗教の布教に従事する者としてその所属する宗教上の組織から給與所得又は退職所得の支拂を受ける者のうち所得税法第一條第一項に規定する者で同法の施行地に住所を有しないものの昭和二十七年から昭和三十年までの各年における当該給與所得又は退職所得についても、また同様とする。(昭和二十三年法律第七号追加、同二十五年法律第三百三十六号改正)

② 第五條第二項の規定は、前項の規定の適用を受けようとする者について、これを準用する。(昭和二十五年法律第三百三十六号追加)

非円通貨に對する所得の特例

第五條の四 所得税法第一條第一項に規定する者で同法の施行地に住所を有しないものうち左の各号の一に該当する者の昭和二十五年分及び昭和二十六年分の所得に對する同法の規定の適用については、昭和二十五年分については同年中の命令で定める期間内に生じた所得の金額(その年分の總所得金額から同法第九條第二項、第十一條の三又は第十一條の四の規定による控除をなす場合においては、当該期間内に生じた所得の金額からこれらの規定により控除すべき金額を控除した金額)の十分の五に相当する金額(その金額が三百五十万円をこえるときは、三百五十万円)に当該期間の月数を乗じて十二分して計算した金額をこえるときは、当該金額)を、昭和二十六年分に

つては同年分の總所得金額(当該總所得金額から同法第九條第二項、第九條の二、第十一條の三又は第十一條の四の規定による控除をなす場合においては、当該總所得金額からこれらの規定により控除すべき金額を控除した金額。以下同じ。)の十分の五に相当する金額(その金額が三百五十万円をこえるときは、三百五十万円)を、それぞれ当該年分の總所得金額から控除した金額を同法第十三條に規定する課税總所得金額として、同法の規定を適用する。(昭和二十五年法律第三百三十六号追加)

一 本條の規定施行前に所得税法の施行地において本邦通貨以外の通貨をもつて合法的に得た所得を有していた者

二 本條の規定施行後に合法的に所得税法の施行地に居住することとなつた者

② 前項に規定する者については、その者が昭和二十五年の同項に規定する期間中及び昭和二十六年中に支拂を受ける給與所得又は退職所得の収入金額からその十分の五に相当する金額を控除した金額(退職所得については、当該金額からその十分の一・五に相当する金額を控除した金額)を所得税法第三十八條第一項に規定する給與の金額又は退職所得の金額として、同項の規定を適用する(同上)

③ 第五條第二項の規定は、前項の規定の適用を受けようとする者について、これを準用する。(同上)

〔施規〕七

第六條 相続税の課税価格の計算の基礎となる財産のうち命令で定める地域外にある財産その他命令で定める財産(以下在外財産等という。)が含まれているときは、命令の定めるところにより、当該在外財産等の価額を算定することができることとなるまで、その価額(相続開始の時において命令で定める債務があるときは、その債務の金額を控除した金額)を相続税の課税価格に算入しない。(昭和二十二年法律第二十九号、同年法律第八十七号、同二十五年法律第三百三十六号改正、第七條から第六條に繰上)

在外財産に對する相続税の特例

国税の特別措置 租税特別措置法

国税の特別措置 租税特別措置法

- ② 前項の規定を適用して課税価格を計算した場合においては、政府は、在外財産等の価額を算定することができることとなつた際に、命令の定めるところにより、その課税価格を更正又は決定することができる。(昭和二十五年法律第三十六号改正)
- ③ 在外財産等の価額を算定することができることとなつた際において当該在外財産等の価額について相続税法第三十一条の規定による修正申告書の提出があつた場合又は前項の規定による更正若しくは決定をなしたる場合における同法第五十一条から第五十四条までの規定の適用については、当該在外財産等の価額が算定できることとなつた日から四箇月を経過した日を当該各條に規定する申告書の提出期限とみなす。(昭和二十五年法律第三十六号追加)

(施規) 十三

在外財産
等に
対し
相続
税
の
徴
收
猶
予

第七條 昭和二十年八月十四日以前に開始した相続につき相続税を納付すべき義務のある者が、相続財産のうちに含まれていた在外財産等を昭和二十年八月十五日まで引き続き有していたときは、政府は、命令の定めるところにより、その引き続き有していた在外財産等の価額(同日において命令で定める債務があるときは、その債務の金額を控除した金額)の当該相続についての課税価格に対する割合を同日以後に納期限を定められた相続税額に乘じて算出した金額を限度として、相続税の徴收を猶予することができる。(昭和二十二年法律第二十九号改正、同二十五年法律第三十六号第八條から第七條に繰上)

在外財産
等に
対し
課税
上
の特
例

第八條 富裕税法第一條第一号に規定する課税時期において有する在外財産等の価額(課税時期において第六條第一項に規定する命令で定める債務があるときは、その債務の金額を控除した金額)は、当該課税時期を含む年分の富裕税の課税価格に算入しない。(昭和二十五年法律第三十六号追加)

② 前項の規定の適用を受けようとする者は、富裕税法第十八條又は第十九條の規定による申告書に在外財産

農地交換

の場合に
おける
登録
免除

等の価額その他命令で定める事項を記載しなければならない。(同上)

第九條 耕作を目的とする土地(その土地に附属して使用される土地を含む。)について、所有権の交換をした場合においては、交換に因る所有権の取得又は交換のためにする所有権の保存の登記については、命令の定めるところにより、登録税を免除する。(昭和二十二年法律第九号第十七條から第九條に繰上)

② 前項の規定は、永小作権の交換又は前項の土地の所有権と永小作権との交換をした場合について、これを準用する。(同上)

法令等に
基く
設立
等の
場合
に
お
ける
登録
税
の
減
免

第十條 左に掲げる事項が、法令、法令に基く命令又は行政官庁の指導若しくは斡旋によりなされる場合においては、命令の定めるところにより、その登記の登録税の額は、他の法令に特別の定のある場合を除いては、登録税法にかかはらず左の額による。但し、登録税法により計算した登録税の額が、左の額より少いときはその額による。(昭和二十一年法律第三十九号、同二十二年法律第二十九号第十八條から第十條に繰上)

- 一 会社の設立
 - 金銭出資による拂込株金額及び金銭を目的とする株金以外の出資の価格の千分の六と、金銭以外の財産の出資による拂込株金額及び金銭以外の財産を目的とする株金以外の出資の価格の千分の一・五との合計額
- 二 会社資本の増加
 - 金銭出資による増資拂込株金額及び金銭を目的とする株金以外の出資の価格の千分の六と、金銭以外の財産の出資による増資拂込株金額及び金銭以外の財産を目的とする株金以外の出資の価格の千分の一・五との合計額
- 三 第二回以後の株金拂込
 - 毎回の金銭による拂込株金額の千分の六と、金銭以外の財産の出資による拂込株金額の千分の一・五と

国税の特別措置 租税特別措置法

国税の特別措置 租税特別措置法

の合計額

四 法人の設立、資本(出資又は基金を含む。)の増加若しくは第二回以後の株金(出資金又は基金を含む。)の拂込又は事業の設備若しくは事業の譲受の場合における不動産又は船舶に関する権利の取得
不動産又は船舶の価格の千分の四

輸入砂糖
に對する
砂糖消費
税の免除

第十一條 砂糖消費税法第三條第一号に掲げる砂糖で輸入するもの(関税法第一百四條の規定により外国とみなす地域から輸入するものを含む。)については、砂糖消費税を課さない。但し、関税法第七十六條第一項又は第七十六條ノ二第一項に該当する場合は、この限りでない。(昭和三十三年法律第七号追加、同二十四年法律第四十三号改正)

② 前項に掲げる砂糖(同項但書に該当する場合を除く。)を原料として製造した砂糖消費税法第三條に掲げる砂糖、糖みつ又は糖水については、砂糖消費税を課さない。(昭和二十三年法律第七号追加)

納税準備
預金通帳
に對する
印紙税の
免除

③ 砂糖消費税法第三條第一号第二種又は第三種の砂糖については、砂糖消費税法第五條、第十一條第一項又は第十二條ノ二に規定する砂糖消費税の免除又は交付金の交付に関する規定は、これを適用しない。(昭和二十三年法律第七号追加、同二十四年法律第四十三号改正)

第十二條 納税準備預金通帳には、印紙税を課さない。(昭和二十三年法律第七号追加、同二十五年法律第百三十六号改正)

経過規定
施行期日

附 則(昭和二十一年九月一日法律第十五号 臨時租税措置法を改正する法律)
この法律は、公布の日から、これを施行する。

甲種及び乙種の事業所得、山林の所得、譲渡所得及び個人の総所得に對する所得税並びに個人の營業税については、昭和二十二年分からこの法律を適用する。

各事業年度の普通所得及び超過所得に對する法人税並びに法人の各事業年度の純益に對する營業税につい

ては、昭和二十一年四月一日以後に終了する事業年度分から、清算所得に對する法人税及び清算純益に對する營業税については、同日以後の解散又は合併に因る分から、この法律を適用する、但し、同年八月三十一日までに決算の確定した事業年度分限り、第十三條中「毎事業年度の決算の確定した後六十日以内」とあるのは、「昭和二十一年十月三十一日まで」と読み替へるものとする。

特別の法人の各事業年度の剰余金に對する特別法人税については、昭和二十一年四月一日以後に終了する事業年度分から、この法律を適用する。

昭和二十年分以前の乙種の配当利子所得に對する分類所得税、昭和二十一年分以前の甲種及び乙種の事業所得、乙種の勤勞所得、山林の所得及び個人の総所得に對する所得税、個人の昭和二十一年分以前の營業税及び臨時利得税、昭和二十一年分以前の釵区税、法人の昭和二十一年三月三十一日以前に終了した各事業年度の所得及び資本に對する法人税及び純益に對する營業税及び臨時利得税、法人の同日以前に終了した各事業年度に因る清算所得に對する法人税及び清算純益に對する營業税、特別の法人の同日以前に終了した各事業年度の剰余金に對する特別法人税及び同日以前の解散又は合併に因る清算剰余金に對する特別法人税及びこの法律施行前に課した又は課すべきであつた甲種の配当利子所得に對する分類所得税及び登録税の軽減又は免除並びにこれらの租税の課税標準の計算、徴収及びこれらの租税の軽減又は免除に因る納税資格要件の特例に關しては、なほ従前の例による。

附 則(昭和二十二年三月三十一日法律第二十九号 特別法人税法の一部を改正する等の法律)
第一條 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。(以下略)

施行期日 第一條

経過規定 第十條 昭和二十一年分以前の甲種及び乙種の事業所得、山林の所得及び個人の総所得に對する所得税、増加
国税の特別措置 租税特別措置法

国税の特別措置 租税特別措置法

八七〇

所得税、個人の昭和二十一年分以前の営業税、法人の昭和二十二年三月三十一日以前に終了した各事業年度の普通所得、超過所得及び資本に対する法人税及び純益に対する営業税、法人の同日以前の解散又は合併に因る清算所得に対する法人税及び清算純益に対する営業税又は特別の法人の同日以前に終了した各事業年度の剰余金に対する特別法人税及び同日以前の解散又は合併に因る清算剰余金に対する特別法人税の軽減又は免除並びにこれらの租税の課税標準の計算、徴収又は納税積立金若しくは納税準備預金の特例に関しては、なお従前の租税特別措置法の例による。

施行期日

附 則(昭和二十二年四月三十日法律第八十七号 相続税法を改正する法律)

第一條 この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。
(第二條以下省略租税特別措置法の改正は、附則第七條に掲げる。)

附 則(昭和二十三年七月七日法律第七号 所得税法の一部を改正する等の法律)
(第一條乃至第三十八條省略)

施行期日

第三十九條

この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。但し、租税特別措置法第十一條第一項及び第二項の規定は、昭和二十二年十二月一日以後輸入した砂糖(同日以後昭和二十三年二月十六日まで)の間は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。(但書省略)

附 則(昭和二十四年四月三十日法律第四十三号 酒税法等の一部を改正する法律)

1 この法律は、昭和二十四年五月一日から施行する。(但書省略)

(第二項から第十五項まで省略)

16 この法律による租税特別措置法第五條の改正規定は、額面をこえる価額で発行した株式の拂込最終期日が

昭和二十四年五月一日以後のものから、同法第五條の二の改正規定は、法人の昭和二十四年四月一日以後に終了する事業年度分から、適用する。

17 この法律施行前に、砂糖消費税法第五條第一項の適用を受けて製造場又は保税地域から引き取った同法第三條第一号第二種又は第三種の砂糖でこの法律施行後三月以内に輸出したものに對する砂糖消費税法第五條の規定による砂糖消費税の免除については、なお従前の例による。

18 この法律施行前に、砂糖消費税法第十一條第一項第三号の規定の適用を受けて製造場又は保税地域から引き取った同法第三條第一号第二種の砂糖を使用して製造した菓子、糖果又は果実みつ及びこれに類する物品でこの法律施行後三月以内に輸出したものに對する砂糖消費税法第十一條の規定による砂糖消費税の免除については、なお従前の例による。

19 前項に該当する場合を除く外、この法律施行前に、砂糖消費税法第十一條第一項第一号又は第三号の規定の適用を受けて製造場又は保税地域から引き取った同法第三條第一号第二種の砂糖でこの法律施行後三月以内に砂糖、糖みつ、糖水、れん乳又は育児食の製造の用に供されたものに對する砂糖消費税法第十一條の規定による砂糖消費税の免除については、なお従前の例による。

20 砂糖消費税を課せられた砂糖消費税法第三條第一号第二種の砂糖でこの法律施行前に製造場又は保税地域から引き取ったものを原料として、この法律施行後三月以内にれん乳若しくは育児食を製造した場合又は砂糖消費税を課せられた砂糖消費税法第三條第一号第二種の砂糖でこの法律施行前に製造場又は保税地域から引き取ったものを原料として製造した菓子、糖果若しくは果実みつ及びこれに類する物品を、この法律施行後三月以内に輸出した場合における砂糖消費税法第十二條の二の規定による交付金の交付については、なお従前の例による。

国税の特別措置 租税特別措置法

八七一

- 21 この法律による他の法律の改正前になした行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則(昭和二十五年五月二日法律第百三十六号 租税特別措置法の二部を改正する法律)
- 1 この法律は、公布の日から施行する。但し、租税特別措置法の改正規定中第五條の四に関する部分は、昭和二十五年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。
- 2 相統税法(昭和二十五年法律第七十三号)による改正前の相統税法(昭和二十二年法律第八十七号)第五十二條の規定による物納に因り生じた昭和二十四年分以前の譲渡所得又は山林所得については、なお従前の租税特別措置法第三條の例による。
- 3 法人の昭和二十五年三月三十一日以前に終了した事業年度(法人税法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第七十二号)による改正前の法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第二十一條第一項の規定により一事業年度とみなされた期間を含む。)の所得の計算については、なお従前の租税特別措置法第四條から第五條の二までの例による。
- 4 改正後の租税特別措置法第六條の規定は、昭和二十五年一月一日以後に相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産に係る相続税から適用する。
- 5 昭和二十四年十二月三十一日以前に開始した相続に係る相続税については、なお従前の租税特別措置法第六條及び第七條の例による。
- 6 この法律施行前に従前の租税特別措置法第十二條第一項の規定の適用を受けて製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた物品税法(昭和十五年法律第四十号)第一條に掲げる物品については、従前の租税特別措置法第十二條第二項の規定は、この法律施行後においても、なおその効力を有する。
- 7 改正後の租税特別措置法第十二條の規定は、昭和二十五年四月一日から適用する。

○租税特別措置法施行規則

(昭和二十一年九月一日大蔵省令第九十九号)

改正 昭和二十二年大蔵省令第三十二号、同年大蔵省令第四十八号、同二十三年大蔵省令第五十七号、同二十四年大蔵省令第二十七号、同二十五年大蔵省令第五十号、同年大蔵省令第六十六号

第一條 租税特別措置法第二條の規定を適用する公債又は社債の利子は、当該公債又は社債を登録又は供託した期間(当該公債又は社債が他の銀行若しくは第二條に掲げる金融機関又は所得税法その他の法令により所得税を課さない法人(以下他の銀行等という。)の登録又は供託したものであり、且つ、引き続き登録又は供託されているものであるときは、当該他の銀行等の登録又は供託した期間を含む。以下同じ。)内に生じたものに限る。(昭和二十五年省令第五十号改正)

第二條 租税特別措置法第二條第一号の規定により、左の金融機関を指定する。(昭和二十三年省令第五十七号、同二十四年省令第二十七号、同二十五年省令第五十号改正)

- 一 生命保険会社
- 二 無盡会社
- 三 信託会社
- 四 農業協同組合及び農協同組合連合会
- 五 産業組合及び産業組合連合会
- 六 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
- 七 信用協同組合及び中小企業等協同組合法第七十七條第一項第一号の事業を行う協同組合連合会(以下信託の特別措置 租税特別措置法施行規則

用協同組合等という。)

- 八 農林中央金庫
- 九 商工組合中央金庫

② 租税特別措置法第二條第一号の規定は、信託会社の登録した公債又は社債でその引き受けた合同運用信託の信託財産以外の信託財産に属するもの利子については、これを適用しない。

第三條 租税特別措置法第二條第三号に規定する預金の利子は、左に掲げるものとする。(昭和二十三年省令第五十七号、同二十四年省令第二十七号、同二十五年省令第五十号改正)

- 一 銀行の銀行に対する預金の利子
- 二 信託会社の銀行に対する預金でその引き受けた合同運用信託の信託財産に属するもの利子
- 三 無盡会社の銀行に対する預金の利子
- 四 農業協同組合の農業協同組合連合会、農林中央金庫及び銀行に対する預金の利子又は農業協同組合連合会その他の農業協同組合連合会、農林中央金庫及び銀行に対する預金の利子
- 五 漁業協同組合の漁業協同組合連合会、農林中央金庫及び銀行に対する預金の利子又は漁業協同組合連合会その他の漁業協同組合連合会、農林中央金庫及び銀行に対する預金の利子
- 六 産業組合の産業組合連合会、農業協同組合連合会、農林中央金庫及び銀行に対する預金の利子又は産業組合連合会の農業協同組合連合会、農林中央金庫及び銀行に対する預金の利子
- 七 信用協同組合等の信用協同組合等、商工組合中央金庫、農林中央金庫及び銀行に対する預金の利子
- 八 農林中央金庫又は商工組合中央金庫の銀行に対する預金の利子

第四條 租税特別措置法第二條の規定の適用を受けようとする法人は、公債又は社債の利子の支拂を受ける

際、当該公債又は社債の利子を、登録又は供託した期間内に生じたものと登録又は供託しない期間内に生じたものとに区分した明細書を、利子支拂の取扱者に提出しなければならない。

第四條の二 租税特別措置法第二條第四号に規定する納税準備預金は、当該預金のうち租税の納付のために拂い出された金額(元本に繰り入れた利子額に相当する拂出額を含む。)に相当するものに限る。(昭和二十四年省令第二十七号追加)

② 納税準備預金のうち租税の納付以外の目的のために拂い出された金額(元本に繰り入れた利子額に相当する拂出額を除く。)に相当するもの利子に対し所得税を課する場合には、当該預金の預入の順序に従い順次にその拂出(租税の納付に充てるための拂出を含む。)があつたものとみなして、その利子金額を計算する。(同上)

第五條 租税特別措置法第三條第一項の規定の適用を受けようとする者は、同條第二項に規定する登載事項の外、左に掲げる事項の登載を受けなければならない。(昭和二十五年省令第五〇号本條全文改正)

- 一 当該国債、地方債、社債、株式の額面金額又は出資の金額及び数(記号及び番号があるものについては、その記号及び番号)
- 二 当該国債、地方債、社債、株式又は出資を取得するに至つた理由及び政府の許可を受けて取得したものである場合にはその許可を受けた年月日、許可申請者の氏名等の詳細
- 三 当該国債、地方債、社債、株式又は出資が合法的に取得していた者から譲り受けたものであるときは、その者の氏名、国籍及び住所又は名称及び主たる事業所の所在地

第六條 租税特別措置法第五條第一項前段の規定の適用を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申告書を、給與所得又は退職所得の支拂者を経由して、当該支拂者の所轄税務署長に提出しなければならない。(昭和二十二年省令第三十二号、同年省令第四十八号、同二十四年省令第二十七号、同二十五年省令第四

国税の特別措置 租税特別措置法施行規則

国税の特別措置 租税特別措置法施行規則

八七六

五十号、同年省令第六十六号改正)

- 一 給與の支拂を受ける者の氏名及び居所並びに国籍
- 二 所得税法の施行地に居所を有することとなつた年月日
- 三 所得税法の施行地において支拂を受ける給與所得又は退職所得の種類及び金額
- 四 給與所得又は退職所得の支拂者の氏名又は名称
- 五 その他参考となるべき事項

② 前項の場合において、給與所得又は退職所得の支拂者が申告書を受け取つたときは、その申告書は、前項の規定により当該支拂者の所轄税務署長に提出されたものとみなす。(同上)

第七條 租税特別措置法第五條の四第一項の命令で定める期間は、昭和二十五年七月一日から同年十二月三十一日までとする。(昭和二十二年省令第三十二号、同二十五年省令第五十号、同年省令第六十六号改正)

第八條 削除(昭和二十五年省令第五十号削除)

第九條 削除(同上)

第十條 削除(同上)

第十一條 削除(同上)

第十二條 削除(同上)

第十三條 租税特別措置法第六條第一項の地域は、本州、北海道、四国、九州及びその附屬の島とする。但し、左に掲げる地域を除く。(昭和二十二年省令第三十二号、同年省令第四十八号、同二十五年省令第五十号改正)

- 一 千島列島(瑤瑤諸島を含む。)

- 二 小笠原諸島、硫黄列島、大東島諸島、沖島島、南島島及び中島島
- 三 竹島
- 四 北緯三十度以南の南西諸島(口の島を含む。)

第十四條 租税特別措置法第六條第一項又は第七條の財産又は債務は、左に掲げる財産(前條に規定する地域外にあるものを除く。)又は債務とする。(昭和二十二年省令第三十二号、同二十五年省令第五十号改正第十五條から第十四條に繰上)

- 一 昭和二十年大蔵省令第九十五号(在外財産等の報告に関する省令)第二條に規定する在外財産
- 二 昭和二十一年商工、文部省令第一号(工場、事業場等の管理に関する命令)第一條の主務大臣の指定する施設

三 昭和二十一年勅令第二百九十四号(連合国財産の返還等の勅令)に規定する連合国財産

四 昭和二十年大蔵省令第七十八号(特定国財産等の保全に関する省令)に規定する特定国人の財産及び債務並びに当該特定国人以外の者が同令に規定する特定国及び当該特定国人に対して有する債権及び債務

五 野戦郵便局又は海軍軍用郵便所で預け入れた郵便貯金 但し、昭和二十一年大蔵省告示第六号(本邦に帰国する本邦人が軍事郵便貯金通帳を携帶輸入するとき等の場合における外国為替管理法施行規則又は昭和二十年大蔵省令第八十八号の規定による制限並びに報告の免除に関する告示)により拂戻することができ金額(一人につき千円)を除く。

六 外貨表示の内地預金

七 前條に規定する地域外において元利を支拂うべき登録国債 但し、昭和二十一年大蔵省告示第三十七号(本邦にある個人がその所有する登録本邦国債証券の登録地を外国から本邦に変更するとき等の場合)に
国税の特別措置 租税特別措置法施行規則

八七七

国税の特別措置 租税特別措置法施行規則

八七八

おける外国為替管理法施行規則又は昭和二十年大蔵省令第八十八号の規定による制限並びに報告の免除に
関する告示)により元利の支拂地を前條に規定する地域に変更することができる金額(一人につき千円)に
相当する部分を除く。

八 生命保険契約に関する権利のうち、昭和十八年四月一日以後相続開始の時までの間に中華民国において
中国連合儲備銀行券、蒙疆銀行券又は中央儲備銀行券で拂い込まれた保険料の金額に相当する部分

九 昭和二十年八月十五日以後なされた朝鮮からの送金若しくは取立に因り生じた預金又は預金の預け替え
に基く預金 但し、昭和二十一年大蔵省令第四十一号(昭和二十年八月十五日以後の朝鮮からの送金、朝
鮮に対する取立又は朝鮮にあつた預貯金等の預け替等によつて生じた銀行預金の拂戻に関する省令)によ
り支拂を受けることができる金額(一人につき一万円)に相当する部分を除く。

十 臨時貴金屬数量等報告令の規定により報告をなした貴金屬等で、連合国占領軍部隊の管理下におかれて
いるもの

十一 第一号に掲げるものの外、昭和二十年大蔵、外務、内務、司法省令第一号(外地銀行、外国銀行及び
特別戦時機関の閉鎖に関する命令)別表に掲げる銀行その他の機関(以下閉鎖機関という。)の発行に係る社
債その他の債券、閉鎖機関の株式その他の出資及び閉鎖機関に対する預貯金

十二 法人に対する債権で会社経理心急措置法又は金融機関経理心急措置法により、法人の旧勘定に属する
こととなつたもの(預金、貯金及び積金その他これに類するものを除く。)

十三 前條に規定する地域外において履行せらるべき債務

第十五條 租税特別措置法第六條第一項の規定の適用を受けようとする者は、相続税法第二十七條から第三十
一條までの規定による申告書に、相続税の課税価格の計算の基礎となるべき財産のうちに含まれていた第十

四條に規定する財産(第十三條本文に規定する地域以外の地域にあるものを含む。)及び第十四條に規定する
債務に関する事項を記載しなければならない。(昭和二十二年省令第三十二号、同年省令第四十八号、同二
十五年省令第五十号改正)

② 租税特別措置法第六條第一項の規定は、前項の申告書に同項に規定する事項の記載がない場合において
は、これを適用しない。(昭和二十五年省令第五十号改正)

第十六條 租税特別措置法第八條第一項の規定の適用を受けようとする者は、富裕税法第十八條又は第十九條
の規定による申告書は、同法第一條第一号に規定する課税時期において有する第十四條に規定する財産(第
十三條本文に規定する地域以外の地域にあるものを含む。)及び第十四條に規定する債務に関する事項を記載
しなければならない。(昭和二十五年省令第五十号改正)

② 第十五條第二項の規定は、前項の場合について、これを準用する。(同上)

第十七條 租税特別措置法第九條の規定は、耕作を目的とする土地(その土地に附随して使用せられる土地を
含む。)の所有権の交換をした場合における交換に因る所有権の取得又は交換のためにする所有権の保存の登
記で、交換が左に掲げる条件を具備することについて、農地委員会の証明のあるものに限り、これを適用す
る。(昭和二十二年省令第三十二号改正、同二十五年省令第五十号第十八條から第十七條に繰上)

一 交換が農地委員会に基くものであること

二 交換地の双方又は一方が自作地であること

三 交換地の価額の差が価額の多額である一方の十分の三以内であること

前項の規定は、永小作権の交換又は前項の土地の所有権と永小作権との交換をした場合について、これを
準用する。

国税の特別措置 租税特別措置法施行規則

八七九

国税の特別措置 租税特別措置法施行規則

八八〇

第十八條 租税特別措置法第十條の規定は、同條に掲げる事項が法令、法令に基く命令又は行政官庁の指導若しくは斡旋によりなされるものであることを、主務官庁の証明したものに限り、これを適用する。(昭和二十二年省令第三十二号改正、同二十五年省令第五十号第十九條から第十八條繰上)

第二十條及び第二十一條 削除(昭和二十五年省令第五十号削除)

附 則 (昭和二十一年九月一日大蔵省令第九十九号 臨時租税措置法施行規則を改正する省令)
この省令は、公布の日からこれを施行する。

甲種及び乙種の事業所得、山林の所得、譲渡所得及び個人の総所得に対する所得税並びに個人の営業税については、昭和二十二年分からこの省令を適用する。

各事業年度の普通所得、超過所得及び資本に対する法人税、法人の各事業年度の純益に対する営業税並びに各事業年度の剰余金に対する特別法人税については、昭和二十一年四月一日以後に終了する事業年度分から、清算所得に対する法人税及び清算純益に対する営業税については、同日以後の合併に因る分から、この省令を適用する。但し、同年八月三十日までには決算の確定した事業年度分限り、第二十二條中「法人税法第十八條又は特別法人税法第十條の申告と同時に」とあるのは、「昭和二十一年十月三十一日まで」、第二十五條中「租税特別措置法第十三條の申告と同時に」とあるのは、「昭和二十一年十月三十一日まで」と読み替えるものとする。

昭和二十年分以前の乙種の配当利子所得に対する分類所得税、昭和二十一年分以前の甲種及び乙種の事業所得、乙種の勤労所得、山林の所得及び個人の総所得に対する所得税、個人の昭和二十一年分以前の営業税及び臨時利得税、法人の昭和二十一年三月三十一日以前に終了した各事業年度の所得及び資本に対する法人税及び純益に対する営業税及び臨時利得税、法人の同日以前の解散又は合併に因る清算所得に対する法人税及び清算純益に対する営業税、特別の法人の同日以前に終了した各事業年度の剰余金に対する特別法人税及び同日以前

の解散又は合併に因る清算剰余金に対する特別法人税及びこの省令施行前に課した又は課すべきであつた甲種の配当利子所得に対する分類所得税及び登録税の軽減又は免除並びにこれらの租税の課税標準の計算及び徴収の特例に関しては、なお従前の例による。

附 則 (昭和二十二年三月三十日大蔵省令第三十二号 酒税法施行細則の一部を改正する等の省令)

第一條 この省令は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

(第一條省略)

第三條 昭和二十一年分以前の甲種及び乙種の事業所得、山林の所得及び個人の総所得に対する所得税、増加所得税、個人の昭和二十一年分以前の営業税、法人の昭和二十二年三月三十一日以前に終了した各事業年度の普通所得、超過所得及び資本に対する法人税及び純益に対する営業税、法人の同日以前の解散又は合併に因る清算所得に対する法人税及び清算純益に対する営業税又は特別の法人の同日以前に終了した各事業年度の剰余金に対する特別法人税及び同日以前の解散又は合併に因る清算剰余金に対する特別法人税の軽減又は免除並びにこれらの租税の課税標準の計算又は徴収の特例に関しては、なお従前の租税特別措置法施行規則の例による。

(第四條以下省略)

附 則 (昭和二十二年五月三日大蔵省令第四十八号、相続税法施行細則)

この省令は、公布の日から、これを施行する。

(第二項以下省略)

この省令施行前に開始した相続で租税特別措置法第七條第二項の規定の適用があるものについては、なお従前の第十六條の例による。

国税の特別措置 租税特別措置法施行規則

八八一

附則 (昭和二十三年七月七日大蔵省令第五十七号 所得税法施行細則の一部を改正する等の省令) 第十二條 この省令は、公布の日から、これを施行する。(但書省略)

- 附則 (昭和二十四年四月三十日大蔵省令第二十七号 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令)
- 1 この省令は、昭和二十四年五月一日から施行する。
 - 2 この省令施行後において漁業会及び都道府県水産業会の受くべき預金の利子に対する所得税の免除については、なお従前の租税特別措置法施行規則第二條第六号及び第三條第五号の例による。

附則 (昭和二十五年五月六日大蔵省令第五十号 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令)

- 1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十五年五月二日から適用する。但し、改正後の第十六條の規定は、富裕税法施行の日から施行する。

- 2 改正後の租税特別措置法施行規則第十五條の規定は、昭和二十五年一月一日以後に相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産に係る相続税につき、相続税法(昭和二十五法律第七十三号)第二十七條から第三十一條までの規定により提出する申告書(同法附則第十八項及び第十九項の規定により提出する申告書を含む。)から適用する。

- 3 この省令施行後において無盡会社又は市街地信用組合が庶民金庫の権利義務を承継する国民金融公庫から受けるべき預金の利子については、これを庶民金庫から受けるものとみなし、改正前の租税特別措置法施行規則第三條第三号又は第七号の規定の例により所得税を免除する。

- 4 この省令施行後において市街地信用組合の受けるべき公債、社債又は預金の利子に対する所得税の免除については、前項に規定するものの外、なお改正前の租税特別措置法施行規則第二條第七号又は第三條第七号の例による。

- 5 法人の昭和二十五年三月三十一日以前に終了した事業年度(法人税法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第七十二号)による改正前の法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第二十一條第一項の規定により一事業年度とみなされた期間を含む。)の所得の計算については、なお従前の租税特別措置法施行規則第七條から第十條まで及び第十二條の例による。

附則 (昭和二十五年六月十五日大蔵省令第六十六号 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令) この省令は、昭和二十五年七月一日から施行する。

○租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

(昭和二十五年六月十五日政令第九十四号)

租税特別措置法等の一部を改正する法律による租税特別措置法の改正規定中第五條の四に関する部分の施行期日は、昭和二十五年七月一日とする。

○災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律

(昭和二十二年十二月十三日法律第七十五号)

改正 昭和二十三年法律第七号、同年法律第八号、同年法律第十号、同二十四年法律第二百八十五号、同二十五年法律第七十号

災害減免の特例

第一条 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害(以下災害という。)に因る被害者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算若しくは課税に関する申告及び申請(審査の請求を含む。以下同じ。)に関する特例又はその徴收の猶予については、他の法律に特別の定のある場合を除く外、この法律の定めるところによる。

〔政令〕 一

所得税の軽減免除

第二条 災害に因り住宅又は家財について甚大な被害を受けた者で被害を受けた年分の総所得金額が三十万円以下であるもの(当該災害に因る損失額について所得税法第十一条の三の規定による控除をしない者に限る。)に対しては、命令の定めるところにより、当該年分の所得税額(同法第五十七條第一項から第三項まで、第五十七條の二第一項から第三項まで又は第六十二條の四第一項の規定により徴收する過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額又は加算税額及び国税徴收法第九條第三項の規定により徴收する延滞加算税額を除く。)を、左の区分により軽減し又は免除する。(昭和二十三年法律第七号、同二十五年法律第七十号改正)

総所得金額が十五万円以下であるとき 当該所得税額の全部

国税の特別措置 災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律

国税の特別措置 災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律

八八六

総所得金額が十五万円をこえるとき

当該所得税額の十分の五

② 所得税法第十三條の二第二項又は第十三條の三第一項の規定により所得の金額を合算する場合においては、前項の総所得金額は、同法第十三條の二第一項に規定する主たる所得者以外の親族の同項に規定する資産所得の金額又は扶養親族の総所得金額（同法第十三條の二第二項の規定の適用がある場合においては、総所得金額から資産所得の金額を控除した金額）を主たる所得者の総所得金額又は納税義務者の総所得金額（同項の規定の適用がある場合においては、総所得金額から資産所得の金額を控除した金額）に合算した金額による。（昭和二十五年法律第七十号改正）

③ 第一項の総所得金額は、所得税法第十四條の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合においては、当該総所得金額に被害を受けた年分に係る同法第十四條第一項第二号に規定する特別所得金額の四分の一に相当する金額を加算した金額による。（昭和二十五年法律第七十号追加）

〔政令〕 一一

第三條 削除（昭和二十五年法律第七十号改正）

相続税の免除

第四條

相続税の納税義務者で災害に因り相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産について相続税法第二十七條第一項、第二十八條第一項から第四項まで又は第二十九條第一項の規定による申告書の提出期限後に甚大な被害を受けたものに対しては、命令の定めるところにより、被害があつた日以後において納付すべき相続税（同法第五十三條第一項若しくは第二項又は第五十四條第一項の規定により徴収する過少申告加算税額、無申告加算税額又は重加算税額及び国税徴収法第九條第三項の規定により徴収する延滞加算税額を除く。）のうち、被害を受けた部分に対する税額を免除する。（昭和二十五年法律第七十号改正）

〔政令〕 四、五

第五條 削除（昭和二十五年法律第七十号改正）

相続税の特例

第六條

相続税の納税義務者で災害に因り相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産について相続税法第二十七條第一項、第二十八條第一項から第四項まで又は第二十九條第一項の規定による申告書の提出期限前に甚大な被害を受けたものの納付すべき相続税については、当該財産の価額は、命令の定めるところにより、被害を受けた部分の価額を控除した金額により、これを計算する。（昭和二十五年法律第七十号改正、第七條から第六條に繰上）

〔政令〕 九

富裕税の特例

第七條

富裕税の納税義務者で災害に因り富裕税の課税価格計算の基礎となつた財産について富裕税法第一條第一号に規定する課税時期後同法第十八條第一項から第四項までの規定による申告書の提出期限前に甚大な被害を受けたものの納付すべき当該課税時期を含む年分の富裕税については、その財産の価額は、命令の定めるところにより、被害を受けた部分の価額を控除した金額により、これを計算する。（昭和二十五年法律第七十号本條追加）

〔政令〕 十

申告申請の特例

第八條

災害に因り被害を受けた者の納付すべき所得税、法人税、相続税、富裕税、酒税及び物品税については、被害のあつた日以後一箇月以内になすべき課税に関する申告及び申請は、災害の止んだ日から二箇月以内これをなすことができる。（昭和二十三年法律第七十号、同年法律第八号、同年法律第九号、同二十二年法律第二八十五号、同二十五年法律第七十号改正）

徴收猶予

第九條

政府は、災害に因り被害を受けた者の被害のあつた日以後一年以内において納付すべき所得税、増加所得税、法人税、相続税、富裕税、酒税及び物品税については、命令の定めるところにより、各納期限から国税の特別措置 災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律

八八七

一年以内その徴收を猶予することができる。(昭和二十三年法律第七号、同年法律第八号、同年法律第九号、同二十四年法律第二百八十五号、同二十五年法律第七十号改正)

軽減免除の申請

第十條 第二條、第四條、第六條、第七條及び前條の規定の適用を受けようとする者は、命令の定めるところにより、政府に申請しなければならない。(昭和二十五年法律第七十号改正)

附則

適用期日 この法律は、昭和二十二年七月二十二日から、これを適用する。

経過規定

昭和二十二年七月二十二日からこの法律公布の日までの間に生じた災害に因る被害者に対する第八條の規定の適用については、同條中「災害の止んだ日から二箇月以内」とあるのは、「この法律公布の日から一箇月以内」と読み替えるものとする。

昭和二十二年七月二十一日以前に生じた災害については、なお従前の例による。

附則 (昭和二十三年七月七日法律第七十号 所得税法の一部を改正する等の法律)

第三十九條 この法律は、公布の日から、これを施行する。(但書略)

第五十五條 災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律第二條の改正規定は、昭和二十三年分の所得税から、これを適用する。

2 従前の特別法人税法第二條に掲げる法人の昭和二十三年三月三十一日以前に終了した各事業年度の剰余金に対する特別法人税及び同日以前の解散又は合併に因る清算剰余金に対する特別法人税については、なお従前の災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律第八條及び第九條の例による。

附則 (昭和二十三年七月七日法律第八十号 取引高税法)

第四十九條 この法律中第三十條、第三十一條、第三十三條及び第三十四條の規定は、この法律の公布の日から、その他の規定は、昭和二十三年九月一日から、これを施行する。(以下略)

附則 (昭和二十三年七月七日法律第九十号 地方税法)

第四百十一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、入場税及び入場税附加税に関する部分並びに第五百十一條及び第五百十二條の規定は、同年八月一日から、これを施行する。

附則 (昭和二十四年十二月二十七日法律第二百八十五号 織物消費税等を廃止する法律)

1 この法律は、昭和二十五年一月一日から施行する。

附則 (昭和二十五年法律第七十号 災害被害者に対する租税の減免、職員徴收猶予等に関する法律の一部を改正する法律)

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 第二條の改正規定は、昭和二十五年分の所得税から適用する。

3 昭和二十三年一月一日から昭和二十四年十二月三十一日までの間に生じた災害に因り所得の基因たる資産又は事業の用に供する資産について甚大な被害を受けた個人の被害を受けた年の翌年から三年間の各年分の所得税につき所得を計算する場合においては、当該資産の減失又は損壊に因る損害金額(保険金等により補てんされた金額を除く。以下同じ。)で被害を受けた年分の確定申告書に記載された金額に相当する金額のうち、同年分の所得の計算上改正前の第五條の規定により必要な経費として控除されなかつたものは、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)に規定する必要な経費とみなす。但し、当該各年の前年までに所得の計算上控除された金額については、この限りでない。

4 前項の規定は、第五項に規定する場合を除く外、その適用を受けようとする年分の所得税法第二十一條第 国税の特別措置 災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律 八八九

国税の特別措置 災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律

八九〇

一 項、第二十一條の二第二項、第二十二條第一項、第二十二條の二第二項、第二十六條第一項、第二十六條の二第一項、第二十六條の三第一項又は第二十九條第一項若しくは第二項の規定による申告書にその旨、被害の状況及び損害金額のうち当該年の前年までに所得の計算上必要な経費として控除されなかつた金額を記載した場合に限り適用する。

5 第三項の規定により昭和二十四年分の所得の計算についてその災害に因る損害金額を新たに必要な経費として控除することができることとなつた者が、同年分の所得税について同項の規定の適用を受けようとするときは、この法律施行後二月以内に、同年分の所得税額につき更正の請求をしなければならぬ。

6 第三項の規定に該当する場合を除く外、昭和二十四年分以前の所得税については、なお改正前の第五條の例による。

7 昭和二十三年一月一日以後昭和二十四年十二月三十一日を含む事業年度終了の日までの間に生じた災害に因り法人がその有する資産の過半を滅失し、又は損壊したために生じた損金は、法人税法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第七十二号)による改正前の法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第九條第四項の規定にかかわらず、当該損金の生じた事業年度終了の日の翌日から三年以内に終了する各事業年度の所得(昭和二十五年三月三十一日以前に終了した事業年度については、各事業年度の普通所得。以下同じ。)の計算上、損金に算入する。但し、当該各事業年度の前事業年度までに各事業年度の所得の計算上総益金から控除された金額については、この限りでない。

8 前項の規定の適用を受けようとする法人は、第九項に規定する場合を除く外、その適用を受けようとする事業年度分の法人税法第十八條第一項、第十九條第一項但書(同條第七項において準用する場合を含む。)、第二十條第一項又は第二十一條第一項の規定による申告書にその旨、被害の状況及び災害に因り生じた損失

の額のうち当該事業年度の前事業年度までに各事業年度の所得の計算上総益金から控除されなかつた金額を記載しなければならない。

9 第七項の規定によりこの法律施行前に終了した事業年度分についてその災害に因り生じた損金を新たに総益金から控除を受けることができることとなつた法人が、当該事業年度分の法人税について同項の規定の適用を受けようとするときは、この法律施行後二月以内に、当該事業年度の普通所得金額若しくは超過所得金額又は資本金額を修正する申告書を提出しなければならない。

10 第四條又は第六條の改正規定は、昭和二十五年一月一日以後相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産に対する相続税から適用する。

11 昭和二十四年十二月三十一日以前に開始した相続に対する相続税については、なお改正前の第三條、第四條、第六條又は第七條の例による。

国税の特別措置 災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律

八九一

国税の特別措置

昭和二十二年法律第七十五号災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律の施行に関する政令

八九一

○昭和二十二年法律第七十五号災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律の施行に関する政令

改正

(昭和二十二年十二月十三日政令第二百六十八号)

昭和二十三年政令第四百十八号、同年政令第九十八号、同年政令第二百八十一号、同二十五年政令第六十八号

第一條

昭和二十二年法律第七十五号(以下法という。)第一條に規定する災害(以下災害という。)に因り自己(所得税法第八條に規定する扶養親族を含む。以下同じ。)の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害金額(保険金、損害賠償金等に因り補てんされた金額を除く。以下同じ。)がその住宅又は家財の価額の十分の五以上である者で、被害を受けた年分の総所得金額が三十万円以下であるものに対しては、法第二條の規定により、被害を受けた年分の所得税額(所得税法第五十七條第一項から第三項まで、第五十七條の二第一項から第三項まで又は第六十二條の四第一項の規定により徴收する過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額又は加算税額並びに国税徴收法第九條第三項の規定により徴收する延滞加算税額を除く。)を軽減又は免除する。(昭和二十三年政令第四百十八号、同二十五年政令第六十八号改正)

第二條

法第二條の規定の適用を受けようとする者は、所得税法第二十六條第一項、第二十六條の二第一項、第二十六條の三第一項、第二十七條第一項(第二十九條第六項において準用する場合を含む。)又は第二十九條第一項若しくは第二項の規定による申告書に、その旨、被害の状況及び損害金額を記載して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。(昭和二十五年政令第六十八号改正)

第三條

削除(昭和二十五年政令第六十八号改正)

第四條

相続税の納税義務者で、相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産のうち相続税法第二十七條第一項、第二十八條第一項から第四項まで又は第二十九條第一項の規定による申告書の提出期限後災害に因り被害を受けた部分の価額(保険金、損害賠償金等に因り補てんされた金額を除く。以下同じ。)が相続税の課税価格の計算の基礎となつた財産の価額(同法第十三條の規定による債務控除をする場合においては、当該債務控除後の価額。以下同じ。)の十分の一以上であるものに対しては、法第四條の規定により、被害のあつた日以後において納付すべき相続税(相続税法第五十三條第一項若しくは第二項又は第五十四條第一項の規定により徴收する過少申告加算税額、無申告加算税額又は重加算税額及び国税徴收法第九條第三項の規定により徴收する延滞加算税額を除く。)のうち、当該税額に相続財産の価額に対する被害を受けた部分の価額の割合を乗じて計算した金額に相当する税額を免除する。(昭和二十五年政令第六十八号改正)

第五條

法第四條の規定の適用を受けようとする者は、その旨、被害の状況及び被害を受けた部分の価額を記載した申請書を、災害の止んだ日から二箇月以内に、納税地の所轄税務署長に、提出しなければならない。

(昭和二十五年政令第六十八号改正)

第六條

削除(昭和二十五年政令第六十八号改正)

第七條

削除(昭和二十五年政令第六十八号改正)

第八條

削除(昭和二十五年政令第六十八号改正)

第九條

相続税の納税義務者で、相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産のうち相続税法第二十七條第一項、第二十八條第一項から第四項まで又は第二十九條第一項の規定による申告書の提出期限前災害に因り被害を受けた部分の価額が相続税の課税価格の計算の基礎となつた財産の価額の十分の一以上であるものの納付する

国税の特別措置 昭和二十二年法律第七十五号災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律の施行に関する政令 八九三

国税の特別措置

昭和二十二年法律第七十五号災害被害者に対する租税の減
免、徴收猶予等に関する法律の施行に関する政令

八九四

べき相続税については、その相続財産の価額は、法第六條の規定により、被害を受けた部分の価額を控除して、これを計算する。(昭和二十五年政令第六十八号改正)

② 法第六條の規定の適用を受けようとする者は、相続税法第二十七條第一項、第二十八條第一項から第四項まで又は第二十九條第一項の規定による申告書に、その旨、被害の状況及び被害を受けた部分の価額を記載しなければならない。(昭和二十五年政令第六十八号追加)

第十條 富裕税の納税義務者で、富裕税の課税価額の計算の基礎となつた財産のうち富裕税法第一條第一号に規定する課税時期後同法第十八條第一項から第四項までの規定による申告書の提出期限前災害に因り被害を受けた部分の価額が富裕税の課税価額の十分の一以上であるものの納付すべき富裕税については、その課税価額計算の基礎となる財産の価額は法第七條の規定により、被害を受けた部分の価額を控除して、これを計算する。(昭和二十五年政令第六十八号改正)

② 法第七條の規定の適用を受けようとする者は、富裕税法第十八條第一項から第四項までの規定による申告書に、その旨、被害の状況及び被害を受けた部分の価額を記載しなければならない。(同上)

第十一條 税務署長は、災害に因り自己の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害金額がその価額の十分の五以上である者に対し、法第九條の規定により、左の区分に従い、左の各号に掲げる税額につき、その税額を徴收すべき日から一年以内所得税法第三十八條第一項の規定による徴收を猶予することができる。(昭和二十三年政令第四百八十八号、同二十五年政令第六十八号改正)

一 所得税法別表第二の月額表により所得税を徴收する場合
給與の金額が一万五千元(同法第三十八條第一項第二号の規定により所得税を徴收する場合において、給與の支給期が毎半月と定められているときは七千五百円、毎旬と定められているときは五千元。以下本

号中同じ。)以下であるとき

災害に因り被害を受けた日から六箇月を経過する日までに支拂を受くべき給與所得に対する所得税額
給與の金額が一万五千元を超えるとき

災害に因り被害を受けた日から四箇月を経過する日までに支拂を受くべき給與所得に対する所得税額

二 所得税法別表第二の週額表による所得税を徴收する場合

給與の金額が三千四百円以下であるとき

災害に因り被害を受けた日から六箇月を経過する日までに支拂を受くべき給與所得に対する所得税額

給與の金額が三千四百円を超えるとき

災害に因り被害を受けた日から四箇月を経過する日までに支拂を受くべき給與所得に対する所得税額

三 所得税法別表第二の日額表により所得税を徴收する場合

給與の金額が五百円(同法第三十八條第一項第六号の規定により所得税を徴收する場合においては、六

百五十円。以下本号中同じ。)以下であるとき

災害に因り被害を受けた日から六箇月を経過する日までに支拂を受くべき給與所得に対する所得税額

給與の金額が五百円を超えるとき

災害に因り被害を受けた日から四箇月を経過する日までに支拂を受くべき給與所得に対する所得税額

四 所得税法第三十八條第一項第三号又は第四号の規定により所得税を徴收する場合

給與の金額を所得税法第三十八條第一項第三号又は第四号に規定する倍数又は支給日数で除して得た金

額を第一号、第二号又は前号に定める給與の金額とし、当該各号の区分に従い、夫々災害に因り被害を受

けた日から六箇月又は四箇月を経過する日までに支拂を受くべき給與所得に対する所得税額

国税の特別措置

昭和二十二年法律第七十五号災害被害者に対する租税の減
免、徴收猶予等に関する法律の施行に関する政令

八九五

国税の特別措置

昭和二十二年法律第百七十五号災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令

八九六

- ② 前項の給與の金額は災害のあつた日後最初に支拂を受ける給與の金額による。
- ③ 税務署長は、法第二條の規定の適用に關し必要があると認めるときは、第一項各号の期間を延長し、その延長した期間中に支拂を受くべき給與所得に対し所得税法第三十八條第一項の規定により徴収すべき所得額の徴収を猶予することができる。

第十二條 前條の規定により徴収の猶予を受けようとする者（所得税法第三十八條第一項第六号に規定する給與を受ける者を除く。）は、その旨及び被害の状況を記載した申請書を、被害を受けた日後最初に給與の支拂を受ける日の前日（前條第一項第三号の規定により徴収の猶予を受けようとする者は、被害を受けた日後最初に給與の支拂初に給與の支拂を受ける時）までに、給與の支拂者を經由して、給與の支拂の場所の所轄税務署長に提出しなければならない。（昭和二十三年政令第百四十八号、同二十五年政令第百六十八号改正）

- ② 前項の場合において、同項の給與の支拂者が申請書を受け取つたときは、その申請書は、同項の規定により、給與の支拂の場所の所轄税務署長に提出されたものとみなす。
- ③ 所得税法第三十八條第一項第六号に規定する給與を受ける者は、前條第一項第三号の規定により徴収の猶予を受けようとするときは、その旨及び被害の状況を記載した申請書を、被害を受けた日後最初に給與の支拂を受けようとするとき、その旨及び被害の状況を記載した申請書を、被害を受けた日後最初に給與の支拂を受けるときは、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、その者は当該税務署長から徴収猶予をなすべき旨の証票を受け、給與の支拂を受けることにこれを給與の支拂者に呈示するものとする。（昭和二十五年政令第百六十八号追加）

第十三條 第十一條の規定により徴収の猶予を受けた者の災害に因り被害を受けた年中に支拂を受ける給與所得については、所得税法第四十條の規定の適用がないものとする。

第十四條 第十一條の規定により徴収の猶予を受けた者は、所得税法第二十六條第一項、第二十六條の二第一項、第二十六條の三第一項、第二十七條第一項（第二十九條第六項において準用する場合を含む。）又は第二十九條第一項若しくは第二項の規定による申告書に、第十一條の規定により徴収を猶予された税額を記載しなければならない。（昭和二十五年政令第百六十八号改正）

② 所得税法第二十六條第二項（同法第二十六條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定は、第十一條の規定により徴収の猶予を受けた者には、これを適用しない。（昭和二十五年政令第百六十八号追加）

第十五條 税務署長は、法第九條の規定により、災害に因り被害を受けた者の被害のあつた日以後一年以内において納付すべき租税で左に掲げるものについては、その税額の全部又は一部につき、各納期限から一年以内その徴収を猶予することができる。（昭和二十三年政令第百四十八号、同年政令第百九十八号、同年政令第百八十一号、同二十五年政令第百六十八号改正）

- 一 所得税（所得税法第三十七條、第三十八條第一項及び第四十條乃至第四十二條の規定により徴収する所得税を除く）、増加所得税、法人税又は富裕税
- 二 災害に因り被害を受けた日以前に相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産に対する相続税
- 三 災害に因り被害を受けた日の属する月分及びその前月の酒税、清涼飲料税又は物品税
- 四 取引高税法第十五條第一項の規定により納付すべき取引高税については、災害に因り被害を受けた日の属する毎三分及びその直前の毎三分分、同法第十八條第一項の規定により納付すべき取引高税については、その月分及び前月分の取引高税

第十六條 前條の規定により徴収の猶予を受けようとする者は、その旨を、災害の止んだ日から二箇月以内に、納税地の所轄税務署長に申請しなければならない。

第十七條 税務署長は、第四條又は第十一條若しくは第十五條の規定により免除又は徴収の猶予に關する処分、国税の特別措置、昭和二十二年法律第百七十五号災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令

八九七

国税の特別措置

昭和二十二年法律第七十五号災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律の施行に関する政令

八九八

をしたときは、これを納税義務者(第十一條の場合(所得税法第三十八條第一項第六号に規定する給與に係る場合を除く。))においては、給與の支拂者を経由して納税義務者)に通知する。(昭和二十五年政令第六十八号改正)

附則

この政令は、昭和二十二年七月二十二日から、これを適用する。

昭和二十二年七月二十二日から、この政令公布の日までの間に生じた災害に因る被害者に対するこの政令の適用については、第五條(第十條第一項において準用する場合を含む。))及び第十六條中「災害の止んだ日から二箇月以内」とあるのは「この政令公布の日から一箇月以内」、第十二條中「被害を受けた日後」とあるのは「この政令公布の日後」と読み替えるものとする。

附則 (昭和二十三年七月七日政令第四百十八号)

第二十一條 この政令は、公布の日から、これを施行する。(但書略)

第二十七條 昭和二十二年法律第七十五号災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律の施行に関する政令第一條の改正規定は、昭和二十三年分の所得税から、これを適用する。

従前の特別法人税法第二條に掲げる法人の昭和二十三年三月三十一日以前に終了した各事業年度の剰余金に対する特別法人税及び同日以前の解散又は合併に因る清算剰余金に対する特別法人税については、なお従前の昭和二十二年法律第七十五号災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律の施行に関する政令第十五條及び第十七條の例による。

附則 (昭和二十三年七月三十一日政令第九十八号 地方税法施行令の一部を改正する政令)

第一條 この政令は、公布の日から、これを施行する。但し、附則第三條及び第六條の規定は、昭和二十三年

八月一日から、これを施行する。

附則 (昭和二十三年九月一日政令第二百八十一号)

この政令は、公布の日から、これを施行する。

附則 (昭和二十五年三月三十一日政令第六十八号)

1 この政令は、昭和二十五年四月一日から施行する。

2 この政令施行前に改正前の災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律を施行する政令第一條第一項の規定によりなされた徴收猶予については、なお従前の例による。

国税の特別措置

昭和二十二年法律第七十五号災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律の施行に関する政令

八九九

税務代理士

○税務代理士法

(昭和十七年二月二十三日法律第四十六号)

改正 昭和二十二年法律第二十九号、同二十三年法律第三百号、同二十四年法律第四百十五号

業務ノ範

第一條 税務代理士ハ所得稅、法人稅其ノ他命令ヲ以テ定ムル租稅ニ関シ他人ノ委嘱ニ依リ稅務官庁ニ提出スベキ書類ヲ作成シ又ハ審査ノ請求、訴願ノ提起其ノ他ノ事項(訴訟ヲ除ク)ニ付代理ヲ為シ若ハ相談ニ応ズルヲ業トス(昭和二十二年法律第二十九号改正)

〔施規〕 一

資格要件

第二條 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ稅務代理士タル資格ヲ有ス

一 弁護士

二 公認會計士(昭和二十三年法律第三百号改正)

三 命令ヲ以テ定ムル官庁ニ於テ高等官又ハ判任官ノ職ニ在リテ三年以上國稅ノ事務ニ從事シタル者但シ其ノ職ヲ退キタル後一年ヲ経ザル者ハ此ノ限ニ在ラズ

四 前各号ニ掲グル者ノ外租稅又ハ會計ニ関シ學識經驗ヲ有スル者

〔施規〕 二

欠格條項

第三條 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ稅務代理士タル資格ヲ有セズ

稅務代理士 稅務代理士法

稅務代理士 稅務代理士法

- 一 無能力者
 - 二 破産者ニシテ復権ヲ得ザルモノ
 - 三 国税滞納処分ヲ受ケタル後一年ヲ経ザル者
 - 四 六年ノ懲役若ハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレ又ハ旧刑法ノ重罪ノ刑ニ処セラレタル者
 - 五 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者
 - 六 国税ヲ逋脱シ又ハ逋脱セントスル罪ヲ犯シ罰金又ハ科料ノ刑ニ処セラレ其ノ裁判確定ノ後五年ヲ経サル者
 - 七 懲戒ノ処分ニ因リ免官又ハ免職セラレタル後二年ヲ経ザル者
 - 八 第五條第四号ノ規定ニ依リ許可ノ効力ヲ失ヒ又ハ第十八條ノ規定ニ依リ許可ノ取消アリタル後二年ヲ経ザル者
 - 九 第二十一條、第二十二條、第二十三條第三号、第二十四條又ハ第二十五條ノ罪ヲ犯シ懲役又ハ罰金ノ刑ニ処セラレ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル後五年ヲ経ザル者
- 第四條 稅務代理士タラントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ国税庁長官ノ許可ヲ受クベシ(昭和二十四年法律第四百十五号改正)
- ② 国税庁長官前項ノ許可ニ関スル処分ヲ為サントスルトキハ稅務代理士銓衡審議會ノ議ヲ経ベシ(同上)
- ③ 稅務代理士銓衡審議會ニ関スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(同上)
- 〔施規〕 三・四
- 第五條 稅務代理士左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ前條第一項ノ許可ハ其ノ効力ヲ失フ
- 許可ノ喪失
- 許可申請
銓衡審議會

- 一 第一條ニ規定スル業務(以下稅務代理業ト稱ス)ヲ廢止シタルトキ
 - 二 弁護士又ハ公認會計士ナル場合ニ於テ弁護士名簿又ハ公認會計士登録簿ノ登録ノ取消又ハ抹消アリタルトキ(昭和二十三年法律第三百二号改正)
 - 三 第三條第一号乃至第六号又ハ第九号ニ該当スルニ至リタルトキ
 - 四 第十四條ノ規定ニ依リ退會セシメラレタルトキ
- 〔施規〕 一六
- 第六條 第四條第一項ノ許可ヲ受ケタル者ニ非ザレバ稅務代理士其ノ他之ニ類似スル名称ヲ用フルコトヲ得ズ
- 第七條 稅務代理士ハ命令ノ定ムル所ニ依リ稅務代理業ニ関シ事務所ヲ設クベシ
- 〔施規〕 五・六・七・八・九・一一・一二・一三・一四・一五
- 第八條 稅務代理士ハ命令ノ定ムル所ニ依リ稅務代理業ニ関スル帳簿ヲ作成シ之ニ必要ナル事項ヲ記載スベシ
- 〔施規〕 一〇
- 第九條 稅務代理士ハ国税ノ逋脱ニ付指示ヲ為シ相談ニ応ジ其ノ他之ニ類似スル行為ヲ為スコトヲ得ズ
- 第十條 稅務代理業ニ関シ稅務代理士ノ受クベキ報酬ハ所属稅務代理士會ノ會則ノ定ムル所ニ依ル
- ② 稅務代理士ハ前項ノ會則ニ定ムルモノヲ除クノ外何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ稅務代理業ニ関シ報酬ヲ受クルコトヲ得ズ
- 〔施規〕 九
- 第十一條 稅務代理士ハ国税局ノ管轄区域毎ニ稅務代理士會ヲ設立スベシ但シ命令ヲ以テ定ムル市ニ在リテハ市ノ区域毎ニ別ニ之ヲ設立スベシ(昭和二十四年法律第四百十五号改正)
- 稅務代理士 稅務代理士法

税務代理士 税務代理士法

税務代理士会ノ設立手續ノ時

② 税務代理士会ヲ設立セントスルトキハ会期ヲ定メ国税庁長官ノ認可ヲ受クベシ(同上)

② 税務代理士会ハ法人トス

③ 税務代理士会ハ税務代理士ノ品位ノ保持及税務代理業ノ改善進歩ヲ図ルヲ以テ目的トス

税務代理士会ノ加入ノ強制加入ノ加入ノ退会ノ分

第十三條 税務代理士会ノ区域内ニ事務所ヲ有スル税務代理士ハ其ノ税務代理士会ノ会員トス

税務代理士会ノ組織ノ帳簿書類ノ検査

第十五條 前四條ニ規定スルモノヲ除クノ外税務代理士会ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 国税庁長官ハ監督上必要アリト認ムルトキハ税務代理士若ハ税務代理士会ヨリ報告ヲ徴シ又ハ当該官吏ヲシテ其ノ業務ニ関スル帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得(同上)

会則變更ノ命令

第十七條 国税庁長官ハ税務代理士会ノ目的達成上必要アリト認ムルトキハ税務代理士会ニ対シ会則ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得(同上)

許可ノ取消及税務代理

第十八條 税務代理士本法、本法ニ基キテ発スル命令若ハ税務代理士会ノ会則ニ違反シタルトキ又ハ税務代理

代理業ノ停止

士ノ品位ヲ失墜スベキ行為若ハ業務上不正ノ行為ヲ為シタルトキハ国税庁長官ハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ一年以内税務代理業ノ停止ヲ命ズルコトヲ得(同上)

税務代理士会連合会ノ設立

第十九條 税務代理士会ハ共同ノ目的ヲ達スル為会期ヲ定メ国税庁長官ノ認可ヲ受ケ税務代理士会連合会ヲ設立スルコトヲ得(同上)

国税庁長官ノ委任

第二十條 国税庁長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ニ定ムル職權ノ一部ヲ国税局長又ハ税務署長ニ委任スルコトヲ得(同上)

無許可営業ノ罰

第二十一條 第四條第一項ノ許可ヲ受ケズシテ税務代理業ヲ行ヒタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

名称侵犯ノ罰

第二十二條 第六條ノ規定ニ違反シタル者ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

事務所設置違反ノ帳簿記載不備ノ違反

第二十三條 税務代理士左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ千円以下ノ罰金ニ処ス

検査妨害等ノ罰

一 第七條ノ規定ニ依ル事務所ヲ設ケザルトキ

税務相談禁止違反ノ罰

二 第八條ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リ又ハ帳簿ヲ隠匿シタルトキ

税務代理士

第三十條第二項ノ規定ニ違反シタルトキ

税務代理士

第三十六條ノ規定ニ依ル当該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタルトキ

税務代理士

第二十四條 税務代理士第九條ノ規定ニ違反シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ三千円以下ノ罰金ニ処ス

税務代理士

第二十五條 税務代理士又ハ税務代理士タリシ者税務代理業ニ関シ取扱ヒタル事項ニ付知得タル秘密ヲ故ナク

税務代理士 税務代理士法

秘密漏洩ノ罰責任罰

漏洩シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

第二十六條

税務代理士ハ其ノ使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ税務代理士ノ業務ニ関シ第二十三條第二号若ハ第三号又ハ第二十四條ノ違反行為ヲ為シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ処罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

② 前項ノ場合ニ於テハ懲役刑ヲ科スルコトヲ得ズ

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

施行期日
経過的規定

第二條ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ税務代理業ヲ行フ者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ二月以内ニ第四條第一項ノ許可ノ申請ヲ為ス場合ニハ之ヲ適用セズ

本法施行ノ際現ニ税務代理業ヲ行フ者ハ本法施行ノ日ヨリ四月間ヲ限り第四條第一項ノ規定ニ拘ラズ主務大臣ノ許可ヲ受ケズシテ引続キ税務代理業ヲ行フコトヲ得

第十條ノ規定ハ税務代理士会成立スルニ至ル迄ハ之ヲ適用セズ

附則

(昭和二十二年三月三十一日法律第二十九号)

第一條 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。(但書省略)

第二條乃至第十六條省略

第十七條 改正後の税務代理士法第一條の規定中「訴訟」とあるのは、日本国憲法施行の日までは、「行政訴訟」と読み替えるものとする。

第十八條以下省略

附則

(昭和二十三年七月六日法律第百三号公認会計士法)抄

第五十六條 この法律中第六十二條の規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和二十三年八月一日から、

これを施行する。(但書以下省略)

附則 (昭和二十四年五月三十一日法律第百四十五号)大蔵省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律)

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。以下省略

○稅務代理士法施行規則

(昭和十七年三月十日大藏省令第十三号)

改正

昭和二十一年大藏省令第十七号、同二十二年大藏省令第八号、同二十三年大藏省令第七十三号、同二十四年大藏省令第五号、同大藏省令第三十八号

第一條

稅務代理法第一條ノ租稅ヲ定ムルコト左ノ如シ(昭和二十一年大藏省令第十七号、同二十二年大藏省令第八号、同二十三年大藏省令第七十三号改正)

- 一 特別法人稅
- 二 臨時利得稅
- 三 相続稅
- 四 財產稅
- 五 戰時補償特別稅
- 六 增加所得稅
- 七 取引高稅

第二條 稅務代理士法第二條第三号ノ官庁ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 大藏本省
- 二 国税庁
- 三 国税庁
- 四 稅務署

五 従前ノ朝鮮、台灣、樺太、関東州又ハ南洋群島ニ於ケル官庁ニシテ内国税ノ事務ヲ行ヒタルモノ(昭和二十一年大藏省令第十七号追加、同二十四年大藏省令第三十八号改正)

第三條 稅務代理士法第四條第一項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ許可申請書ヲ住所地ヲ管轄スル稅務署長ヲ經由シ国税庁長官ニ提出スベシ

② 前項ノ許可申請書ニハ本籍、住所、氏名及稅務代理士法第四條第一項ノ許可アリタル場合ニ於テ第五條ノ規定ニ依リ事務所ヲ設クベキ場所ヲ記載スルノ外左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

- 一 戶籍謄本
- 二 履歷書
- 三 稅務代理士法第三條各号ノ一ニ該當セザル旨ノ証明書
- 四 稅務代理士法第二條第一号乃至第三号ニ該當スル者ニ在リテハ前各号ノ書類ノ外各其ノ旨ヲ証スル書面
- 第五條 稅務代理士法第四條第一項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ銓衡手数料トシテ二百円ヲ納ムベシ

② 前項ノ銓衡手数料ハ收入印紙ヲ用ヒ前條ノ許可申請書ニ添附スベシ(昭和二十一年大藏省令第十七号、同二十三年大藏省令第七十三号改正)

第五條 稅務代理士ハ稅務代理業ヲ行フ場所ヲ管轄スル国税局ノ管轄区域内ニ事務所ヲ設クベシ但シ稅務代理業ヲ行フ主タル場所ヲ管轄スル国税局ノ管轄区域内ニ事務所ヲ設ケタルトキハ他ノ国税局ノ管轄区域内ニ於テハ之ヲ設ケザルコトヲ得(昭和二十一年大藏省令第十七号改正同二十四年大藏省令第三十八号改正)

第六條 稅務代理士ハ同一国税局ノ管轄区域内ニ二以上ノ事務所ヲ設クルコトヲ得ズ但シ特ニ必要アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ(昭和二十四年大藏省令第三十八号改正)

② 前項但書ノ規定ニ依リ事務所ヲ設ケントスルトキハ其ノ場所ヲ管轄スル稅務署長ヲ經由シ国税局長ニ申請

稅務代理士 稅務代理士法施行規則

ヲ為シ其ノ認可ヲ受クベシ(同上)

③ 前項ノ認可申請書ニハ本籍、住所、氏名、事務所ノ所在地、新ニ事務所ヲ設ケントスル事由及其ノ場所ヲ記載スベシ

第七條 稅務代理士前二條ノ規定ニ依ル事務所ヲ設ケタルトキハ遲滞ナク其ノ所在地ヲ管轄スル稅務署長ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ

第八條 稅務代理士ハ其ノ事務所ニ稅務代理士ノ事務所タルコトヲ表示スベシ

第九條 稅務代理士ハ事務所内見易キ場所ニ稅務代理業ニ関シ受クベキ報酬金額ヲ揭示スベシ

第十條 稅務代理士ハ稅務代理業ニ関シ事件簿ヲ作成シ事件取扱ノ都度左ノ事項ヲ記載スベシ

一 委嘱者ノ住所及氏名又ハ名稱

二 委嘱ヲ受ケタル年月日

三 事件ノ要領及其ノ顛末

四 報酬金額

五 事件ノ終了年月日

② 前項ノ事件簿ハ閉鎖後五年間之ヲ保存スベシ

第十一條 稅務代理士ハ稅務代理業ニ関シ稅務官庁ニ提出スベキ書類ヲ作成シタルトキハ之ニ署名、捺印スベシ

第十二條 稅務代理士ハ稅務代理業ニ関シ使用人其ノ他ノ從業者ヲ置キタルトキハ遲滞ナク其ノ者ノ住所、氏名及履歷ヲ其ノ從業スル事務所ノ所在地ヲ管轄スル稅務署長ヲ經由シ国税局長ニ届出ツベシ(同上)

第十三條 稅務代理士事務所ノ所在地ヲ變更シ又事務所ヲ廢止シタルトキハ其ノ所在地ヲ管轄スル稅務署長ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ

其ノ旨ヲ届出ツベシ

第十四條 稅務代理士本籍、住所又ハ氏名ヲ變更シタルトキハ事務所ノ所在地ヲ管轄スル稅務署長ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ

第十五條 稅務代理士稅務代理業ヲ廢止シタルトキハ遲滞ナク主タル事務所ヲ管轄スル稅務署長ヲ經由シ国税庁長官ニ届出ツベシ(同上)

第十六條 国税庁長官ハ稅務代理士法第五條第三号及第四号ノ一ニ該当シタル者又ハ同法第十八條ノ規定ニ依リ許可ヲ取消シタル者ノ住所、氏名及事務所ノ所在地ヲ告示ス(昭和二十一年大藏省令第十七号改正、同二十四年大藏省令第三十八号改正)

② 国税庁長官ハ稅務代理士法第十八條ノ規定ニ依リ稅務代理業ノ停止ヲ命ジタル者ノ住所、氏名及事務所ノ所在地並ニ其ノ停止期間ヲ告示ス(昭和二十四年大藏省令第三十八号改正)

第十七條 稅務代理士稅務代理士法第十一條ノ規定ニ依リ稅務代理士会ヲ設立セントスルトキハ同法第十三條ノ規定ニ依リ会員ト為ルベキ者五人以上設立委員ト為リ会則ヲ定メ設立總會ノ議決ヲ経同法第十一條ノ規定ニ依リ稅務代理士会ヲ設立スベキコトナリタル日後六月以内ニ其ノ区域ヲ管轄スル国税局長ニ対シ設立ノ認可申請書ヲ提出スベシ(昭和二十四年大藏省令第五号改正)

③ 前項ノ認可申請書ニハ会則及会員ト為ルベキ者ノ名簿ヲ添附スベシ

第十八條 稅務代理士法第十一條第一項ノ市ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 東京市

二 大阪市

三 京都市

稅務代理士 稅務代理士法施行規則

稅務代理士 稅務代理士法施行規則

四 神戸市
五 名古屋市

第十九條 設立總會ノ招集及議事整理ハ設立委員之ヲ行フ

設立總會ノ議決ハ會員ト為ルベキ者半数以上出席シ其ノ議決權ノ三分ノ二以上ノ多数ヲ以テ之ヲ為ス但シ設立總會ニ出席スルコト能ハザル者ハ予メ書面ヲ以テ出席者ニ委任シテ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ設立總會ニ出席シタルモノト看做ス

第二十條 稅務代理士會成立シタルトキハ国税局長ハ稅務代理士會ノ名称、区域、事務所ノ所在地及成立ノ年月日ヲ官報ニ公告スベシ其ノ公告シタル事項ニ変更アリタルトキハ亦同シ（昭和二十四年大藏省令第三十八号改正）

第二十一條 稅務代理士法第十一條ノ規定ニ依リ設立シタル稅務代理士會又ハ同法第十九條ノ規定ニ依リ成立シタル稅務代理士會連合會ニ非ザレバ稅務代理士會又ハ稅務代理士會連合會其ノ他之ニ類似スル名称ヲ用フルコトヲ得ス

第二十二條 稅務代理士會ノ會則ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 名称及区域
- 二 事務所ノ所在地
- 三 役員ノ種類、數、職務權限、選任、解任及任期ニ關スル規定
- 四 總會ニ關スル規定
- 五 稅務代理業ニ關シ會員ノ受クベキ報酬ニ關スル規定
- 六 會費ニ關スル規定

七 稅務代理士法第十四條ノ規定ニ依ル退會ニ關スル規定

八 庶務及會計ニ關スル規定

九 其ノ他必要ト認ムル事項

② 稅務代理士會其ノ會則ヲ変更セントスルトキハ總會ノ議決ヲ經其ノ区域ヲ管轄スル国税局長ノ認可ヲ受クベシ

第二十三條 稅務代理士會ハ毎年一回定期總會ヲ開クベシ（同上）

② 稅務代理士會ハ必要アル場合ニ於テハ臨時總會ヲ開クコトヲ得

第二十四條 稅務代理士會ハ總會ノ日時、場所及議題ヲ会日ヨリ二週間前ニ其ノ区域ヲ管轄スル国税局長ニ届出ヅベシ（同上）

第二十五條 總會ノ議決ハ本令又ハ會則ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外出席シタル會員ノ過半数ヲ以テ之ヲ為ス

第二十六條 稅務代理士會左ニ掲グル事項ヲ議決スル場合ニ於テハ會員半数以上出席シ其ノ出席者ノ三分ノ二以上ノ多数ヲ以テ之ヲ為ス

一 會則ノ変更

二 稅務代理士法第十四條ノ規定ニ依ル會員ノ退會処分

② 第十九條第二項但書ノ規定ハ前項ノ議決ニ付之ヲ準用ス

第二十七條 稅務代理士會ハ總會終了後遅滞ナク議決事項ヲ其ノ区域ヲ管轄スル国税局長ニ届出ヅベシ（同上）

第二十八條 稅務代理士會ニハ左ノ役員ヲ置クベシ

會長 一人

稅務代理士 稅務代理士法施行規則

税務代理士 税務代理士法施行規則

副会長 一人又ハ二人

② 前項ノ外会則ノ定ムル所ニ依リ必要ナル役員ヲ置クコトヲ得
③ 税務代理士会役員ヲ選任シタルトキハ遲滞ナク其ノ氏名ヲ其ノ区域ヲ管轄スル国税局長ニ届出ヅベシ之ヲ解任シタルトキ亦同ジ(同上)

第二十九條 会長ハ会務ヲ總理シ税務代理士会ヲ代表ス

② 副会長ハ会長ヲ補佐シ会長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第三十條 税務代理士会ハ会則ノ定ムル所ニ依リ会費ヨリ会費ヲ徴收スルコトヲ得

第三十一條 税務代理士会ハ其ノ会費ノ名簿ヲ作成スベシ

第三十二條 税務代理士会ハ税務行政又ハ税務代理士ノ利害ニ関スル事項ニ付大藏大臣、国税庁長官又ハ其ノ区域ヲ管轄スル国税局長ニ対シ建議ヲ為スコトヲ得(同上)

第三十三條 税務代理士会ハ其ノ区域ヲ管轄スル国税局長ヨリ諮問ヲ受ケタル事項ニ付答申ヲ為スベシ(同上)

第三十四條 税務代理士会ハ会員ト委嘱者トノ間ニ生ジタル紛議ニ付調停ヲ為スコトヲ得

第三十五條 税務代理士会税務代理士法第十四條ノ規定ニ依リ会員ヲ退会セシメントスルトキハ總會ノ議決ヲ經其ノ区域ヲ管轄スル国税局長ヲ經由シ国税庁長官ノ認可ヲ受クベシ(同上)

第三十六條 国税局長ハ其ノ管轄区域内ニ在ル税務代理士会ノ總會ノ議決又ハ其ノ役員ノ行為ニシテ法令若ハ会則ノ規定ニ違背シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ議決ヲ取消シ又ハ其ノ役員ノ改選ヲ命スルコトヲ得(同上)

第三十七條 国税局長ハ監督上必要アルト認ムルトキハ其ノ管轄区域内ニ在ル税務代理士会ヨリ報告ヲ徴スルコトヲ得(同上)

第三十八條 国税局長ハ其ノ管轄区域内ニ在ル税務代理士会ノ目的達成上必要アリト認ムルトキハ税務代理士会ニ対シ会則ノ変更其ノ他必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得(同上)

第三十九條 税務署長ハ監督上必要アリト認ムルトキハ其ノ管轄区域内ニ事務所ヲ有スル税務代理士ヨリ報告ヲ徴シ又ハ代理官ヲシテ其ノ業務ニ関スル帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得

② 代理官前項ノ検査ヲ為ストキハ検査章ヲ携帯スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

税務代理士法施行ノ際現ニ税務代理業ヲ為ス者ニシテ税務代理士タラントスル者ハ税務代理士法施行ノ日ヨリ二月以内ニ許可申請書ヲ住所地方管轄スル税務署長ヲ經由シ大藏大臣ニ提出スベシ

前項ノ許可申請書ニハ本籍、住所、氏名、税務代理業ヲ開始シタル年月日及税務代理士法第四條第一項ノ許可アリタル場合ニ於テ同法第七條ノ規定ニ依リ事務所ヲ設クベキ場所ヲ記載スルノ外左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 戸籍謄本

二 履歷書

三 税務代理士法第三條第一号乃至第七号ノ一ニ該当セザル旨ノ証明書

四 税務代理士法第二條第一号乃至第三号ニ該当スル者ニ在リテハ前各号ノ書類ノ外各其ノ旨ヲ証スル書面

第九條ノ規定ハ税務代理士会成立スルニ至ル迄ハ之ヲ適用セズ

附 則(昭和二十二年十一月二十日大藏省令第百十七号)

この省令は、公布の日から、これを施行する。

税務代理士 税務代理士法施行規則

税務代理士 税務代理士法施行規則

附 則(昭和二十二年一月二十七日大蔵省令第八号)
この省令は、公布の日から、これを施行する。

附 則(昭和二十三年八月三日大蔵省令第七十三号所得税法施行細則等の一部を改正する省令)
この省令は、公布の日から、これを施行する。但し、第二條及び第三條の改正規定並びに第四條中税務代

理士法施行規則第四條第一項の改正規定は、昭和二十三年八月十五日から、これを施行する。

附 則(昭和二十四年二月二日大蔵省令第五号税務代理士法施行規則の一部を改正する省令)
① この省令は、公布の日から施行する。

② 税務代理士法第十一條の規定により設立すべき税務代理士会で、この省令施行の日までにまだ設立されて
いないものに対する第十七條第一項の改正規定の適用については、同項中「同法第十一條の規定ニ依り税務
代理士会ヲ設立スベキコトナリタル日後六月以内」とあるのは、「昭和二十四年七月三十一日迄」と読み替
えるものとする。

附 則(昭和二十四年五月三十一日大蔵省令第三十八号大蔵省設置法等の施行に伴う省令等の整理に關
する省令)
この省令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

② 税務代理士法施行規則第二條の改正規定の適用については、昭和二十四年五月三十一日以前において大蔵
省又は財務局若しくは税務署において国税の事務に従来した期間は、それぞれ大蔵本省又は国税庁において
国税の事務に従事した期間とみなす。

○ 税務代理士法施行規則第三十九條第二項ノ規定ニ基ク検査章
書式ノ件(昭和十七年四月二十九日大蔵省告示第二百零号)

税務代理士法施行規則第三十九條第二項ノ規定ニ基ク検査章ノ書式左ノ通定ム
書式(用紙寸法日本標準規格B8)

表 面

税務代理士法施行規則第三十九條第二項ノ規定ニ基ク

検 査 章

官 氏 名

何 税 務 署

署 税 務 印

裏 面

第 号

昭 和 年 月 日 交 付

税務代理士 税務代理士法施行規則第三十九條第二項ノ規定ニ基ク検査章書式ノ 九一七

間
稅
篇

例言

- 一 法律の條文には、これに關係のある施行規則又は施行細則等の條号数を「〔規則〕又は〔施規〕一・二又は〔細則〕又は〔施細〕一・二」等の略称を附して記載した。
- 二 法律條文の上欄には、その規定事項を簡明に摘録した。
- 三 本書は、昭和二十五年八月三十一日現在の法規に基いて編さんした。但し、酒税法關係は、同年六月一日現在の法規に基いて編さんしている。

租税法規類集 目次

酒 税

| | 発令年月 | 法令番号 | 頁 |
|-------------------------------|--------|-----------|----|
| ○酒 税 法 | 昭和一五、三 | 法律 三五 | 一 |
| ○酒税法施行規則 | 昭和一五、四 | 勅令 一四五 | 四 |
| ○酒税法施行細則 | 昭和一八、四 | 大藏省令 一八 | 七 |
| ○酒税審議會令 | 昭和一八、三 | 勅令 一五四 | 三 |
| ○酒類価格規則 | 昭和一八、四 | 大藏省令 一九 | 三 |
| ○酒税法施行規則第十五條ノ規定ニ依ルアルコール分指定ノ告示 | 昭和一九、三 | 大藏省告示 一二五 | 六 |
| ○酒類級別決定ニ関スル告示 | 昭和一八、四 | 大藏省告示 一三五 | 六 |
| ○酒類配給規則 | 昭和二三、三 | 大藏省令 三二 | 六 |
| ○酒類配給規則第一條の規定による酒類の用途指定の告示 | 昭和二四、五 | 大藏省告示 二六三 | 一七 |
| ○アルコール専売法(抄録) | 昭和一二、三 | 法律 三二 | 一八 |

目次

○アルコール専売法施行細則(抄録)……………昭和一二、三
 ○アルコール売捌規則(抄録)……………昭和一二、三
 ○臨時物資需給調整法……………昭和一二、三
 ○食品衛生法(抄録)……………昭和一二、三
 ○食品衛生法施行規則(抄録)……………昭和一二、三
 ○食品、添加物、器具及び容器包装の規格及び基準
 についての告示(抄録)……………昭和二三、四
 ○有毒飲食物等取締令(抄録)……………昭和二一、二

砂糖消費税

○砂糖消費税法……………明治三四、三
 ○砂糖消費税法施行規則……………明治三四、三
 ○牛乳営業取締規則(抄録)……………昭和八、一〇
 ○酒税等ノ徴收ニ関スル法律……………明治四四、三
 ○酒税等ノ徴收ニ関スル勅令……………明治四四、三
 ○郵便ニ依リ輸入シタル物品ノ内国税ニ関スル件……………明治三七、五
 ○税関ニ於ケル内国税賦課徴收ニ関スル件……………明治三八、三
 ○砂糖消費税法施行規則第十條ノ二ノ規定ニ依ル指
 定ノ件……………昭和一九、三

取引所税

○租税特別措置法(抄録)……………昭和二一、九
 ○砂糖消費税法施行規則第十二條ノ二ノ規定ニ依ル
 指定ノ件……………昭和二三、四
 ○取引所税法……………大正三三、三
 ○取引所税法施行規則……………大正三三、七
 ○証券取引法(抄録)……………昭和二三、四
 ○証券取引法規則(抄録)……………昭和二三、五
 ○有価証券の売買一任勘定に関する規則……………昭和二三、七
 ○有価証券の空売に関する規則……………昭和二三、七
 ○商品取引所法(抄録)……………昭和二五、八

印紙税

○印紙税法……………明治三三、三
 法律……………五五四……………三三

目次

○印紙税法施行規則……………昭和一九、三
 ○税印押捺請求方ニ関スル件……………明治三二、三
 ○印紙税法施行規則第四條ノ規定ニ依ル表示ノ書式ノ件……………昭和一九、三
 ○印紙税法施行規則第五條第二項ノ規定ニ依ル帳簿指定ノ件……………昭和一九、三
 ○戦時緊急措置法ニ基ク税制ノ適正化ニ関スル件(抄録)……………昭和二〇、七
 ○所得税法施行規則の一部を改正する等の勅令(抄録)……………昭和二一、九
 ○保管金規則(抄録)……………明治三三、一
 ○国税徴収法(抄録)……………明治三〇、三
 ○郵便為替法(抄録)……………明治三三、三
 ○国税犯則取締法(抄録)……………明治三三、三
 ○貯蓄債券法(抄録)……………明治三七、四
 ○郵便貯金法(抄録)……………明治二二、一
 ○簡易生命保険法(抄録)……………大正五、七
 ○健康保険法(抄録)……………大正一一、四
 ○農林中央金庫法(抄録)……………大正一二、四

目次

○復興貯蓄債券法(抄録)……………大正一三、七
 ○郵便年金法(抄録)……………大正一五、三
 ○労働者災害補償保険法(抄録)……………昭和一二、四
 ○漁船保険法(抄録)……………昭和一二、三
 ○森林火災国営保険法(抄録)……………昭和一二、三
 ○国民健康保険法(抄録)……………昭和一二、三
 ○船員保険法(抄録)……………昭和一二、三
 ○厚生年金保険法(抄録)……………昭和一二、三
 ○木船保険法(抄録)……………昭和一二、三
 ○普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律(抄録)……………昭和一八、三
 ○生命保険中央会及び損害保険中央会の保険業務に關する権利義務の承継等に関する法律(抄録)……………昭和二二、九
 ○失業保険法(抄録)……………昭和二二、二
 ○国家公務員共済組合法(抄録)……………昭和二三、六
 ○割増金附貯蓄の取扱に関する法律(抄録)……………昭和二三、七
 ○農業災害補償法(抄録)……………昭和二三、二
 ○租税特別措置法(抄録)……………昭和二一、九
 ○印紙等模造取締法……………昭和二二、二

骨牌税

- 骨牌税法……………明治三五、四 法律 四四……………三九
- 骨牌税法施行規則……………明治三五、五 勅令 一五四……………四六
- 骨牌税法施行規則第四條ノ二ノ規定ニ依ル骨牌指定ノ件……………昭和一九、三 大藏省告示一三五……………三三

物品税

- 物品税法……………昭和一五、三 法律 四〇……………三三
- 物品税法施行規則……………昭和一五、三 勅令 一五〇……………三四
- 昭和十七年法律第五十七号物品税法中改正法律附則第二項及第三項ノ規定施行ニ関スル件……………昭和一七、三 勅令 一九六……………四九
- 物品税法施行規則第二十六條第八号の規定による物品指定の告示……………昭和一八、二 大藏省告示 六七……………四〇

揮発油税

- 揮発油税法……………昭和二四、四 法律 四四……………四二

- 揮発油税法施行規則……………昭和二四、四 政令 八四……………四六

- 揮発油税法施行規則第二條の規定による価格指定の告示……………昭和二四、五 大藏省告示二六七……………四三

- 物価統制令(抄録)……………昭和二一、三 勅令 一一八……………四四

- 臨時物資需給調整法(抄録)……………昭和二一、一〇 法律 三二……………四四

- 石油製品配給規則……………昭和二四、三 共同省令 一……………四五

犯則取締

- 国税犯則取締法……………明治三三、三 法律 六七……………四九

- 国税犯則取締法施行規則……………明治三三、三 勅令 五二……………四九

- 国税犯則取締法による收税官吏の証票の様式……………明治三三、三 大藏省令 五……………四六

- 法人ニ於テ租税及葉煙草専売ニ関シ事犯アリタル場合ニ関スル法律……………明治三三、三 法律 五二……………四七

酒 税

○酒 税法

(昭和十五年三月二十九日法律第三十五号)

改正 昭和一六年法八八号、同一八年法六六号、同一九年法七号、同一〇年法一六号、同一〇年法令一〇一号、同一二年法一四号、同一二年法二九号、同一二年法一四二号、同一二年法一〇七号、同一四年法四三号、同一四年法一四五号、同一五年法六九号、同一四年法七四号、

酒税法目次

第一章 総則

第二章 製造及販売ノ免許

第三章 酒税ノ賦課徴収

第一節 酒税ノ課率(昭和十九年法律第七号改正)

第二節 酒税ノ徴収(同上改正)

第三節 酒税ノ担保(同上改正)

第四章 雑則

第五章 罰則

第一章 総則

課税物件 第一條 酒税ニハ本法ニ依リ酒税ヲ課ス

酒税ノ定 第二條 本法ニ於テ酒税トハアルコール分一度以上ノ飲料ヲ謂フ但シアルコール専売法ノ適用ヲ受クルヲ

酒税 酒税法

酒税 酒税法

ルコールヲ除ク

②本法ニ於テアルコール分トハ攝氏十五度ノ時ニ於テ原容量百分中ニ含有スル〇・七九四七ノ比重ヲ有スルアルコールノ容量ヲ謂フ

第三條

酒類ヲ分チテ清酒、合成清酒、濁酒、白酒、味淋、焼酎、麥酒、果実酒及雜酒トス

第四條

本法ニ於テ清酒トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

一 米、米麴及水ヲ原料トシテ醸酵セシメ之ヲ濾過シタルモノ

二 米、水及命令ヲ以テ定ムル物品ニシテ其ノ重量ガ米(麴米ヲ含ム)ノ重量ヲ超エザルモノヲ原料トシテ醸酵セシメ之ヲ濾過シタルモノ

②清酒ヲ清酒類ニテ精漉シタルモノハ之ヲ清酒ト看做ス命令ノ定ムル所ニ依リ清酒ニアルコール其ノ他命令ヲ以テ定ムル物品ヲ加ヘタルモノ亦同ジ(昭和十九年法律第七号本項改正)

〔施規〕

一・一ノ二・七一ノ二

合成清酒ノ定義

第五條

本法ニ於テ合成清酒トハアルコール、焼酎又ハ清酒ト他ノ物品トヲ混和シテ製造シタル酒類ニシテ其ノ香味、色沢其ノ他ノ性状ガ清酒ニ類似スルモノヲ謂フ

濁酒ノ定義

第六條

本法ニ於テ濁酒トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

一 米、米麴及水ヲ原料トシテ醸酵セシメ之ヲ濾過セザルモノ

二 米、水及命令ヲ以テ定ムル物品ヲ原料トシテ醸酵セシメ之ヲ濾過セザルモノ

〔施規〕

二

白酒ノ定義

第七條

本法ニ於テ白酒トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

一 米又ハ米麴ト清酒、濁酒、味淋、焼酎又ハアルコールトヲ混和シテ碾碎シタルモノ

二 前号ニ掲グル原料ノ外水ヲ混和シテ碾碎シタルモノ

味淋ノ定義

第八條

本法ニ於テ味淋トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

一 米及米麴ト焼酎又ハアルコールトヲ混和シテ濾過シタルモノ

二 前号ニ掲グル原料ノ外味淋、味淋類又ハ水ヲ混和シテ濾過シタルモノ

②味淋ヲ味淋類ニテ精漉シタルモノハ之ヲ味淋ト看做ス命令ノ定ムル所ニ依リ味淋ニアルコール又ハ焼酎ヲ加ヘタルモノ亦同ジ(昭和二十四年法律第四十三号本項改正)

〔施規〕

二ノ二・七一ノ二

焼酎ノ定義

第九條

本法ニ於テ焼酎トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

一 清酒類、合成清酒類、味淋類、清酒、合成清酒、濁酒、白酒又ハ味淋ヲ蒸餾シタルモノ

二 命令ヲ以テ定ムル物品及水ヲ原料トシテ醸酵セシメタルモノヲ蒸餾シタルモノ

②焼酎ヲ蒸餾シタルモノハ之ヲ焼酎ト看做ス命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ酒類製造ノ原料タルアルコールヲ水ニテ稀釈シタルモノ亦同ジ(昭和十八年法律第六十六号本項改正)

〔施規〕

三・三ノ二・七一ノ二

麥酒ノ定義

第十條

本法ニ於テ麥酒トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

一 麦芽、ホップ及水ヲ原料トシテ醸酵セシメタルモノ

二 麦芽、水及命令ヲ以テ定ムル物品ニシテ其ノ重量ガ麦芽ノ重量ノ十分ノ五ヲ超エザルモノヲ原料トシテ醸酵セシメタルモノ

〔施規〕

四

果実酒ノ定義

第十一條

本法ニ於テ果実酒トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

酒税 酒税法

酒税 酒税法

- 一 果実ヲ原料トシテ醸酵セシメタルモノ
- 二 果実ニ命令ノ定ムル所ニ依リ糖類ヲ加ヘテ醸酵セシメタルモノ
- 三 果実又ハ果実ニ命令ノ定ムル所ニ依リ糖類ヲ加ヘタルモノニ水又ハ命令ヲ以テ定ムル除酸劑ヲ加ヘテ醸酵セシメタルモノ
- ② 果実酒ニ命令ノ定ムル所ニ依リアルコール又ハ焼酎ヲ加ヘタルモノハ之ヲ果実酒ト看做ス（昭和二十四年法律第四十三号本項追加）

雑酒ノ定

第十二條 本法ニ於テ雑酒トハ清酒、合成清酒、濁酒、白酒、味淋、焼酎、麦酒及果実酒以外ノ酒類ヲ謂フ

保稅地域

第十三條 本法ニ於テ保稅地域トハ關稅法ニ定ムル保稅地域ヲ謂フ

酒類製造ノ免許

第十四條 酒類ヲ製造セントスル者ハ製造スベキ酒類ノ各種類ニ付製造場一個所毎ニ政府ノ免許ヲ受ケベシ

〔施規〕 六・六三・六五・七八

酒類製造ノ制限石數

第十五條 毎酒造年度ニ於テ清酒及合成清酒ハ各三百石、濁酒ハ百石、白酒、味淋及焼酎ハ各五十石、麥酒ハ一万石、果実酒及雜酒ハ各十石以上ヲ製造スル者ニ非ザレバ製造ノ免許ヲ与ヘズ但シ清酒ノ製造免許ヲ受ケタル者ニハ濁酒、白酒、味淋又ハ焼酎ニ対スル制限ヲ、焼酎ノ製造免許ヲ受ケタル者ニハ白酒又ハ味淋ニ対スル制限ヲ適用セズ（昭和十九年法律第七号本項改正）

② 毎酒造年度ニ於テ清酒及合成清酒ヲ合計シテ三百石以上製造スル者ニハ前項ノ規定ニ拘ラズ製造ノ免許ヲ与フルコトヲ得

ヲ与フルコトヲ得

③ 試験ノ為ニ製造スル酒類ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ第一項ノ規定ニ拘ラズ製造ノ免許ヲ与フルコトヲ得

④ 酒造年度トハ其ノ年十月一日ヨリ翌年九月三十日迄ノ期間ヲ謂フ

〔施規〕 七

酒母、醱及麹製造ノ免許

第十六條 酒母、醱又ハ麹ヲ製造セントスル者ハ製造場一個所毎ニ政府ノ免許ヲ受ケベシ但シ酒類製造ノ免許又ハアルコール専売法ニ依リアルコール製造ノ特許、許可若ハ委託ヲ受ケ酒類又ハアルコールノ製造場ニ於テ製造スル者及自己又ハ同居ノ親族ノ用ニミ供スル麹ヲ製造スル者ハ此ノ限ニ在ラズ（昭和二十二年法律第四百二十二号改正）

〔施規〕 八・六四・六五

酒類販売業ノ免許

第十七條 酒類ノ販売業（販売ノ仲介業ヲ含ム以下同シ）ヲ為サントスル者ハ政府ノ免許ヲ受ケベシ但シ酒類製造者ガ其ノ製造場ニ於テ為ス販売業及命令ヲ以テ定ムル販売業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

② 前項ノ免許ハ販売場ヲ有スル者ニ在リテハ販売場一個所毎ニ之ヲ受ケベシ

〔施規〕 九・一〇・六四・六五

免許要件

第十八條 第十四條、第十六條及前條ノ規定ニ依ル免許ノ申請アリタル場合ニ於テ左ノ各号ノ一ニ該當スルトキハ政府ハ其ノ免許ヲ与ヘザルコトヲ得

- 一 取締上不適当ト認ムル場所ニ製造場又ハ販売場ヲ設ケントスルトキ
- 二 本法ニ違反シ処罰又ハ処分ヲ受ケタル者ガ免許ヲ申請シタルトキ
- 三 第二十二條第一項第四号又ハ第二十五條第一項第三号ノ規定ニ依リ免許ヲ取消サレタル者ガ免許ヲ

酒税 酒税法

酒税 酒税法

申請シタルトキ (昭和二十二年法律第四百十二号本号改正)

四 資力不充分ト認メラルル者ガ酒類ノ製造又ハ販売業ノ免許ヲ申請シタルトキ (昭和二十四年法律第

四十三号本号改正)

五 酒税保全ノ爲ニスル製造又ハ販売ノ統制上免許ヲ与フルニ不相当ト認ムルトキ

六 前各号ノ外取締上不相当ト認ムル者ガ免許ヲ申請シタルトキ

款 免許ノ附

第十八條ノ二 政府ハ酒類、酒母、醗若ハ麹ノ製造又ハ酒類販売業ノ免許ヲ与フルニ当リ酒税保全上必要

アリト認ムルトキハ免許ノ期限、製造若ハ販売業ノ事業ノ範圍又ハ製造若ハ販売業ヲ爲スニ当リ遵守ス

ベキ條件ヲ指定スルコトヲ得 (昭和十八年法律第六十六号追加)

〔施規〕 九ノ二

製造場又

第十九條 酒類、酒母、醗若ハ麹ノ製造又ハ酒類ノ販売業ノ免許ヲ受ケタル者其ノ製造場又ハ販売場ヲ移

ノ販賣場又

転セントスルトキハ政府ノ許可ヲ受ケベシ

製造業又ハ

〔施規〕 一一

販賣業ノ

第二十條 酒類製造ノ免許ヲ受ケタル者其ノ製造ヲ廢止セントスルトキハ免許ノ取消ヲ申請スベシ

製造業又ハ

〔施規〕 一二

販賣業ノ

酒母、醗若ハ麹ノ製造又ハ酒類ノ販売業ノ免許ヲ受ケタル者其ノ製造又ハ販売業ヲ廢止シタルトキハ其

製造業又ハ

酒類販売業ヲ廢止セントスルトキハ免許ノ取消ヲ申請スベシ (昭和二十五年法律第七十四号改正)

製造業又ハ

〔施規〕 一二

販賣業ノ

第二十一條 酒類、酒母、醗若ハ麹ノ製造業又ハ酒類販売業ヲ営ム者ニ付相續ノ開始アリタル場合ニ於テ

製造業又ハ

引續キ其ノ製造業又ハ酒類販売業ヲ営ム相續人ハ其ノ製造又ハ販売業ノ免許ヲ受ケタルモノト看做ス

製造業又ハ

〔施規〕 一二

販賣業ノ

引續キ其ノ製造業又ハ酒類販売業ヲ営ム相續人ハ其ノ製造又ハ販売業ノ免許ヲ受ケタルモノト看做ス

(昭和二十四年法律第四十三号改正)

〔施規〕 一一

第二十二條 酒類製造者左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ政府ハ酒類製造ノ免許ヲ取消スコトヲ得

酒類製造

一 本法ニ違反シ処罰セラレタルトキ

免許ノ強

二 三年以上引續キ酒類ノ製造ヲ為サザルトキ

制取消

三 三酒造年度以上引續キ其ノ製造石数ガ第十五條第一項又ハ第二項ノ制限石数ニ達セザリシトキ

酒類製造

四 第四十三條第一項ノ規定ニ依リ担保ノ提供又ハ酒類ノ保存ヲ命セラレタル場合ニ於テ其ノ提供又ハ

後ノ取締

保存ヲ為サザルトキ (昭和十九年法律第七号及同二十二年法律第四百十二号本号改正)

免許取消

② 前項ノ規定ニ依リ免許ヲ取消シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ製成其ノ他必要ノ行為ヲ繼續セ

後ノ取締

シムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ仍本法ヲ適用ス

免許取消

〔施規〕 一四

後ノ取締

第二十三條 酒類製造者ニハ其ノ製造ノ免許ヲ取消サレタル場合ニ於テモ酒税ヲ完納スルニ至ル迄ノ間仍

免許取消

本法ヲ適用ス

後ノ取締

第二十四條 第二十二條第一項第一号及第二号並ニ第二項ノ規定ハ酒母、醗又ハ麹ノ製造者ニ付之ヲ準用

免許取消

ス

後ノ取締

〔施規〕 一四

免許取消

第二十五條 酒類販売業者左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ政府ハ酒類販売業ノ免許ヲ取消スコトヲ得

強制取消

一 本法ニ違反シ処罰セラレタルトキ

酒類販売

二 二年以上引續キ酒類ノ販売ヲ為サザルトキ

強制取消

酒税 酒税法

酒税 酒税法

三 第四十三條第二項ノ規定ニ依リ担保ノ提供ヲ命ゼラレタル場合ニ於テ其ノ提供ヲ為サザルトキ(昭和二十二年法律第四百十二号本号追加)

② 第二十二條第二項及第二十三條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ免許ヲ取消サレタル者ニ付之ヲ準用ス(昭和二十二年法律第二十九号本項改正)

〔施規〕 一四

指定販売業者ノ申請

第二十六條 酒類販売業者第二十七條ノ二第一項ニ規定スル政府ノ指定ヲ受ケントスルトキハ政府ニ申請スベシ其ノ指定ヲ受ケタル酒類販売業者其ノ指定ノ取消ヲ受ケントスルトキ亦同シ

② 第十八條、第十八條ノ二、第二十一條及前條ノ規定ハ前項ノ指定ノ申請アリタル場合及其ノ指定ヲ受ケタル酒類販売業者ニ付之ヲ準用ス(昭和十九年法律第七号及同二十五年法律第七十四号改正)

〔施規〕 一七・一八

第三章 酒税ノ賦課徴収

第一節 酒税ノ課率(昭和十九年法律第七号改正)

酒税ノ課率

第二十七條 酒税ノ税率左ノ如シ(昭和十八年法律第六十六号、同十九年法律第七号、同二十年法律第十号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第二十九号、同年法律第四百四十二号、同二十三年法律第四百七号、同二十四年法律第四百四十三号及同二十五年法律第七十四号改正)

- 一 清酒
 - 特別 一石ニ付 四万千円
 - 第一級 一石ニ付 三万五千円
 - 第二級 一石ニ付 一万二千六百円

二 合成清酒

第一級

一石ニ付

二万五千二百円

第二級

一石ニ付

一万五千五百円

三 濁酒

一石ニ付

三万五千円

四 白酒

一石ニ付

九万二千六百円

味淋

甲類

一石ニ付

三万七千六百円

乙類

一石ニ付

二万四千六百円

六 燒酎

甲類

一石ニ付

二万四千四百円

乙類

一石ニ付

二万四千四百円

七 麦酒

一石ニ付

二万四千四百円

八 果実酒

一石ニ付

二万四千四百円

九 雜酒

一石ニ付

二万四千四百円

第一級

一石ニ付

一万円

酒税 酒税法

酒税 酒税法

- 第一種
- 第二種
- 第三級

一石ニ付 十九万八千円
 一石ニ付 十七万八千円
 一石ニ付 三万六千円

第三級

アルコール分二十度ヲ超ユルトキハアルコール分二十度ヲ超ユル一度毎ニ二千六百六十円ヲ加フ
 一石ニ付 二万五千円

第四級

一石ニ付 一万八千円
 アルコール分二十度ヲ超ユルトキハアルコール分二十度ヲ超ユル一度毎ニ千五百円ヲ加フ

② 命令ヲ以テ定ムルアルコール分ヲ超ユル酒類(麦酒ヲ除ク)ニ付テハ前項ノ規定ニ依ル金額ヲ命令ヲ以テ定ムルアルコール分(指定アルコール分ト称ス以下同ジ)ノ度数ヲ以テ除シテ得タル金額ノ百分ノ百
 ③ 酒類ノ級別、類別及種別ハ酒類審議會ノ諮問ヲ經テ政府之ヲ定ム
 ④ 酒類審議會ニ関スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

自由販売
酒ニ對ス
加算税

第二十七條ノ二 酒類製造者又ハ政府ノ指定スル酒類販売業者(指定販売業者ト称ス以下同ジ)ガ酒類製造者及指定販売業者以外ノ者ニ對シテ販売スル酒類ニシテ臨時物資需給調整法ニ基キ配給スル酒類(配給酒類ト称ス以下同ジ)以外ノモノ及保稅地域ヨリ引取ル酒類ニ付テハ左ノ稅率ニ依リ算出シタル酒稅額ヲ前條ノ規定ニ依ル酒稅額ニ加算ス指定販売業者以外ノ酒類販売業者ガ酒類製造者及指定販売業者以

〔施規〕 一五・一六

外ノ者ニ對シテ販売スル酒類ニシテ配給酒類トシテ購入シタル後配給酒類以外ノ酒類トシテ販売スルニ至リタルモノニ付亦同ジ(昭和十八年法律第六十六号、同十九年法律第七号、同二十年法律第十六号、同二十二年法律第四十二号、同二十三年法律第七号、同二十四年法律第四十三号及同二十五年法律第七十四号改正)

一 清酒

特級

一石ニ付 五万五千五百円

第一級

一石ニ付 三万八千三百円

第二級

一石ニ付 二万三千七百円

二 合成清酒

第一級

一石ニ付 二万五千七百円

第二級

一石ニ付 一万四千三百円

三 味淋

甲類

一石ニ付 三万八千六百円

乙類

一石ニ付 一万三百円

四 焼酎

甲類及乙類

一石ニ付 一万円

アルコール分二十五度ヲ超ユルトキハアルコール分二十五度ヲ超ユル一度毎ニ四百円ヲ加フ

一石ニ付 八千円

五 麦酒

酒税 酒税法

酒税 酒税法

六 雑酒

第一級

第一種

第二種

第二級

アルコール分二十度ヲ超エザルモノ

アルコール分二十度ヲ超ユルモノ

アルコール分二十度ヲ超エザルモノ

第三級

アルコール分二十度ヲ超エザルモノ

アルコール分二十度ヲ超ユルモノ

第四級

アルコール分十度ヲ超エザルモノ

アルコール分十度ヲ超ユルモノ

アルコール分十度ヲ超ユルモノ

アルコール分十度ヲ超ユルモノ

一石ニ付

一石ニ付

一石ニ付

一石ニ付

一石ニ付

一石ニ付

一石ニ付

一石ニ付

一石ニ付

一石ニ付

一石ニ付

一石ニ付

一石ニ付

一石ニ付

四万八千円

三万八千円

二万三千円

三万七千円

一万五千円

二万七千円

二万七千円

二万七千円

二万七千円

二万七千円

二万七千円

二万七千円

二万七千円

酒税ノ輕減又ハ免除

②前條第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ酒税ヲ課スル場合ニ付之ヲ準用ス

〔施規〕 一五

第二十七條ノ三 左ニ掲グル酒類ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ酒税ヲ輕減又ハ免除スルコトヲ得

(昭和十八年法律第六十六号追加、同十九年法律第七号及同二十年法律第十六号改正)

一 政府ノ承認ヲ受ケ命令ヲ以テ定ムルアルコール又ハ酒類ヲ原料トシテ製造シタルモノ

二 政府ノ承認ヲ受ケ酒類製造ノ原料ニ供スル為製造シタルモノ

三 第五十條第二号ノ規定ニ依リアルコールヲ混和シタルモノ (昭和二十一年法律第十四号本号追加)

〔施規〕 一九・二〇・二〇ノ二

第二十八條乃至第三十二條 削除 (昭和十九年法律第七号改正)

第二節 酒税ノ徵收 (昭和十九年法律第七号改正)

第三十三條 第二十七條ノ規定ニ依ル酒税ハ製造場ヨリ移出シタル酒類ノ石数ニ応ジ製造者ヨリ之ヲ徵收ス

但シ保税地域ヨリ引取ル酒類ニ付テハ引取りタル石数ニ応ジ引取人ヨリ之ヲ徵收ス

②第二十七條ノ二ノ規定ニ依ル酒税ハ酒類製造者ガ販売シタル酒類ニ付テハ其ノ石数ニ応ジ酒類製造者ヨリ、酒類販売業者ガ販売シタル酒類ニ付テハ其ノ石数ニ応ジ酒類販売業者ヨリ、保税地域ヨリ引取りタル酒類ニ付テハ其ノ石数ニ応ジ引取人ヨリ之ヲ徵收ス (昭和十九年法律第七号、同二十二年法律第二十

九号、同年法律第四十二号、同二十四年法律第四十三号及同二十五年法律第七十四号改正)

第三十四條 酒類ガ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ酒類ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做ス (昭和二十五年法律第七十四号改正)

一 製造場ニ於テ飲用セラレタルトキ

看做移出

酒税 酒税法

二 酒類製造ノ免許ヲ取消サレタル場合ニ於テ製造場ニ現存スルトキ但シ第二十條第一項ノ規定ニ依ル申請ニ基キ免許ヲ取消サレタル場合ニシテ政府ノ承認ヲ受ケタル場合ヲ除ク

三 製造場ニ現存スルモノ公賣若ハ競売セラレタルトキ又ハ破産手續ニ於テ換価セラレタルトキ

看做販売

第三十四條ノ二

酒類ガ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ酒類製造者又ハ酒類販売業者(第五号ノ場合ニ在リテハ指定販売業者)ガ当該酒類ヲ第二十七條ノ二第一項ニ規定スル酒類トシテ販売シタルモノト看做ス(昭和二十二年法律第二十九号追加、同二十四年法律第四十三号及同二十五年法律第七十四号改正)

- 一 自家用トシテ政府ノ承認ヲ受ケタル数量ヲ超ユル数量ノ酒類ガ製造場又ハ指定販売業者ノ販売場(指定販売場ト称ス以下同ジ)ニ於テ飲用セラレタルトキ又ハ販売ニ依ラズシテ配給酒類以外ノ酒類トシテ製造場又ハ指定販売場ヨリ製造場及指定販売場以外ノ場所ニ移出セラレタルトキ
- 二 指定販売業者以外ノ酒類販売業者ノ配給酒類トシテ購入シタル酒類ガ当該販売業者ノ販売場ニ於テ飲用セラレタルトキ又ハ販売ニ依ラズシテ配給酒類以外ノ酒類トシテ当該販売場ヨリ製造場及指定販売場以外ノ場所ニ移出セラレタルトキ
- 三 酒類製造ノ免許ヲ取消サレタル場合又ハ指定販売業者其ノ指定若ハ酒類販売業者ノ免許ヲ取消サレタル場合ニ於テ配給酒類以外ノ酒類ガ製造場又ハ指定販売場ニ現存スルトキ但シ第二十條又ハ第二十六條第一項ノ規定ニ依ル申請ニ基キ免許又ハ指定ヲ取消サレタル場合ニシテ政府ノ承認ヲ受ケタル場合ヲ除ク
- 四 製造場又ハ指定販売場ニ現存スル酒類ガ公賣若ハ競売セラレタルトキ又ハ破産手續ニ於テ換価セラレタルトキ

酒類ノ移出石数申告

第三十五條

酒類ノ製造者ハ毎月製造場ヨリ移出シタル酒類ノ種類、級別、類別、種別及命令ヲ以テ定ムルアルコトヲ分毎ニ石数ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ政府ニ提出スベシ但シ第三十四條第二号又ハ第三号ノ規定ニ該当スルトキハ直ニ其ノ移出シタルモノト看做サレタル酒類ニ付申告書ヲ提出スベシ

政府決定

酒類ヲ保稅地域ヨリ引取ル者ハ引取ノ際前項ニ準ズル申告書ヲ政府ニ提出スベシ

申告書ノ提出ナキトキ又ハ政府ニ於テ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ハ移出又ハ引取ノ石数ヲ決定ス(昭和十八年法律第六十六号、同十九年法律第七号、同二十年法律第十六号、同二十四年法律第四十三号及同二十五年法律第七十四号改正)

自由販売酒ノ石数申告

第三十五條ノ二 酒類ノ製造者又ハ指定販売業者第二十七條ノ二第一項ニ規定スル酒類ヲ販売シタルトキハ毎月其ノ販売シタル酒類ノ種類、級別、類別、種別及命令ヲ以テ定ムルアルコトヲ分毎ニ石数ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ政府ニ提出スベシ但シ第三十四條ノ二第三号又ハ第四号ノ規定ニ該当スルトキハ直ニ其ノ第三十七條ノ二第一項ニ規定スル酒類トシテ販売シ又ハ販売シタルモノト看做サレタル酒類ニ付申告書ヲ提出スベシ

- ② 指定販売業者以外ノ酒類販売業者第二十七條ノ二第一項後段ニ規定スル酒類ヲ販売シタルトキ又ハ第三十四條ノ二第二号ノ規定ニ該当スルトキハ直ニ其ノ販売シ又ハ販売シタルモノト看做サレタル酒類ニ付前項ニ準ズル申告書ヲ政府ニ提出スベシ
- ③ 前條第三項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ付之ヲ準用ス（昭和二十二年法律第二十九号、同二十四年法律第四十三号及同二十五年法律第七十四号改正）

〔施規〕 二二ノ二

酒税ノ納

第三十六條 酒税ハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ納付スベシ但シ保税地域ヨリ引取ル酒類ニ付テハ引取ノ際之ヲ納付スベシ

- ② 第三十五條第一項但書又ハ前條第一項但書若ハ第二項ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ直ニ其ノ酒税ヲ徴収ス

- ③ 前項ノ場合ヲ除クノ外命令ノ定ムル所ニ依リ酒税ニ付其ノ税額ニ相当スル担保ヲ提供シタルトキハ一月以内其ノ税金ノ徴収ヲ猶予スルコトヲ得（昭和十九年法律第七号、同年法律第四百十二号、同二十四年法律第四十三号及同二十五年法律第七十四号改正）

〔施規〕 三九・五二

看做移出

第三十六條ノ二 左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ製造場ニ現存スル酒類ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做シ酒税ヲ徴収ス（昭和十九年法律第七号追加）

- 一 第四十三條第一項ノ規定ニ依リ担保ノ提供又ハ酒類ノ保存ヲ命ゼラレタル場合ニ於テ其ノ提供又ハ保存ヲ為サザルトキ（昭和二十二年法律第四百十二号本号改正）
- 二 政府ノ承認ヲ受ケ酒類製造ノ原料ニ供スル為製造シタル酒類ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ當該原料ニ供

シタルトキ

〔施規〕 二二ノ三・二二ノ四

未納税移出及引取

第三十七條 命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ他ノ製造場又ハ蔵置場ニ移入スル目的ヲ以テ製造場ヨリ移出シ又ハ保税地域ヨリ引取ル酒類ニ付テハ第三十三條ノ規定ヲ適用セズ

- ② 前項ノ場合ニ於テハ移出先又ハ取引先ヲ以テ製造場ト看做シ移出先又ハ取引先ノ營業者ヲ以テ製造者ト看做ス

- ③ 第一項ノ酒類ニシテ政府ノ指定シタル期間内ニ移出先又ハ取引先ニ移入セラレタルコトノ証明ナキモノニ付テハ製造者又ハ引取人ヨリ直ニ其ノ酒税ヲ徴収ス但シ災害其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ亡失シタルモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ酒税ヲ免除スルコトヲ得（昭和十九年法律第七号本項改正）

- ④ 政府ハ第一項ノ酒類ニ付必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ酒税額ニ相当スル担保ノ提供ヲ命ズルコトヲ得（同上改正）

〔施規〕 二三・二四・三九・五二

戻移入酒ノ不課税又ハ控除

第三十八條 酒類ノ製造場又ハ指定販売場ヨリ販売ノ為移出シタル酒類ヲ同一製造場若ハ指定販売場ニ戻入シ又ハ酒類ノ製造場若ハ指定販売場ニ移入シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ酒税ヲ製造場又ハ指定販売場ヨリ移出スルモ更ニ當該酒類ニ課セラレタル酒税額ニ相当スル酒税ノ徴収ヲ為サズ（昭和十九年法律第七号、同二十四年法律第四十三号改正）

- ② 前項ノ規定ニ依リ戻入又ハ移入シタル酒類ニ付級別ヲ低下シテ移出シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ移出シタル月分以降ノ酒税額ヨリ前級ニ付定メラレタル税率ニ依リ算出シタル酒税額ト後級ニ付

酒税 酒税法

定メラレタル税率ニ依リ算出シタル酒税額トノ差額ニ相当スル金額ヲ控除ス（昭和十八年法律第六十六号本項追加、同十九年法律第七号、同二十四年法律第四十三号改正）

③ 第一項ノ規定ニ依リ戻入又ハ移入シタル第二十七條ノ二ノ規定ニ依リ酒税ヲ課セラレタル酒類ヲ配給酒類トシテ販売シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ同條ノ規定ニヨリ課セラレタル酒税額ニ相当スル金額ヲ販売シタル月分以降ノ酒税額ヨリ控除ス（昭和二十四年法律第四十三号本項追加、同二十五年法律第七十四号改正）

〔施規〕 二五

第三十九條乃至第四十一條 削除（昭和十九年法律第七号削除）

輸出酒類ノ酒税ノ免除

第四十二條 政府ノ承認ヲ受ケ輸出スル目的ヲ以テ製造場ヨリ移出スル酒類ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ酒税ヲ免除スルコトヲ得（同上本項改正）

② 第三十七條第三項ノ規定ハ前項ノ酒類ニシテ政府ノ指定シタル期間内ニ輸出セラレタルコトノ証明ナキモノニ付之ヲ準用ス

輸出酒類ノ処分禁止

③ 第一項ノ酒類ハ之ヲ内地、朝鮮、台湾若ハ南洋群島ニ於テ消費シ又ハ此等ノ地域ニ於テ消費スル目的ヲ以テ譲渡スルコトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

④ 前項ノ承認ヲ受ケタル酒類ニ付テハ直ニ其ノ酒税ヲ徴収ス（同上改正）

⑤ 第三十七條第四項ノ規定ハ第一項ノ酒税ニ付之ヲ準用ス（同上改正）

〔施規〕 三四・三五・三六・三七・三九

第三節 納税ノ担保（昭和十九年法律第七号改正）

第四十三條 政府ハ酒類製造者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ酒税ニ付担保ヲ提供スベキコト又ハ納税ノ担

酒税ノ納税ノ担保

保トシテ酒類ヲ保存スベキコトヲ命ズルコトヲ得（同上改正）

② 政府ハ酒類販売業者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ酒税ニ付担保ヲ提供スベキコトヲ命ズルコトヲ得（昭和二十二年法律第四百四十二号本項追加）

〔施規〕 四〇・四一・四三・四四・四五・四六・四七・四八・四九・八〇

第四十四條 削除（昭和二十三年法律第七号削除）

担保ノ処分

第四十五條 本法ニ依リ担保ヲ提供シ又ハ納税ノ担保トシテ酒類ヲ保存シタル場合ニ於テ納税義務者期限

内ニ税金ヲ納付セザルトキハ其ノ担保物タル金銭ヲ直ニ税金ニ充テ、金銭以外ノ担保物若ハ納税ノ担保トシテ保存スル酒類ヲ公売ニ付シテ税金及公売ノ費用ニ充テ又ハ保証人ヲシテ税金ヲ納付セシム（昭和二十三年法律第七号改正）

〔施規〕 五〇

滞納処分

第四十六條 前條ノ場合ニ於テ担保物又ハ納税ノ担保トシテ保存スル酒類ノ価額ガ徴収スベキ税金及公売

ノ費用ニ充テ仍不足アリト認ムルトキハ納税義務者ノ他ノ財産ニ就キ滞納処分ヲ行フ

② 納税義務者ニ對シ滞納処分ヲ執行シタル場合ニ於テ其ノ財産ノ価額ガ徴収スベキ税金、督促手数料及滞納処分費ニ充テ仍不足アリト認ムルトキハ保証人ニ對シ滞納処分ヲ行フ

③ 前項ノ保証人ハ国税徴収法第三十二條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ納税者ト看做ス（昭和二十三年法律第七号及同二十五年法律第六十九号改正）

酒類ノ差押

第四十七條 第三十六條第二項、第三十六條ノ二第一号又ハ国税徴収法第四條ノ一ノ規定ニ依リ酒税ヲ徴収スル場合ニ於テハ其ノ担保トシテ酒類ヲ差押フルコトヲ得（昭和十九年法律第七号改正）

〔施規〕 五一

酒税 酒税法

保存酒類
処分禁止

第四十八條 酒類製造者ハ第四十三條第一項ノ規定ニ依リ納税ノ担保トシテ保存スル酒類ヲ処分シ又ハ製造場ヨリ移出スルコトヲ得ズ(昭和二十二年法律第百四十二号改正)

酒類ノ檢
定

第四十八條ノ二 酒類ヲ製造シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ石数及アルコール分ヲ檢定ス(昭和十九年法律第七号追加)

〔施規〕 五二ノ二

檢定前ノ
酒類処分
禁止

第四十九條 酒類製造者ハ前條ノ規定ニ依ル檢定前ニ於テ其ノ酒類ヲ処分シ又ハ製造場ヨリ移出スルコトヲ得ズ(昭和十九年法律第七号改正)

看做製造

第五十條 第四十八條ノ二ノ規定ニ依ル檢定後ニ於テ酒類ニ種類ノ異ル酒類又ハ水以外ノ物品ヲ混和シタルトキハ新ニ酒類ヲ製造シタルモノト看做ス但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ(昭和十九年法律第七号改正)

- 一 命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ清酒ト合成清酒トヲ混和スルトキ
- 二 命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ酒類保存ノ為酒類ニ燒酎若ハアルコール又ハ水以外ノ物品ヲ混和スルトキ

〔施規〕 五三・五四

酒母、醪
処分禁止

第五十一條 酒母又ハ醪ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外之ヲ処分シ又ハ製造場ヨリ移出スルコトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ酒類製造者ガ酒類製造ノ用ニ供スル場合又ハ酒母ヲ政府ノ交付シタル酒母譲受許可書ヲ有スル者ニ譲渡スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

②前項ノ規定ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ醪ハ之ヲ濁酒ト看做シ製造者ヨリ直ニ酒税ヲ

酒税保全
上ノ命令

第五十二條 政府ハ酒税保全上必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ酒類、酒母、醪若ハ麹ノ製造者又ハ酒類ノ販賣業者ニ對シ製造、貯蔵、譲渡、譲受、移動、設備又ハ価格ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得(昭和十八年法律第六十六号改正)

〔施規〕 五五・五六・五七

第五十三條 本法ニ於テ認ムル場合ノ外免許ヲ受ケザル者ノ製造シタル酒類、酒母、醪又ハ麹ハ之ヲ所持シ、譲渡シ又ハ譲受クルコトヲ得ズ(昭和十八年法律第六十六号、同二十四年法律第四十三号改正)

〔施規〕 五七ノ二・五八・五九・五九ノ二・六〇ノ二・六〇ノ三

密造酒類
等ノ所持
譲渡、譲
受ノ禁止
記帳義務

第五十四條 酒類、酒母、醪若ハ麹ノ製造者又ハ酒類若ハ麹ノ販賣業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ製造、貯蔵又ハ販売ニ関スル事項ヲ帳簿ニ記載スベシ

〔施規〕 六一・六二

申告義務

第五十五條 酒類、酒母、醪若ハ麹ノ製造者又ハ酒類ノ販賣業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ製造、貯蔵又ハ販売ニ関スル事項ヲ政府ニ申告スベシ

〔施規〕 六二ノ二・六三・六四・六五・六六・六七

機械、器
具、容器
ノ檢定ヲ
受クル義
務

第五十六條 酒類、酒母、醪若ハ麹ノ製造者又ハ酒類ノ販賣業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ製造、貯蔵又ハ販売ニ使用スル機械、器具及容器ノ檢定ヲ受クベシ

〔施規〕 六八

檢査及承
認ヲ受ク
ル義務

第五十七條 酒類、酒母、醪若ハ麹ノ製造者又ハ酒類ノ販賣業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ製造、貯蔵又ハ

酒税 酒税法

販元ニ関スル事項ニ付政府ノ検査又ハ承認ヲ受ケベシ

〔施規〕 六九・七〇・七一・七二・七三

第五十八條 販元ニ関スル事項ニ付政府ノ検査又ハ承認ヲ受ケベシ

ハ左ニ掲グル物件ニ付検査ヲ為シ若ハ取締上必要ノ処分ヲ為スコトヲ得

- 一 製造者ノ所持スル酒類、酒母、醗若ハ麹又ハ販売業者ノ所持スル酒類若ハ麹
- 二 酒類、酒母、醗又ハ麹ノ製造、貯蔵又ハ販売ニ関スル一切ノ帳簿書類
- 三 酒類、酒母、醗又ハ麹ノ製造、貯蔵又ハ販売上必要ナル建築物、機械、器具、容器、原料、其ノ他ノ物件

② 収税官吏ハ運搬中ノ酒類、酒母、醗又ハ麹ヲ検査シ又ハ其ノ出所若ハ到達先ヲ質問スルコトヲ得

第五十九條 収税官吏ハ酒税ノ徵收上必要アリト認ムルトキハ酒類ノ製造者又ハ販売者ノ組織スル団体

酒類業団体ニ対スル収税官吏ノ権限

(其ノ組織スル団体ヲ含ム)ニ対シ其ノ団員ノ為ス酒類ノ製造又ハ販売ニ関シ参考トナルベキ事項(其ノ団体員ノ個々ノ課税標準及当該団体ガ其ノ団員ヨリ特ニ報告ヲ求ムルコトヲ必要トスル事項ヲ除ク)ノ質問ヲ為シ又ハ其ノ団体ノ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得(昭和十八年法律第六十六号、同二十二年法律第四百十二号及同二十五年法律第七十四号改正)

第五章 罰則

第六十條 免許ヲ受ケズシテ酒類、酒母又ハ醗ヲ製造シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金

酒類業団体ニ対スル収税官吏ノ権限

ニ処ス(昭和十八年法律第六十六号、同十九年法律第七号、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第四百十二号、同二十四年法律第四十三号改正)

② 前項ノ犯罪ニ着手シ之ヲ遂ゲザル者ハ亦前項ニ同ジ(昭和二十四年法律第四十三号本項追加)

③ 前二項ノ犯罪行為ヨリ生ジタル酒類、酒母又ハ醗ニ対スル酒税相当額ノ十倍ガ五十万円ヲ超ユルトキハ情狀ニ因リ前二項ノ罰金ハ五十万円ヲ超ユル額ノ十倍以下ト為スコトヲ得(昭和十九年法律第七号本項追加、同二十一年法律第十四号、同二十二年法律第四百十二号、同二十四年法律第四十三号改正)

④ 第一項又ハ第二項ノ犯罪ニ係ル酒類、酒母、醗、原料、副産物、機械、器具又ハ容器ハ何人ノ所有タルトラ問ハズ之ヲ沒收ス(昭和十九年法律第七号、同二十四年法律第四十三号改正)

⑤ 第一項ノ酒類ニ付テハ直ニ其ノ酒税ヲ徵收シ、同項又ハ第二項ノ酒母又ハ醗ハ之ヲ濁酒ト看做シ直ニ酒税ヲ徵收ス(昭和二十四年法律第四十三号本項追加)

酒税逃脱ノ罰

第六十一條 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ五年以下ノ懲役又ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

一 第三十五條第一項若ハ第二項又ハ第三十五條ノ二第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル申告書ヲ提出セズシテ酒税ヲ其ノ納付スベキ期日迄ニ納付セザル者

二 詐偽其ノ他不正ノ行為ヲ以テ酒税ノ免除ヲ得又ハ其ノ免除ヲ圖リタル者

三 前号ノ外詐偽其ノ他不正ノ行為ヲ以テ酒税ヲ逃脱シ又ハ其ノ逃脱ヲ圖リタル者

② 前項ノ犯罪ニ係ル酒類ニ対スル酒税相当額ノ十倍ガ五十万円ヲ超ユルトキハ情狀ニ因リ同項ノ罰金ハ五十万円ヲ超ユル額ノ十倍以下ト為スコトヲ得

③ 第一項ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ酒税ヲ徵收ス(昭和十九年法律第七号、同二十三年法律第七号、同二十四年法律第四十三号及同二十五年法律第七十四号改正)

酒税逃脱ノ罰

第六十二條 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス(昭和二十年法律第十六号、同二十四年法律第四十三号改正)

酒税 酒税法

- 一 第六十條第一項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ原料、機械、器具又ハ容器ヲ準備シタル者
- 二 免許ヲ受ケズシテ麹ヲ製造シタル者
- 三 第五十三條ノ規定ニ違反シタル者
- 四 免許ヲ受ケズシテ酒類ノ販売業ヲ為シタル者
- ② 前項ノ犯罪ニ係ル酒類、酒母、醪、麴、原料、機械、器具又ハ容器ハ何人ノ所有タルトモ問ハズ之ヲ没収ス
- ③ 第一項第三号ノ酒類、酒母又ハ醪ニ付テハ第六十條第五項ノ例ニ倣ヒ犯人ヨリ直ニ其等ノ酒税ヲ徴収ス
(昭和二十年法律第十六号、同二十四年法律第四十三号改正)
- 第六十三條 第五十二條ノ規定ニ依ル命令又ハ同條ノ命令ニ基ク処分ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ十萬円以下ノ罰金ニ処ス(昭和二十二年法律第四百四十二号、同二十四年法律第四十三号改正)
- ② 前項ノ罪ヲ犯シタル者ニ対シテハ国税犯則取締法ハ之ヲ適用セズ(昭和十八年法律第六十六号、同十九年法律第七号、同二十三年法律第七号、同二十四年法律第四十三号改正)
- 第六十三條ノ二 第六十條第一項若ハ第二項、第六十一條第一項又ハ前條第一項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得(昭和二十四年法律第四十三号改正)
- 第六十四條 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ十萬円以下ノ罰金ニ処ス(昭和十六年法律第八十八号、同十八年法律第六十六号、同十九年法律第七号、同二十一年法律第二十九号、同二十二年法律第四百四十二号、同二十三年法律第七号、同四十二年法律第四十三号及同二十五年法律第七十四号改正)
- 一 第十八條ノ二ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
- 二 第三十五條第一項若ハ第二項又ハ第三十五條ノ二第一項若ハ第二項ニ規定スル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者
- 三 第三十七條第一項ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケテ移出シ又ハ引取リタル酒類ヲ指定ノ場所ニ移入セザル者
- 四 第四十二條第三項ノ承認ヲ受ケズシテ同條第一項ノ規定ニ依リ酒税ヲ免除セラレタル酒類ヲ内地、朝鮮、台湾若ハ南洋群島ニ於テ消費シ又ハ此等ノ地域ニ於テ消費スル目的ヲ以テ譲渡シタル者
- 五 第四十八條又ハ第四十九條ノ規定ニ違反シ酒類ヲ処分シ又ハ製造場ヨリ移出シタル者
- 六 第五十一條第一項ノ規定ニ違反シ酒母又ハ醪ヲ処分シ又ハ製造場ヨリ移出シタル者
- ② 第一項第六号ノ酒母及醪ハ之ヲ濁酒ト看做シ製造者ヨリ直ニ酒税ヲ徴収ス
- ③ 第一項第三号及第四号ノ酒類ニ付テハ直ニ其ノ酒税ヲ徴収ス此ノ場合ニ於テハ第三十七條第三項(第四十二條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ハ之ヲ適用セズ
- ④ 第一項第五号ノ酒類ニ付テハ直ニ其ノ酒税ヲ徴収ス

義務違反等ノ罰

- 一 第五十四條ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リ又ハ帳簿ヲ隠匿シタル者
- 二 第五十五條ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者
- 三 第五十六條ノ規定ニ違反シ検定ヲ受ケザル機械、器具又ハ容器ヲ使用シタル者
- 四 第五十七條ノ規定ニ依ル検査又ハ承認ヲ受ケザル者
- 五 第五十八條第一項又ハ第五十九條ノ規定ニ依ル取税官吏ノ質問ニ対シ答弁ヲ為サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタル者

酒税 酒税法

酒稅 酒稅法

刑罰適用
除外

第六十六條 第六十條第一項若ハ第二項、第六十一條第一項又ハ第六十二條第一項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ
刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三
條及第六十六條ノ規定ヲ適用セズ但シ懲役ノ刑ニ処スル場合又ハ懲役及罰金ヲ併科スル場合ニ於ケル懲
役刑ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

刑罰規定

酒類移入
禁止

第六十七條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財
産ニ関シ第六十條乃至第六十三條、第六十四條、第六十五條又ハ第六十八條ノ違反行為ヲ為シタルトキ
ハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス(昭和十九年法律第七號、同二十年
法律第十六號、同二十二年法律第四百二十二號及同二十四年法律第四十三號改正)

第六十八條 本法ヲ施行セザル地ニ於テ製造シタル酒類(命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク)ハ其ノ地ニ於テ
本法ト同等以上ノ稅ヲ課スル迄ハ之ヲ本法施行地ニ移入スルコトヲ得ズ(昭和十八年法律第六十六號本
項改正)

②前項ノ規定ニ違反シ酒類ヲ移入シタル者ハ其ノ移入酒類ニ付第二十七條及第二十七條ノ二ノ規定ニ依リ
算出シタル酒稅ノ稅額五倍ニ相當スル罰金ニ処ス(昭和十六年法律第八十八號、同十八年法律第六十六
號及同十九年法律第七號本項改正)

③前項ノ酒類及其ノ容器ハ之ヲ沒收ス

〔施規〕 七五ノ三

酒母、醱
類移入禁
止

第六十九條 本法ヲ施行セザル地ニ於テ製造シタル酒母、醱又ハ麹ハ之ヲ本法施行地ニ移入スルコトヲ得
ズ

②前項ノ規定ニ違反シ酒母、醱又ハ麹ヲ移入シタル者ハ千円以下ノ罰金ニ処シ其ノ酒母、醱又ハ麹及其ノ

容器ハ之ヲ沒收ス(昭和十九年法律第七號本項改正)

附則

施行期日 第七十條 本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

廢止法律 第七十一條 左ノ法律ハ之ヲ廢止ス

- 一 酒造稅法
- 一 酒精及酒精含有飲料稅法
- 一 麥酒稅法
- 一 酒母、醱及麹取締法
- 一 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料稅法
- 一 明治三十四年法律第十號
- 一 明治四十一年法律第二十四號
- 一 明治四十三年法律第六號

〔施規〕 七七

第七十二條 旧法ニ依リ酒類、酒精ヲ含有スル飲料、麥酒、酒母、醱又ハ麹ノ製造ノ免許ヲ受ケタル者ハ
命令ノ定ムル所ニ依リ本法ニ依リ酒類、酒母、醱又ハ麹ノ製造ノ免許ヲ受ケタルモノト看做ス

②旧法ニ依リ酒類、酒精ヲ含有スル飲料又ハ麥酒ノ販賣業ノ免許ヲ受ケタル者ハ本法ニ依リ酒類ノ販賣業
ノ免許ヲ受ケタルモノト看做ス

〔施規〕 七八

第七十三條 前條第一項ノ規定ニ依ル清酒ノ製造者ニハ第十五條第一項及第二項ノ規定ニ拘ラズ合成清酒
ノ特例 酒稅 酒稅法

酒税 酒税法

制限石数
不達ノ取

製造ノ免許ヲ与フルコトヲ得
第七十四條 第二十二條第一項第三号ノ規定ハ昭和十五年十月一日ヨリ開始スル酒造年度以後ノ酒造年度ニ付之ヲ適用ス

第七十二條第一項ノ規定ニ依ル酒類製造者ニ対スル第二十二條第一項第三号ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ制限石数ハ当分ノ内仍従前ノ例ニ依ル此ノ場合ニ於テハ前條ノ規定ニ依リ免許ヲ受ケ製造シタル合成清酒ノ石数ハ之ヲ清酒ノ製造石数ト看做ス

旧法ニ依
ル酒税ノ
取扱

第七十五條 旧法ニ依リ賦課シ又ハ賦課スベカリシ造石税、出港税及麦酒税ニ関シテハ仍旧法ニ依ル
第七十三條及第四十一條ノ規定ハ前項ノ規定ニ拘ラズ本法施行前ニ査定ヲ受ケタル酒類又ハ酒精ヲ含有スル飲料ニ付之ヲ適用ス此ノ場合ニ於テハ旧法及臨時租税増徴法ニ依ル造石税ハ之ヲ本法ノ酒類造石税ト看做ス

〔施規〕 七七

旧法ニ依
ル原料酒
ノ取

第七十六條 旧法ニ依リ原料用トシテ検定ヲ受ケタル酒類、酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ニシテ本法施行ノ際現存スルモノハ其ノ検定ノ内容ヲ以テ本法施行ノ際査定セラレ第三十九條第一項ノ規定ニ依リ其ノ酒類造石税ヲ免除セラレタルモノト看做ス

麦酒庫出
税ノ特例

第七十七條 本法施行前ニ査定ヲ受ケタル麦酒ノ酒類庫出税ノ税率ハ第二十七條ノ規定ニ拘ラズ一石ニ付二十四円三十銭トス

手持酒類

第七十八條 酒類ノ製造者又ハ販賣業者ガ本法施行ノ際製造場又ハ保税地域以外ノ場所ニ於テ各種類ヲ通ジ合計十石以上ノ酒類(濁酒ヲ除ク)ヲ所持スル場合ニ於テハ其ノ場所ヲ以テ製造場、其ノ所持者ヲ以テ製造者ト看做シ本法施行ノ日ニ於テ其ノ酒類ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做シ其ノ所持スル酒類

ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ酒類庫出税ヲ徴収ス此ノ場合ニ於テハ麦酒ニ付テハ一石ニ付十四円三十銭ノ割合ニ依リ算出シタル金額、其ノ他ノ酒類ニ付テハ第二十七條ノ規定スル酒類庫出税ノ税率ニ依リ算出シタル金額ト支那事変特別税法第三十九條ノ規定スル物品税ノ税率ニ依リ算出シタル金額トノ差額ヲ以テ其ノ税額トス
②前項ノ製造者又ハ販賣業者ハ其ノ所持スル酒類ノ種類毎ニ石数及貯蔵ノ場所ヲ本法施行後一月以内ニ政府ニ申告スベシ

〔施規〕 七九

戻移入酒
ノ特例

第七十九條 本法施行ノ際製造場ニ現存スル酒類ニシテ戻入又ハ移入シタルモノニ付テハ第三十八條ノ規定ニ拘ラズ酒類庫出税ヲ徴収ス此ノ場合ニ於テハ前條第一項後段ノ規定ヲ準用ス

旧法ニ依
ル酒類ノ
取扱

第八十條 支那事変特別税法第四十八條第一項又ハ第四十九條第一項第二号ノ規定ノ適用ヲ受ケテ移出シ又ハ引取リタル酒類ハ之ヲ第三十七條第一項ノ規定ノ適用ヲ受ケテ移出シ又ハ引取リタル酒類ト看做シ
支那事変特別税法第五十條第一項第一号ノ規定ニ依リ物品税ヲ免除セラレタル酒類ハ之ヲ第四十二條第一項ノ規定ニ依リ酒類庫出税ヲ免除セラレタル酒類ト看做ス

旧法ニ依
ル担保ノ
効力

第八十一條 酒造税法第十三條ノ規定ニ依リ提供シタル保証物及同法第十四條ノ規定ニ依リ為シタル納税保証ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ本法ニ依リ納税ノ担保ト看做ス但シ旧法ニ依リ納税保証タルノ効力ヲ妨ゲズ

〔施規〕 八〇

旧法ニ依
ル申告等
ノ効力

第八十二條 本法施行前旧法及支那事変特別税法中酒類ノ物品税ニ関スル規定ニ基キ為シタル申告、申請、検定、検査、承認、認可、命令又ハ監督上ノ処分ニシテ本法中ニ相当スル規定アルモノハ之ヲ本法ニ

酒稅 酒稅法

依リ為シタル申告、申請、檢定、検査、承認、命令又ハ取締上ノ処分ト看做ス
第八十三條乃至第八十五條 削除（昭和二十三年法律第七号削除）
第八十六條 アルコール專賣法第十七條中「酒稅法又ハ酒精及酒精含有飲料稅法ニ依リ製造免許ヲ」ヲ

「酒稅法ニ依リ酒類製造ノ免許ヲ」ニ、「酒類又ハアルコール含有飲料」ヲ「原料ヲ酒類製造ノ原料」ニ改ム
第八十七條 樟太酒類出港稅法第一條第一項中「燒酎、酒精及酒精含有飲料」ヲ「酒稅法ノ燒酎及雜酒」ニ改メ同條第二項ヲ削ル

附則（昭和十六年法律第八十八号）

施行期日
手持酒類ノ課稅

第一條 本法ハ昭和十六年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス
第二條 酒類ノ製造者又ハ販賣業者ガ本法施行ノ際製造場又ハ保稅地域以外ノ場所ニ於テ各種類ヲ通ジ合計五石以上ノ酒類ヲ所持スル場合及其ノ所持スル酒類ガ合計五石ニ滿タザルモ酒稅法第二十七條ノ二ノ持者ヲ以テ製造者ト看做シ其ノ所持スル酒類ニ對シ酒類庫出稅ヲ課ス此ノ場合ニ於テハ其ノ場所ヲ以テ製造場、其ノ所於テ其ノ酒類ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做シ濁酒ニ付テハ一石ニ付十五円ノ割合ニ依リ算出シタル金額、其ノ他ノ酒類ニ付テハ酒稅法第二十七條ノ改正稅率ニ依リ算出シタル金額ト從前ノ稅率ニ依リ算出シタル金額トノ差額ヲ以テ其ノ稅額トシ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ徵收ス但シ同法第二十七條ノ二ノ改正規定ニ依リ命令ヲ以テ定ムル酒類ニ付テハ同條ニ規定スル價格ニ同條ニ規定スル割合ヲ乘ジテ算出シタル金額ヲ本文ノ規定ニ依リ算出シタル酒類庫出稅額ニ加算シタルモノヲ以テ其ノ稅額トス

② 東京府小笠原島及伊豆七島ニ於テ製造シタル清酒及燒酎ニ付前項ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ一石ニ付二十円ノ割合ニ依リ算出シタル金額ヲ以テ其ノ稅額トス
第一項ノ製造者又ハ販賣業者ハ其ノ所持スル酒類ノ種類毎ニ數量、價格及貯藏ノ場所ヲ本法施行後一月以内ニ政府ニ申告スベシ

農移入酒類ノ課稅

第三條 本法施行ノ際製造場ニ現存スル酒類ニシテ戻入又ハ移入シタルモノニ付テハ酒稅法第三十八條ノ規定ニ拘ラズ之ヲ移出シタルトキ酒類庫出稅ヲ徵收ス此ノ場合ニ於テハ前條第一項後段及第二項ニ規定スル稅額ヲ以テ其ノ稅額トス
附則（昭和十八年法律第六十六号）

施行期日

第一條 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和十八年三月二十日勅令第四百十八号ヲ以テ第二十七條第二項及第三項ノ改正規定ハ昭和十八年三月二十二日其ノ他ノ規定ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス）

旧法ニ依ル原料酒ノ取扱

第二條 改正前ノ酒稅法第三十九條第一項ノ規定ニ依リ酒類造石稅ノ免除ヲ受ケタル原料用酒類ニシテ同條ノ改正規定施行ノ際現存スルモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル改正前ノ酒稅法第三十九條第三項ノ規定ノ適用ヲ受ケ酒類製造ノ原料ニ供シタル酒類ノ酒類造石稅ニ相當スル金額ノ交付ニ付亦同ジ

手持酒類ノ課稅

第三條 酒類ノ製造者又ハ販賣業者ガ酒稅法第二十七條第一項、第二十七條ノ二及第八十三條第一項ノ改正規定施行ノ際製造場又ハ保稅地域以外ノ場所ニ於テ各種類ヲ通ジ合計一石以上ノ酒類ヲ所持スル場合及其ノ所持スル酒類ガ合計一石ニ滿タザルモ命令ヲ以テ定ムル酒類ガ合計二斗以上ナル場合ニ於テハ其ノ場所ヲ以テ製造場、其ノ所持者ヲ以テ製造者ト看做シ其ノ所持スル酒類ニ對シ酒類庫出稅ヲ課ス此ノ場合ニ於テハ酒稅法第二十七條第一項、第二十七條ノ二及第八十三條第一項ノ改正規定施行ノ日ニ於テ

酒稅 酒稅法

酒税 酒税法

戻移入酒ノ類
戻移入酒ノ類
戻移入酒ノ類

其ノ酒類ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做シ同法第二十七條第一項及第二十三條ノ二又ハ第八十三條第一項ノ改正規定ニ依リ算出シタル酒類庫出税ノ税額ト従前ノ規定ニ依リ算出シタル酒類庫出税ノ税額トノ差額ヲ以テ其ノ税額トシ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ徴収ス

②前項ノ製造者又ハ販売業者ハ其ノ所持スル酒類ノ種類及級別毎ニ数量、価格及貯蔵ノ場所ヲ酒税法第二十七條第一項、第二十七條ノ二及第八十三條第一項ノ改正規定施行後一月以内ニ政府ニ申告スベシ

第四條 酒税法第二十七條第一項、第二十七條ノ二及第八十三條第一項ノ改正規定施行ノ際製造場ニ現存スル酒類ニシテ戻入又ハ移入シタルモノニ付テハ同法第三十八條第一項ノ規定ニ拘ラズ之ヲ移出シタルトキ酒類庫出税ヲ徴収ス此ノ場合ニ於テハ前條第一項後段ニ規定スル税額ヲ以テ其ノ税額トス

附則 (昭和十九年法律第七号)

施行期日

第三十一條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和十九年三月三十一日勅令第八十一号ヲ以テ昭和十九年四月一日ヨリ施行ス)

第三十五條 第十二條ノ規定施行前果実酒ノ製造免許ヲ受ケタル者ニハ酒税法第二十二條第一項第三号ノ規定ハ当分ノ内ニ適用セズ

從前ノ規定ニ依リ酒類製造ノ取扱

③前項ニ規定スル酒類造石税ヲ除クノ外従前ノ規定ニ依リ賦課シ又ハ賦課スベカリシ酒類造石税、酒類庫出税及出港税ニ関シテハ仍従前ノ例ニ依ル但シ酒類造石税ノ納期ニ関シテハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得

製造場現
存酒類ニ
對スル酒
類造石税
ノ免除
ノ免除
ノ免除

④昭和十八年九月三十日以前ニ査定ヲ受ケタル清酒、濁酒、白酒、味淋若ハ燒酎又ハ第十二條ノ規定施行前ニ査定ヲ受ケタル合成清酒若ハ雜酒ニシテ同條ノ規定施行ノ際製造場ニ現存スルモノニ課スベキ酒税ニ付テハ従前ノ規定ニ依リ酒類造石税ニ相當スル金額ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ控除ス

⑤命令ヲ以テ定ムル味淋ニ課スベキ酒税ニ付テハ一石ニ付四百三十五円ヲ加算ス

⑥酒類ノ製造者若ハ販売業者又ハ命令ヲ以テ定ムル者ガ第十二條ノ規定施行ノ際製造場又ハ保税地域以外ノ場所ニ於テ各種類ヲ通シ合計四斗以上ノ酒類ヲ所持スル場合及其ノ所持スル酒類ガ合計四斗ニ滿タザルモ命令ヲ以テ定ムル酒類ガ合計一斗以上ナル場合ニ於テハ其ノ場所ヲ以テ製造場、其ノ所持者ヲ以テ製造者ト看做シ其ノ所持スル酒類ニ對シ酒税ヲ課ス此ノ場合ニ於テハ同條ノ規定施行ノ日ニ於テ其ノ酒類ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做シ改正後ノ酒税法第二十七條乃至第二十七條ノ三又ハ第八十三條乃至第八十四條ノ規定ニ依リ算出シタル税額ト従前ノ規定ニ依リ酒類造石税ニ相當スル金額ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ及従前ノ規定ニ依リ算出シタル酒類庫出税ノ合計額トノ差額ヲ以テ其ノ税額トシ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ徴収ス

⑦前項ノ製造者若ハ販売業者又ハ命令ヲ以テ定ムル者ハ其ノ所持スル酒類ニ付酒税法第二十七條ノ三ニ規定スル酒類ト其ノ他ノ酒類トニ区分シ種類、級別及アルコール分毎ニ数量、価格及貯蔵ノ場所ヲ第十二條ノ規定施行後一月以内ニ政府ニ申告スベシ

⑧第十二條ノ規定施行ノ際製造場ニ現存スル酒類ニシテ戻入又ハ移入シタルモノニ付テハ酒税法第三十八條第一項ノ規定ニ拘ラズ之ヲ移出シタルトキ酒税ヲ徴収ス此ノ場合ニ於テハ第六項後段ニ規定スル税額ヲ以テ其ノ税額トス

附則 (昭和二十年法律第十六号)

酒税 酒税法

戻移入酒ノ類
戻移入酒ノ類
戻移入酒ノ類

酒税 酒税法

施行期日

第十八條 本法ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

従前ノ規

第二十一條 本法施行前ニ於テ従前ノ規定ニ依リ酒税ノ輕減又ハ交付金ノ交付ヲ受ケ又ハ受クベカリシ酒

酒税ノ輕

類ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル但シ本法施行後其ノ用途ヲ變更スル場合ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

減及交付

② 酒類ノ製造者若ハ販賣業者又ハ命令ヲ以テ定ムル者ガ本法施行ノ際製造場又ハ保稅地域以外ノ場所ニ於

金等ノ取

テ各種類ヲ通シ合計四斗以上ノ酒類ヲ所持スル場合及其ノ所持スル酒類ガ合計四斗ニ滿タザルモ命令ヲ

手抄酒類

以テ定ムル酒類ガ合計一斗以上ナル場合ニ於テハ其ノ場所ヲ以テ製造場其ノ所持者ヲ以テ製造者ト看做

ノ課税

シ其ノ所持スル酒類ニ對シ酒税ヲ課ス此ノ場合ニ於テハ本法施行ノ日ニ於テ其ノ酒類ヲ製造場ヨリ移出

手抄酒類

シタルモノト看做シ改正後ノ酒税法第二十七條、第二十七條ノ二、第八十三條又ハ第八十四條ノ規定ニ

ノ申告

依リ算出シタル税額ト従前ノ酒税法第二十七條乃至第二十七條ノ三又ハ第八十三條乃至第八十四條ノ規

戻移入酒

定ニ依リ算出シタル税額トノ差額ヲ以テ其ノ税額トシ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ徴収ス

不課税ノ

③ 前項ノ製造者若ハ販賣業者又ハ命令ヲ以テ定ムル者ハ其ノ所持スル酒類ニ付従前ノ酒税法第二十七條ノ

例外課税

三ニ規定スル酒類ト其ノ他ノ酒類トニ区分シ種類、級別及アルコール分毎ニ數量、價格及貯蔵ノ場所ヲ

戻移入酒

本法施行後一月以内ニ政府ニ申告スベシ

不課税ノ

本法施行ノ際製造場ニ現存スル酒類ニシテ戻入又ハ移入シタルモノニ付テハ酒税法第三十八條第一項ノ

例外課税

規定ニ拘ラズ之ヲ移出シタルトキ酒税ヲ徴収ス此ノ場合ニ於テハ第二項後段ニ規定スル税額ヲ以テ其ノ

戻移入酒

税額トス

不課税ノ

附則 (昭和二十年大藏省令第百一號)

戻移入酒

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和二十年十一月二十五日公布)

不課税ノ

附則 (昭和二十一年法律第十四號)

例外課税

施行期日

この法律施行の期日は、各規定について、勅令でこれを定める。(昭和二十一年勅令第四百

手抄酒類

号をもつて、同年九月一日から施行)

申告

第四十一條 第十一條の規定施行前に課した又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による

戻移入酒

② 第十一條の規定施行の際製造場又は保稅地域以外の場所で、酒類の製造者又は販売業者が、各種類を

不課税ノ

通じて、合計四斗以上の酒類を所持する場合及びその所持する酒類が、合計四斗に滿たない場合でも、

例外課税

命令で定める酒類が合計一斗以上である場合においては、その場所を製造場、その所持者を製造者とみ

取扱

なして、その所持する酒類に對シ酒税を課する。この場合においては、第十一條の規定施行の日に、そ

取扱

の酒類を製造場から移出したものとみなし、改正後の酒税法第二十七條、第二十七條ノ二又は第八十三

取扱

條の規定により算出した税額と従前の規定により算出した税額との差額を、その税額として、命令の定

取扱

めるところにより徴収する。

取扱

③ 前項の製造者又は販売業者は、その所持する酒類の種類、級別及びアルコール分の異なるごとに數

取扱

量、價格及び貯蔵の場所を、第十一條の規定施行後一箇月以内に、政府に申告しなければならぬ。

取扱

第十一條の規定施行の際、製造場に現存する酒類で、戻入又は移入したものについては、酒税法第三

取扱

十八條第一項の規定にかかわらず、これを移出した時に酒税を徴収する。この場合においては、第二項

手持酒類
の課税

酒税 酒税法

じて合計四斗以上の酒類を所持する場合及びその所持する酒類が合計四斗に満たない場合でも命令で定める酒類が合計一斗以上である場合においては、その場所を製造場、その所持者を製造者とみなして、その所持する酒類に対し酒税を課する。この場合においては、同條の規定施行の日に、その酒類を製造場から移出したものとみなし、改正後の酒税法第二十七條、第二十七條ノ二又は第八十三條の規定により算出した税額と従前の規定により算出した税額との差額をその税額として、命令の定めるところにより徴収する。

手持酒類
の申告

③ 前項の製造者又は販売業者が酒場、料理店その他酒類を自己の營業場において飲料に供することを業とする者であるときは、その業務の用に供するため所持する麦酒については一石につき一万四千四百円、雑酒については一石につき五万円、その他の酒類については一石につき二万円の割合により算出した金額を前項の酒税額に加算する。

④ 第二項の製造者又は販売業者は、その所持する酒類の種類、級別及びアルコール分の異なるごとに数量、価格及び貯蔵の場所並びに前項の規定に該当するときはその旨を、第四條の規定施行後一箇月以内に、政府に申告しなければならない。

⑤ 第四條の規定施行の際、製造場に現存する酒類で、戻入又は移入したものであるものについては、酒税法第三十條第一項の規定にかかわらず、これを移出した時に酒税を徴収する。この場合においては、第二項後段に定める税額を、その税額とする。

戻移入酒
の課税
の例

附則 (昭和二十二年法律第四百二十二号)

施行期日
旧法に依

第一條 この法律は昭和二十二年十二月一日からこれを施行する。(但書略)
第五條 第八條の規定施行前に課した又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

取扱
る酒税
の
手持品
課税

② 第八條の規定施行の際、製造場又は保税地域以外の場所で、酒類の製造者又は販売業者が各種類を通じて合計四斗以上の酒類を所持する場合及びその所持する酒類が合計四斗に満たない場合でも命令で定める酒類が合計一斗以上である場合においては、その場所を製造場、その所持者を製造者とみなして、その所持する酒類に対し酒税を課する。この場合においては、同條の規定施行の日に、その酒類を製造場から移出したものとみなし、改正後の酒税法第二十七條、第二十七條ノ二又は第八十三條の規定により算出した税額と従前の規定により算出した税額との差額をその税額として、命令の定めるところにより徴収する。

手持酒類
の申告

③ 前項の製造者又は販売業者が酒場、料理店その他酒類を自己の營業場において飲料に供することを業とする者であるときは、その業務の用に供するため所持する麦酒については一石につき五千六百九十円、雑酒については一石につき二万五千円、その他の酒類については一石につき一万円の割合により算出した金額を、前項の酒税額に加算する。

④ 第二項の製造者又は販売業者は、その所持する酒類の種類、級別及びアルコール分の異なるごとに数量、価格及び貯蔵の場所並びに前項の規定に該当するときはその旨を、第八條の規定施行後一箇月以内に、政府に申告しなければならない。

⑤ 第八條の規定施行の際、製造場に現存する酒類で、戻入又は移入したものであるものについては、酒税法第三十條第一項の規定にかかわらず、これを移出した時に酒税を徴収する。この場合においては、第二項後段に定める税額を、その税額とする。

戻移入酒
の課税
の例

附則 (昭和二十三年法律第七号)

第三十九條 この法律は、公布の日から、これを施行する。(但書略)

酒税 酒税法

酒税 酒税法

旧法に依る酒税の取扱
酒造組合員の連帯保証の義務
手持品課税

第四十五條

この法律施行前に課した又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。
2 この法律施行の際、酒税につき納税の保証をなしている酒造組合の組合員は、この法律施行前に納税義務の発生した酒税につき、なお連帯して保証の義務を負う。
3 この法律施行の際、製造場又は保税地域以外の場所において、酒類の製造者又は販売業者が各種類を通じて合計四斗以上の酒類を所持する場合及びその所持する酒類が合計四斗に満たない場合でも酒場、料理店その他酒類を自己の営業場において飲料に供することを業とする者がその業務の用に供するため所持する酒類又は改正前の酒税法第二十七條ノ五の規定により酒税を課せられた酒類が合計二斗以上ある場合においては、その場所を製造場、その所持者を製造者とみなして、その所持する酒類に対し酒税を課する。この場合においては、この法律施行の日に、その酒類を製造場から移出したものとみなし、改正後の酒税法第二十七條又は第二十七條ノ二の規定により算出した税額と従前の規定により算出した税額との差額をその税額として、その税額が一万円以下のときは、昭和二十三年八月三十一日限り、一万円をこえるときは、左の区分によりその税額を各月に等分して、その月末日限り徴収する。

税額一万円をこえるとき
昭和二十三年八月及び九月
同年八月から十月まで
同年八月から十一月まで
4 前項の製造者又は販売業者が酒場、料理店その他酒類を自己の営業場において飲料に供することを業とする者であるときは、その業務の用に供するため所持する酒類につき、改正後の酒税法第二十七條ノ四の規定により算出した税額と改正前の同條の規定により算出した税額との差額を、前項の酒税額に加算し、又は前項の酒税額から控除する。

手持酒類の申告

5 第三項の販売業者（前項の販売業者を除く。）が改正前の酒税法第二十七條ノ五の規定により酒税を課せられた酒類を所持する場合においては、その所持する改正前の同條の規定により酒税を課せられた酒類につき、改正後の同條の規定により算出した税額と改正前の同條の規定により算出した税額との差額を第三項の酒税額に加算し、又は第三項の酒税額から控除する。
6 第三項の製造者又は販売業者は、その所持する酒類の種類、級別及びアルコール分の異なるごとに数量、価格及び貯蔵の場所並びに第四項又は第五項の規定に該当するときはその旨を、この法律施行後一月以内に、政府に申告しなければならない。
7 この法律施行の際、製造場に現存する酒類で、戻入又は移入したものであるについては、酒税法第三十八條第一項の規定にかかわらず、これを移出した時に酒税を徴収する。この場合においては、第三項後段に定める税額を、その税額とする。

戻入税の課税
例外課税

附則（昭和二十四年法律第四十三号）
1 この法律は、昭和二十四年五月一日から施行する。但し第一條の規定は、公布の日から一月以内で政令で定める日から施行する。（昭和二十四年政令第八十八号を以つて、同年五月六日から施行）
2 この法律施行前に課した、又課すべきであった酒税、清涼飲料税、物品税及び砂糖消費税については、なお従前の例による。
附則（昭和二十四年法律第百四十五号）
1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。以下略
附則（昭和二十五年法律第七十四号）
1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。
2 この法律施行前に課した、又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。
3 この法律施行の際、製造場又は保税地域以外の場所において、酒類の製造者又は販売業者が酒類（果

施行期日

旧法に依る酒税の取扱

施行期日
旧法に依る酒税の取扱
取扱品課
手持品課

酒税 酒税法

実酒を除く。以下同じ。を各種類を通じて合計五斗以上所持する場合においては、その場所を製造場、その所持者を製造者とみなして、その所持する酒類に対し酒税を課する。この場合においては、この法律施行の日に、その酒類を製造場から移出したものとみなし、改正後の酒税法第二十七條の規定により算出した税額と改正前の同條の規定により算出した税額との差額（合成清酒については、第一級は一石につき六千五百円、第二級は一石につき二千八百円、焼酎については、一石につき三千円（アルコール分二十五度を超えるときは、アルコール分二十五度をこえる一度ごとに百二十円を加算した金額）の割合により算出した金額）をその税額として、その税額が一万円以下のときは、昭和二十五年五月三十一日限り、一万円を超えるときは、左の区分によりその税額を各月に等分して、その月末日限り徴収する。

税額一万円をこえるとき
税額五万円をこえるとき
税額十万円をこえるとき

昭和二十五年五月及び六月
同年五月から七月まで
同年五月から八月まで

手持酒類の申告

4. 前項の販売業者（改正後の酒税法第二十七條ノ二第一項に規定する指定販売業者を除く。）が改正前の同條の規定により酒税を課せられた酒類を各種類を通じて合計五斗以上所持する場合には、当該酒類につき、改正後の同條の規定により算出した税額と改正前の同條の規定により算出した税額との差額を前項の酒税額に加算し、又は同項の酒税額から控除する。
5. 第三項の製造者又は販売業者は、その所持する酒類について、種類、級別、類別及び種別ごとに、且つ、アルコール分の異なるごとに、数量、貯蔵の場所及び前項の規定に該当するときはその旨を、この法律施行後一月以内に、所轄税務署に申告しなければならない。

○酒税法施行規則

（昭和十五年四月一日勅令第四百十五号）

改正 昭和一六年勅九三四号、同年勅一〇二八号、同一七年勅六七二号、同一八年勅四一
号、同年勅一四九号、同一九年勅一八二二号、同年勅三九九号、同一〇年勅一八三三号、
同年勅六四二二号、同一二年勅四一四号、同一二年勅一一二二号、同年勅一六七号、同年
政二四六号、同一三年政一四八号、同一四年政八三三号、同一四年政一四九号、同年政
三九八号、同一五年政一八号、同年政七二二号

酒税法施行規則目次

- 第一章 総則
- 第二章 製造及販売ノ免許
- 第三章 酒税ノ賦課徴収
 - 第一節 酒税ノ課率（昭和十八年勅令第四百十九号改正）
 - 第二節 酒税ノ徴収（昭和十九年勅令第八十二号改正）
 - 第三節 納税ノ担保（同上改正）
- 第四章 雑則
- 第一章 総則

第一條 酒税法第四條第一項第二号ノ規定ニ依リ清酒ノ原料ヲ定ムルコト左ノ如シ（昭和十九年勅令第百八十二号及同一二十四年政令第三百九十八号改正）

酒税 酒税法施行規則

- 一 麦、粟、玉蜀黍、高粱、稗若ハ澱粉、此等ノ麴若ハ米麴又ハ清酒粕
- 二 特殊ノ醸造方法ニ依リ製造スル地方的慣行アルモノニ付テハ前号ニ掲グル物品ノ外焼酎
- 三 所轄稅務署ノ承認ヲ受ケタル醸造方法ニ依リ製造スルモノニ付テハ第一号ニ掲グル物品ノ外アルコ
ール、連続式蒸餾機ニ依リ製造シタル焼酎、葡萄酒、水飴、有機酸又ハアミノ酸鹽
- ②前項第二号ノ焼酎ヲ使用セントスル者ハ其ノ使用量及アルコール分ヲ、同項第三号ニ掲グル物品ヲ使用
セントスル者ハ其ノ品名、品種及使用量並ニアルコール及焼酎ニ付テハ其ノアルコール分ヲ定メ所轄稅
務署ノ承認ヲ受クベシ

- 第一條ノ二 酒税法第四條第二項後段ノ規定ニ依リ清酒ニ加フル物品ヲ定ムルコト左ノ如シ
- 一 連続式蒸餾機ニ依リ製造シタル焼酎
- 二 大蔵大臣ノ指定スル香味料

②酒類製造者ガ所轄稅務署ノ承認ヲ受ケ製造若ハ移入シタルアルコール若ハ前項第一号ノ焼酎又ハ同項第
二号ノ香味料ヲ清酒ニ加ヘタルモノニシテ当該アルコール又ハ焼酎ノアルコール分ノ總量ガ当該清酒ノ
アルコール分ノ總量ヲ超エザルモノハ酒税法第四條第二項後段ノ規定ニ依リ之ヲ清酒ト看做ス

③前項ノ清酒ヲ製造セントスル者ハ当該アルコール又ハ焼酎及清酒ノ品種、アルコール分及數量、第一項
第二号ノ香味料ノ種類及數量並ニ混和ノ日及場所ヲ記載シタル申請書ヲ所轄稅務署ニ提出シ承認ヲ受ク
ベシ(昭和十九年勅令第百八十二号本條追加)

第二條 酒税法第六條第二号ノ規定ニ依ル濁酒ノ原料ハ麦、粟、玉蜀黍、高粱若ハ稗、此等ノ麴若ハ米麴
又ハ清酒粕トス

第二條ノ二 酒類製造者ガ所轄稅務署ノ承認ヲ受ケ製造又ハ移入シタルアルコール又ハ焼酎ヲ味淋ニ加ヘ

タルモノハ酒税法第八條第二項後段ノ規定ニ依リ之ヲ味淋ト看做ス(昭和二十五年政令第七十二号改
正)

②前項ノ味淋ヲ製造セントスル者ハ当該アルコール又ハ焼酎及味淋ノ品種、類別、アルコール分及數量並
ニ混和ノ日及場所ヲ記載シタル申請書ヲ所轄稅務署ニ提出シ承認ヲ受クベシ(昭和二十四年政令第八十
三号本條追加)

第三條 酒税法第九條第一項第二号ノ規定ニ依ル焼酎ノ原料ハ米、麦、粟、黍、稗、玉蜀黍、高粱、馬鈴
薯、甘藷、菊芋、穀斗果、栃ノ実、蕨鉄ノ実、澱粉、澱粉粕、此等ノ麴、清酒粕、合成清酒粕、味淋
粕、其ノ他大蔵大臣ノ指定スル物品トス(昭和十六年勅令第九百三十四号、同二十四年政令第八十三号
改正)

第三條ノ二 酒類製造者ガ所轄稅務署ノ承認ヲ受ケ酒類製造ノ原料トシテ製造又ハ移入シタルアルコール
ヲ水ニテ稀釈シタルモノハ酒税法第九條第二項後段ノ規定ニ依リ之ヲ焼酎ト看做ス

②前項ノ焼酎ヲ製造セントスル者ハ当該アルコールノアルコール分及數量、混和スル水ノ數量並ニ混和ノ
日及場所ヲ記載シタル申請書ヲ所轄稅務署ニ提出シ承認ヲ受クベシ(昭和十八年勅令第四百九十九号本條
追加)

第四條 酒税法第十條第二号ノ規定ニ依ル麦酒ノ原料ハ米、玉蜀黍、高粱、馬鈴薯、澱粉、砂糖、ホツブ
又ハ大蔵大臣ノ指定スル苦味料若ハ著色料トス

第五條 酒税法第十一條第一項第二号及第三号ノ規定ニ依リ果実ニ加フル糖類ハ砂糖及葡萄糖トシ、其ノ
添加ノ割合ハ攝氏十五度ノ時ニ於テ果実ノ汁液ノ容量百立方センチメートル中ニ含有スル糖類ノ總量ガ
二十四グラムノ割合ニ達スル迄トス但シ其ノ添加量ハ汁液一石ニ付三十斤ヲ超ユルコトヲ得ズ(昭和二

十四年政令第八十三号改正)

②酒税法第十一條第一項第三号ノ規定ニ依ル除酸劑ハ炭酸石灰トス

第五條ノ二 酒類製造者ガ所轄稅務署ノ承認ヲ受ケ製造又ハ移入シタルアルコール又ハ燒酎ヲ果実酒ニ加ヘタルモノニシテ當該アルコール又ハ燒酎ノアルコール分ノ總量ガ當該果実酒ノアルコール分ノ總量ヲ超エズ且ツ混和後ノ果実酒ノアルコール分ガ十四度ヲ超エザルモノハ酒税法第十一條第二項ノ規定ニ依リ之ヲ果実酒ト看做ス

②前項ノ果実酒ヲ製造セントスル者ハ當該アルコール又ハ燒酎及果実酒ノ品種、アルコール分及數量並ニ混和ノ日及場所ヲ記載シタル申請書ヲ所轄稅務署ニ提出シ承認ヲ受ケベシ(昭和二十四年政令第八十三号本條追加)

第二章 製造及販売ノ免許

第六條 酒類製造ノ免許ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ製造場所轄稅務署ニ提出スベシ

- 一 申請者ノ住所及氏名又ハ名称
 - 二 製造場ノ位置
 - 三 製造スベキ酒類ノ種類
 - 四 製造方法
 - 五 毎酒造年度ノ製造見込石數
 - 六 試験ノ為ニ酒類ヲ製造セントスル者ニ在リテハ其ノ旨
- 第七條 酒税法第十五條第三項ノ規定ニ依リ製造ノ免許ヲ与フルトキハ稅務署長ハ製造ノ期間及石數ヲ指

定スベシ

②前項ノ期間又ハ石數ハ稅務署長之ヲ変更スルコトヲ得

第八條 酒母、醪又ハ麴ノ製造ノ免許ヲ受ケントスル者ハ其ノ製造スベキ種類毎ニ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ製造場所轄稅務署ニ提出スベシ

- 一 申請者ノ住所及氏名又ハ名称
 - 二 製造場ノ位置
 - 三 製造方法
 - 四 製造ノ目的
- 第九條 酒類販売業ノ免許ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ販売場所轄稅務署ニ提出スベシ

- 一 申請者ノ住所及氏名又ハ名称
- 二 販売場ノ位置

②販売場ヲ有セズシテ酒類ノ販売業ヲ為サントスル者ハ其ノ旨ヲ記載シ住所在地又ハ居所地ノ所轄稅務署ニ前項ノ申請書ヲ提出スベシ此ノ場合ニ於テハ前項第二号ニ掲グル事項ノ記載ヲ要セズ

第九條ノ二 稅務署長ハ酒類、酒母、醪若ハ麴ノ製造又ハ酒類販売業ノ免許ヲ与フルニ當リ酒税保全上必要アリト認ムルトキハ酒税法第十八條ノ二ニ掲グル事項ヲ指定スルコトヲ得(昭和十八年勅令第四百十九号追加)

第十條 酒場、料理店其ノ他酒類ヲ專ラ自己ノ營業場ニ於テ飲料ニ供スルコトヲ業トスル者ハ酒税法第七條ノ免許ヲ受クルコトヲ要セズ

第十一條 酒類、酒母、醱若ハ麵ノ製造又ハ酒類ノ販売業ノ免許ヲ受ケタル者製造場又ハ販売場ヲ移転セ
 ントスルトキハ製造場又ハ販売場ノ所轄稅務署ヲ經由シ移転先ノ稅務署ニ許可申請書ヲ提出スベシ
 ②前項ノ申請書ニハ移転ノ事由及酒類ノ製造者ニ在リテハ第六條第一号乃至第五号ニ掲グル事項、酒母、
 醱又ハ麵ノ製造者ニ在リテハ第八條各号ニ掲グル事項、酒類ノ販売業者ニ在リテハ第九條第一項各号ニ
 掲グル事項ヲ記載スベシ

第十二條 酒類製造ノ免許ヲ受ケタル者其ノ製造ヲ廢止セントスルトキハ免許取消申請書ヲ所轄稅務署ニ
 提出スベシ

②酒母、醱若ハ麵ノ製造又ハ酒類ノ販売業ノ免許ヲ受ケタル者其ノ製造又ハ販売業ヲ廢止シタルトキハ其
 ノ旨ヲ記載シタル申告書ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ但シ酒税法第二十七條ノ二第一項ニ規定スル政府ノ
 指定ヲ受ケタル酒類販売業者（指定販売業者ト称ス以下同ジ）其ノ酒類販売業ヲ廢止セントスルトキハ
 免許取消申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ（昭和二十五年政令第七十二号改正）

第十三條 酒類、酒母、醱若ハ麵ノ製造業又ハ酒類販売業ヲ営ム者ニ付相續ノ開始アリタルトキハ引續キ
 其ノ製造業又ハ酒類販売業ヲ営マントスル相續人ハ直ニ其ノ旨ヲ記載シタル申告書ヲ所轄稅務署ニ提出
 スベシ（昭和二十三年政令第四百十八号、同二十四年政令第八十三号改正）

第十四條 稅務署長ハ酒税法第二十二條第一項（第二十四條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ酒
 類、酒母、醱又ハ麵ノ製造ノ免許ヲ取消シタル場合ニ於テ半製品現存スルトキハ製造者ノ申請ニ依リ期
 間ヲ指定シテ製成其ノ他必要ノ行為ヲ相續セシムルコトヲ得

②前項ノ規定ハ酒税法第二十五條第一項ノ規定ニ依リ酒類販売業ノ免許ヲ取消シタル場合ニ付之ヲ準用ス

第三章 酒税ノ賦課徴収

第一節 酒税課率（昭和十八年勅令第四百十九号改正）

第十五條 大蔵大臣ノ指定スルアルコール分（指定アルコール分ト称ス以下同ジ）ニアアルコール分二度ヲ
 加ヘタルアルコール分（燒酎ニ在リテハ指定アルコール分）ヲ超ユル酒類（麦酒ヲ除ク）ニ付テハ酒税
 法第二十七條第二項（第二十七條ノ二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ当該各條第一項
 ノ規定ニ依ル金額ヲ指定アルコール分ノ度数ヲ以テ除シテ得タル金額ノ百分ノ百二十ニ相当スル金額ヲ
 指定アルコール分ヲ超ユル一度毎ニ当該各項ノ規定ニ依ル酒税額ニ加算ス（昭和十九年勅令第八十二
 号、同二十年勅令第八十三号、同二十四年政令第八十三号及同二十五年政令第七十二号改正）

第十六條 各酒類ノ級別、類別及種別ハ中央酒類審議會ノ諮問ヲ經テ大蔵大臣之ヲ定ム

②大蔵大臣必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ中央酒類審議會ノ諮問ヲ經テ清酒ノ第一級ノ級別
 ヲ国税局長ヲシテ地方酒類審議會ノ諮問ヲ經テ定メシムルコトヲ得

③前項ノ場合ニ於テ大蔵大臣ハ中央酒類審議會ノ諮問ヲ經テ前項ノ級別ノ決定ニ付国税局長ニ対シ指示ヲ
 為スコトヲ得（昭和十八年勅令第四百十九号追加、同十九年勅令第八十二号、同二十年勅令第八十
 三号、同二十四年政令第八十三号及同年政令第四百十九号改正）

第十七條 指定販売業者ノ指定ハ国税庁長官之ヲ為ス（昭和二十年勅令第八十三号削除、同二十三年政
 令第二百四十六号、同二十四年政令第八十三号、同二十四年政令第四百十九号及同二十五年政令第七十
 二号改正）

②前項ノ指定ヲ受ケントスル酒類販売業者ハ左記事項ヲ記載シタル申請書ヲ国税庁長官ニ提出スベシ

- 一 申請者住所及氏名又ハ名称

- 二 販売場ノ位置
- 三 資産又ハ資本金額
- 四 従業者ノ数
- 五 販売設備ノ概要

③ 指定販売業者第一項ノ指定ノ取消ヲ受ケントスルトキハ指定取消申請書ヲ国税庁長官ニ提出スベシ(昭和二十五年政令第七十二号本項追加)

第十八條 第九條ノ二、第十三條及第十四條第一項ノ規定ハ前條第一項ノ指定ヲ為ス場合、指定販売業者ニ付相續ノ開始アリタル場合及酒税法第二十六條第二項ニ於テ準用スル同法第二十五條第一項ノ規定ニ依リ前條第一項ノ指定ヲ取消シタル場合ニ付之ヲ準用ス但シ稅務署長又ハ所轄稅務署トアルハ國稅庁長官トス(昭和二十年勅令第八十三号及同二十五年政令第七十二号改正)

第十九條 酒類製造者アルコール専売法第二十條第二号ノ規定ニ依リ売渡ヲ受ケタルアルコール又ハ所轄稅務署ノ承認ヲ受ケ移入シタルアルコール原料トシテ酒類ヲ製造セントスルトキハ其ノ製造見込石數、製造方法ノ詳細及売渡ヲ受ケベキアルコール又ハ移入スベキアルコールノアルコール分毎ニ數量ヲ記載シタル申請書ヲ所轄稅務署ニ提出シ承認ヲ受ケベシ(昭和十九年勅令第八十二号及同年勅令第六百四十二号本項改正)

② 前項ノ承認ヲ受ケ製造シタル酒類ニ付テハ酒税法第二十七條ノ三第一号ノ規定ニ依リ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ酒税ヲ輕減ス(昭和二十年勅令第八十三号及同年勅令第六百四十二号本項改正)

③ 前項ノ規定ニ依リ酒税ノ輕減ヲ受ケントスル者ハ当該酒類ノ製造石數及アルコール分、使用シタル原料ノ種類及數量並ニ檢定ノ日ヲ記載シタル申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ(昭和十九年勅令第八十三号改正)

号改正)

④ 稅務署長必要アリト認ムルトキハ第一項ノ原料用アルコールニ封緘ヲ施スコトヲ得(昭和十八年勅令第四百四十九号追加、同十九年勅令第八十二号改正)

第二十條 所轄稅務署ノ承認ヲ受ケ製造シタル第一條第一項第三号ノアルコール若ハ燒酎、第一條ノ二第二項ノ清酒原料トシテ製造シタルアルコール若ハ燒酎、第二條ノ二第一項ノ味淋ノ原料トシテ製造シタルアルコール若ハ燒酎、第三條ノ二第一項ノ燒酎ノ原料トシテ製造シタルアルコール又ハ第五條ノ二第一項ノ果実酒ノ原料トシテ製造シタルアルコール若ハ燒酎ニ付テハ酒税法第二十七條ノ三第二号ノ規定ニ依リ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ酒税ヲ輕減ス(昭和二十年勅令第八十三号及同二十四年政令第八十三号改正)

② 前項ノ規定ニ依リ酒税ノ輕減ヲ受ケントスル者ハ当該原料用酒類ノ製造石數及アルコール分並ニ檢定ノ日ヲ記載シタル申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

③ 前項ノ場合ニ於テ稅務署長必要アリト認ムルトキハ当該原料用酒類ヲ移出先ニ移入シタルコトヲ証スベキ書類又ハ第一條第一項第三号ニ規定スル釀造方法ニ依リ清酒ノ原料ニ供シタルコト若ハ第一條ノ二第二項ノ清酒若ハ第三條ノ二第一項ノ燒酎ノ原料ニ供シタルコトヲ証スベキ書類ヲ提出セシムルコトヲ得前條第四項ノ規定ハ第一項ノ原料用アルコール又ハ燒酎ニ付之ヲ準用ス(昭和十九年勅令第八十二号本條改正)

第二十四條ノ二 第五十四條第一項ノ規定ノ適用ヲ受ケアルコール専売法第二十條第二号ノ規定ニ依リ売渡ヲ受ケタルアルコールヲ混和シタル果実酒ニ付テハ酒税法第二十七條ノ三第三号ノ規定ニ依リ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ酒税ヲ輕減ス

酒税 酒税法施行規則

五〇

②前項ノ規定ニ依リ酒税ノ軽減ヲ受ケントスル者ハアルコール混和後ノ果実酒ノ石数及アルコール分、混和シタルアルコールノ数量及アルコール分並ニ混和ノ日ヲ記載シタル申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ
(昭和二十一年勅令第四百十四号追加)

第二節 酒税ノ徴収(昭和十八年勅令第四百十九号及同十九年勅令第八十二号改正)
第二十一條 酒税法第三十四條第二号但書又ハ第三十四條ノ二第三号但書ノ政府ノ承認ヲ受ケントスル者ハ所轄稅務署ニ申請シ其ノ承認ヲ受クベシ(昭和二十五年政令第七十二号改正)

第二十二條ノ二 酒税法第三十四條ノ二第五号但書ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケントスル者ハ其ノ事由、当該酒類ノ種類、級別、類別、種別、アルコール分及石数並ニ移出ノ日及場所ヲ記載シタル申請書ヲ所轄稅務署ニ提出スベシ

②前項ノ場合ニ於テ亡失シタル場所ガ前項ノ稅務署ノ管轄ニ屬セザルトキハ最寄稅務署ニ亡失ノ事實ヲ申告シテ交付ヲ受ケタル證明書ヲ添付スベシ

④酒税法第三十四條ノ二第一号ノ規定ニ依ル自家用トシテノ酒類ノ数量ニ付テハ製造場所轄稅務署ノ承認ヲ受クベシ(昭和二十四年政令第八十三号本條追加、同二十五年政令第七十二号改正)

第二十二條 酒税法第三十五條第一項ノ規定ニ依ル申告書ハ之ヲ製造場所轄稅務署ニ提出スベシ

②前項ノ場合ニ於テ左ニ掲グルアルコール分ヲ超ユルアルコール分ノ酒類アルトキハ当該アルコール分ヲ年勅令第八十三号、同二十四年政令第八十三号及同二十五年政令第七十二号改正
一、焼酎ニ付テハアルコール分二十五度
二、雜酒第二級及第三級ニ付テハアルコール分二十度

三 第十五條ノ規定ノ適用ヲ受クル酒類ニ付テハ指定アルコール分ニアルコール分二度ヲ加ヘタルアルコール分

③第一項ノ申告書ノ提出ナキトキ又ハ稅務署長其ノ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ稅務署長ハ酒類ノ移出石数ヲ決定ス(昭和十八年勅令第四百十九号、同十九年勅令第八十二号、同二十四年政令第八十三号改正)

④前三項ノ規定ハ保税地域ヨリ引取ル酒類ノ酒税法第三十五條第二項ノ規定ニ依ル申告ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ雜酒第四級ニ付テハアルコール分十度ヲ超エザルモノ及アルコール分十度ヲ超ユルモノ毎ニ当該酒類ノ引取石数ヲ区分シテ記載スベシ(昭和十九年勅令第八十二号及同二十五年政令第七十二号改正)

第二十二條ノ二 酒税法第三十五條ノ二第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル申告書ハ之ヲ製造場又ハ販売場所轄稅務署ニ提出スベシ(昭和二十四年政令第八十三号及同二十五年政令第七十二号改正)

②前項ノ申告書ニハ焼酎ニ付テハアルコール分二十五度ヲ超エザルモノ及アルコール分二十五度ヲ超ユルモノ毎ニ、雜酒第二級及第三級ニ付テハアルコール分二十度ヲ超エザルモノ及アルコール分二十度ヲ超ユルモノ毎ニ、雜酒第四級ニ付テハアルコール分十度ヲ超エザルモノ及アルコール分十度ヲ超ユルモノ毎ニ、第十五條ノ規定ノ適用ヲ受クル酒類ニ付テハ指定アルコール分ニアルコール分二度ヲ加ヘタルアルコール分ヲ超ユル一度毎ニ酒類ノ販売石数ヲ区分シテ記載スベシ(同上)

③前條第三項ノ規定ハ酒税法第三十五條ノ二第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル申告ニ付之ヲ準用ス(同上)
第二十二條ノ三 稅務署長酒税保全上必要アリト認ムルトキハ酒類製造者ニ對シ第四十三條第一項ノ指定期限内ニ担保ノ提供又ハ酒類ノ保存ヲ為サザル場合ニ於テハ酒税法第三十六條ノ二第一号ノ規定ニ依リ

酒税ヲ徴収スベキコトヲ通知スルコトヲ得

②前項ノ場合ニ於テ酒類製造者担保ノ提供又ハ酒類ノ保存ヲ為サザルトキハ製造場ニ現存スル酒類ハ酒税法第三十六條ノ二第一号ノ規定ニ依リ之ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做シ直ニ其ノ酒税ヲ徴収ス

③前項ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ移出シタルモノト看做サレタル酒類ニ付酒税法第三十五條第一項ノ規定ニ依ル申告書ヲ提出スベシ(昭和十九年勅令第八十二号本條追加、同二十二年勅令第二百四十六号改正)

④前項ノ場合ニ於テハ酒類製造業者ノ申請ニ依リ当該原料用酒類ヲ使用シテ製造シタル酒類ヲ製造場ヨリ移出シタル月ノ翌月末日迄ニ酒税ヲ徴収スルコトヲ得(昭和十九年勅令第八十二号本條追加、同二十二年政令第二百四十六号改正)

⑤前項ノ場合ニ於テハ酒類製造業者ノ申請ニ依リ当該原料用酒類ヲ製造シタル酒類ヲ製造場ヨリ移出シタル月ノ翌月末日迄ニ酒税ヲ徴収スルコトヲ得(昭和十九年勅令第八十二号本條追加、同二十二年政令第二百四十六号改正)

⑥前項ノ場合ニ於テハ酒類製造業者ノ申請ニ依リ当該原料用酒類ヲ製造シタル酒類ヲ製造場ヨリ移出シタル月ノ翌月末日迄ニ酒税ヲ徴収スルコトヲ得(昭和十九年勅令第八十二号本條追加、同二十二年政令第二百四十六号改正)

⑦前項ノ場合ニ於テハ酒類製造業者ノ申請ニ依リ当該原料用酒類ヲ製造シタル酒類ヲ製造場ヨリ移出シタル月ノ翌月末日迄ニ酒税ヲ徴収スルコトヲ得(昭和十九年勅令第八十二号本條追加、同二十二年政令第二百四十六号改正)

⑧前項ノ場合ニ於テハ酒類製造業者ノ申請ニ依リ当該原料用酒類ヲ製造シタル酒類ヲ製造場ヨリ移出シタル月ノ翌月末日迄ニ酒税ヲ徴収スルコトヲ得(昭和十九年勅令第八十二号本條追加、同二十二年政令第二百四十六号改正)

⑨前項ノ場合ニ於テハ酒類製造業者ノ申請ニ依リ当該原料用酒類ヲ製造シタル酒類ヲ製造場ヨリ移出シタル月ノ翌月末日迄ニ酒税ヲ徴収スルコトヲ得(昭和十九年勅令第八十二号本條追加、同二十二年政令第二百四十六号改正)

⑩前項ノ場合ニ於テハ酒類製造業者ノ申請ニ依リ当該原料用酒類ヲ製造シタル酒類ヲ製造場ヨリ移出シタル月ノ翌月末日迄ニ酒税ヲ徴収スルコトヲ得(昭和十九年勅令第八十二号本條追加、同二十二年政令第二百四十六号改正)

⑪前項ノ場合ニ於テハ酒類製造業者ノ申請ニ依リ当該原料用酒類ヲ製造シタル酒類ヲ製造場ヨリ移出シタル月ノ翌月末日迄ニ酒税ヲ徴収スルコトヲ得(昭和十九年勅令第八十二号本條追加、同二十二年政令第二百四十六号改正)

⑫前項ノ場合ニ於テハ酒類製造業者ノ申請ニ依リ当該原料用酒類ヲ製造シタル酒類ヲ製造場ヨリ移出シタル月ノ翌月末日迄ニ酒税ヲ徴収スルコトヲ得(昭和十九年勅令第八十二号本條追加、同二十二年政令第二百四十六号改正)

⑬前項ノ場合ニ於テハ酒類製造業者ノ申請ニ依リ当該原料用酒類ヲ製造シタル酒類ヲ製造場ヨリ移出シタル月ノ翌月末日迄ニ酒税ヲ徴収スルコトヲ得(昭和十九年勅令第八十二号本條追加、同二十二年政令第二百四十六号改正)

⑭前項ノ場合ニ於テハ酒類製造業者ノ申請ニ依リ当該原料用酒類ヲ製造シタル酒類ヲ製造場ヨリ移出シタル月ノ翌月末日迄ニ酒税ヲ徴収スルコトヲ得(昭和十九年勅令第八十二号本條追加、同二十二年政令第二百四十六号改正)